

平成19年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年9月11日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月11日 午前9時00分宣告 (第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		保険医療課長	鈴木 利彦	福祉・ 児童課長	佐藤 一夫
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治	総務課長	浅野 睦
教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
	生涯学習課長	川合 保			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	志治 正弘

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	黒川勝好	①どうなるニッセン跡地……………	29
		②愛知県警蟹江駅前交番、なぜ移転なのか……………	32
2	小原喜一郎	①行政改革＝住民の暮らし・福祉を守る立場で見直せ……………	38
		②再び国保税・介護保険料の減免制度を……………	49
3	山田乙三	①「私のまちづくり提言」模索を質す……………	57
4	林英子	①医療改正に当たっての現状について……………	66
		②保育料の値上げについて……………	77
5	伊藤正昇	①愛知県立蟹江高等学校跡地計画について……………	85
6	高阪康彦	①ネット教育といじめ……………	90
		②町界町名設定事業について……………	96
7	山田邦夫	①町財政と下水道事業の問題……………	104

○議長 菊地 久君

皆さんおはようございます。

平成19年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さん、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をしてください。

これより日程に入りますが、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

日程第1、「一般質問」を行います。

順次発言を許可をいたします。

質問1番 黒川勝好君の1問目「どうなるニッセン跡地」を許可いたします。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川勝好でございます。

通告に従いまして、第1問目「どうなるニッセン跡地について」を質問をいたします。

ニッセンが昨年移転することで、蟹江工場が閉鎖をされました。蟹江町内でも多くのOB、そして、お勤めになられた方々が、大変感慨深い思いをされていると思います。

敷地面積が2万4,246平方メートル、坪数にいたしますと、約7,300坪にも及ぶ広大な土地であります。町としても今後、本町地域の発展のためにも、ぜひとも手に入れておきたかった物件ではなかったかと思えます。しかしながら、残念ながら、民間の業者に売り渡されたわけですけれども、東京に本社を置きます都市綜研インベストバンク株式会社というところが事業主となりまして、株式会社ラ・プラスが企画、プランニングを行うという形で、大型商店施設計画が進行しつつあると聞いておりますが、本当でありましょうか。

この当初の事業計画によりますと、来年の今ごろには、店舗数が約31店舗、駐車台数1,246台収容、年間の想定売上高が110億円、想定来客数330万人、想定商圈——想定商圈といえますと、予想されるお客様が来ていただける範囲、これを10キロと想定をしておるわけでありすけれども、10キロ範囲といえますと、この海部郡全域、東は名古屋の中村区、中川区、港区が想定の中に入ると思いますが、大プロジェクトを計画をしております。

もしこの計画どおりとしたならば、旧ニッセン周辺は、連日大パニックになることは必死だと予想されます。一番の問題点は、交通アクセスの問題であろうかと思えます。特に東西を走る県道弥富・名古屋線、そして、南北では東郊線、また、一方通行となっております県道境・政成新田蟹江線等は、大渋滞が予想をされます。

また、ライオンズマンションにお住まいの方々とか、その周辺のお宅の駐車場から車が出せない状況になるのではないかという心配をいたしております。

そして、近隣の手スーパー、遊技場、ホームセンター、また、中小商店は大打撃を受けることは間違いありません。

今後、本格化するJR北の開発も含め、もう一度この本町地域全体のまちづくりを考え直す必要があるのではないかと思うわけでありす。

2つ目には、生活環境の問題であります。

特に、営業時間の問題は、町の治安にも大きく影響することが予想をされます。これらの問題を、今後町としては、業者との交渉の上でどのように進められていくのか心配をしております。

そこで、通告書に従いまして、3点質問をさせていただいております。

1点目といたしまして、ニッセンの跡地は今後どのような計画で進んでいくのか。

できましたら最新の一番新しい情報を教えていただきたいと思えます。

2つ目には、交通アクセスはどう対応されるのか。

ご承知のとおり、あのヨシヅヤから南の交差点でありますけれども、右折帯がございませ

ん。この交差点をスムーズに右折できるような計画がなされているのか。

3点目は、周辺住民に対しての説明会等が用意されているのか。

これは業者の方々からも当然説明があるとは思いますが、町としても、周辺住民の方々に対しては、今後いち早い正確な情報提供をしていくべきだと思うわけですが、まず、この3点について伺いをいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、お答えを申し上げます。

「どうなるニッセン跡地」というテーマで、長らく工場をやってみえたニッセンが撤退することになりまして、その後の開発計画を含めまして、どのような計画で進んでいくのか。それから、交通アクセスはどう対応するのか。それから、地元への説明、住民への説明は十分なのか。そういう3点についてのご質問であると思います。

まず1点目、今後どのような計画で進んでいくかでございますが、先ほど黒川議員がおっしゃいましたように、今年の廃業後、この3月には、既存の建物の解体工事が行われるということで、付近住民の皆様の方へ説明がされております。その後、公有地拡大の推進に関する法律、これに基づきまして、愛知県へ売買の届け出がされまして、手続を得た後、先ほどおっしゃいました現在の所有者が取得いたしております。面積は約2万4,000平米、坪数として7,300坪ほどでございます。

それで、この土地に関しましては、当初、複数の会社から開発について問い合わせがございました。ただその時点では、まだ具体的に話がありませんでした。本格的にこの話がまわりましたのがこの8月で、業者から依頼を受けた設計士から具体的に相談がございました。

その内容につきましては、先ほど大変詳しく説明いただきました黒川さんのおっしゃるとおり、鉄骨づくりの4階建て、高さ約20メートルの建物で、用途は31店舗を含むショッピングセンターなどの物販店、飲食店などの複合施設が予定されております。施工期間でございますが、予定としましては、ことしの11月から着工いたしまして、来年の9月下旬までの約10カ月間を予定しておるようでございます。

それで、今後の状況でございますが、店舗面積が1,000平米を超えておりますので、建築確認申請とは別に、大規模店舗立地法に基づく届け出を愛知県知事へ行うこととなり、この届け出に基づく地元説明会が11月ごろに開催を予定されております。

それから、2点目の交通アクセスの問題でございます。

確かにあの部分、ヨシヅヤの交差点、それから、弥富・名古屋線、七宝蟹江西福田線、常に土日になると非常に渋滞を招いておまして、たびたび議会でも質問をいただいております。そんな中で大規模な開発が行われましたので、大変私どもも心配しておる状況でございます。

まず、店舗へのアクセスは、七宝蟹江西福田線（通称東郊線）からの出入りを考えておら

れるようであります。店舗規模から想定しますと、かなりの渋滞が想定をされまして、私もこの件に関しまして、県へ事前相談された時点に、この渋滞対策を初めまして、近隣への騒音、雨水対策、ごみなどの環境問題、これを含め適正な配慮がされるように申し入れを行いました。

交通アクセスについては、現在、開発事業者が交通量調査を行いまして、愛知県警及び地元蟹江警察署とできるだけスムーズな車の流れになるよう協議中でございます。町といたしましても、特に交通渋滞、交差点も含め予想されますので、交差点改良も含めまして、地元蟹江警察署と十分連携を取り対処いたしたいと思っております。

それから、周辺住民の説明会、先ほど申しましたように、現時点では地域住民への皆さん、町内会長さん、本町連合会長さんの方へは説明等、各個別に文書を配布し、説明はされると報告を受けております。また、その件に関しまして、地域住民の方からも役場の方へ問い合わせがあることも事実でございます。

今後につきましては、先ほど申しました大規模小売店舗立地法、これに基づく地元説明会、11月に開催を予定されておりますので、この説明会も含め、届け出に対する地元住民の意見が、愛知県に対して述べることができます。法で定めておりますので、このことも踏まえまして、町も引き続き住民の声をよく聞き対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○9番 黒川勝好君

今、説明を受けたわけですがけれども、7,300坪という、大体今、私、調べさせていただきましたと、周辺ではアピタの港店が、ここの店舗面積が7,700坪ということですので、大体それぐらいの規模のものができるのではないかと、私、予想しておりますけれども、そういうことになりますと、本当に今言われた交通アクセスの問題は、差し迫っている問題だと思うわけです。

今、地元の周辺の住民の方に説明をされたということですが、その住民の方から町の方には今、どのような話が来ているのか、心配されていることがどのようなことが上がっているのか、わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

地元住民からのお電話につきましては、基本的にはやはり交通渋滞、それから騒音、環境等でございます。当然地元住民の方たちも、日ごろの状況はよく承知しておられまして、説明によりまして、かなり大きな店舗が来るということで、心配をされておるのは事実でございます。ただ、開発事業者につきましても、その辺のことを十分心得て、交通アクセスも含めて現在県警と協議中ですので、できる限りスムーズにいくように、住民の皆さんを含めて説明を行い、対処していきたいと考えております。

○9番 黒川勝好君

なかなか住民の方には、何ができるかというのが、今初めてきちっとした形で出たように私は思います。いろいろな方が、あそこは工場がまたできるのではないか、また、マンションが建つのではないかというお話もよく聞きます。そんな中で、間違いなくこういう店舗が入るといふことで、今説明があったわけです。それで、駐車場も今の1,200台ぐらいの収容面積を持った駐車場ができるわけですので、当然、今の交通渋滞の問題は避けて通れない問題になると思います。町としても、早急にまず交通アクセスの問題は、きちんと対応していただきまして、周辺住民になるべく迷惑のかからない、そして、私、安全な蟹江町であってほしいと願う一人でありますので、どうかその辺のところよろしくお願いを申し上げまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 菊地 久君

以上で、黒川勝好君の1問目の質問を終わります。

続いて、黒川勝好君の2問目「愛知県警蟹江駅前交番、なぜ移転なのか」を許可をいたします。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川勝好でございます。

それでは、2問目の質問をさせていただきます。2問目は「愛知県警蟹江駅前交番、なぜ移転なのか」についてであります。

私たち町民の治安を日ごろから守っていただいております安心で安全、快適な生活を送ることができるのも、警察官の皆さんのおかげと日々感謝をいたしております。特に、交番勤務の警察官の方々は、地域に密着し、親しまれた大変頼もしい存在であります。現在、蟹江町には、中学校区で1つということでもありますので、蟹江北中の校区に須成交番がございます。そして、蟹江中学校区には今の駅前交番という形で、配置をされておると思います。

今回その1つである駅前交番が移転するというところで、質問させていただくわけですが、現在の駅前交番は、蟹江町の表玄関でもあります近鉄蟹江駅の敷地角にあります。すぐ前には大手銀行、そして、北に本町一番街商店街が立ち並んでおります。また、蟹江周辺には、蟹江小学校、蟹江南保育所、蟹江中学校、郵便局、はばたき幼稚園等々、重要な施設が集中しており、一日じゅう人の移動が大変激しい場所でもあります。人の移動が多いということは、また、大変トラブルも多いところとも言えるかと思います。現在の場所に交番があるからこそ、安心して銀行や郵便局、そしてまた、お買い物をしたり、子供たちを学校に預けることができるということだと思います。

しかし、駅前交番を現在の位置より北へ、移転先としては蟹江本町字オノ割83番の1、場所的にいいかと、蟹江町の消防署の道を挟んだ南の場所に移転をするということが決まったわけでありまして。

この件は、今月の4日の全員協議会でもるる説明を受けました。町側もそれなりに努力をされたとは思いますが、余りにも一方的な県警の言いなりの姿勢に思えてなりません。地元海門地域でさえ、7月17日のタウンミーティング、そして28日の役員の方々への説明と、それも事後報告ということを知っています。これは余りにも行政として住民軽視も甚だしい、私はそう思うわけでありませぬ。

そこで質問で、3問質問させていただきましたが、なぜ移転をしなくてはいけないのか。あの位置ではなぜいけないのか。あの場所ではなぜいけないのか。その経緯についてもう一度詳しくお知らせをお願いします。

2番目は、近鉄蟹江駅周辺一番街商店街等の治安が心配されるわけですが、今後どう対処されていくのか。

3番目といたしまして、地域的事情を考えた場合、蟹江町として今回の移転場所はベストと考えられたのか。町所有地だけではなく、民間からの土地の借り入れも視野に入れる必要があったのではないかと。

この3問について質問をいたします。

○総務部長 坂井正善君

それでは、私の方から「愛知県警蟹江駅前交番、なぜ移転なのか」、これについてのご質問、3点質問をちょうだいしました。順次ご答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目ではありますが、なぜ移転をしなくてはいけないのか、その経緯についてでございます。

これにつきましては、私どもが把握しておりますところでは、駅前交番の更新に当たり、借地ができなくなったというのが移転の理由と聞いております。

私どもとのかかわり合いの経緯といたしましては、4年ほど前に、蟹江警察署から現在の交番を更新するに当たり、借地の更新ができなくなりそうで、移転しなければならなくなると思われる。そのときには、新交番建設用地として町有地を借用したいとの相談がございました。ただ、この時点では、町としましては協力を約束するものの、相談の域を出なかったために、具体的な候補地絞りなどには、この時点では進まなかったということでございます。

その後、2年ほど前に、蟹江警察署から何とか現在のところで新交番建設ができる見込みとなり、町有地の借用は必要なくなったとのお話があり、私どもとしましては、安堵していたというのが現状でありました。

ところが、昨年8月になって、蟹江警察署から現在の借地の更新が白紙となり、移転しなければならなくなった旨のお話があり、同時に愛知県警本部から、蟹江警察署を通して、移転先を町有地で借地したい旨の依頼がございました。

その後、8月24日に県警本部としては、諸条件から考えて今回の予定地、先ほど議員がお

っしやいましたが、蟹江本町字オノ割83番地の1を候補地として検討したい旨のお話をいただきました。

またその後、10カ月ほどお話がありませんでしたが、ことしの5月になりまして、県警本部から候補地について本格的に借地したい旨のお話があり、協議を再開したという次第でございます。

続いて、質問2であります。

近鉄蟹江駅周辺、一番街商店街等の治安が心配されるが、今後どう対処されるのかとのご質問でございます。移転後の駅周辺等の治安維持につきましては、町としても懸念するところであり、蟹江警察署にはその対策をお願いしておる次第でございます。

具体的には、警ら中に近鉄駅前に赤色灯を回転させたパトロールカーを駐留させ、警戒活動に当たったり、周辺へのパトロールカーによる巡回をふやす。また今後、民間防犯活動隊の拠点施設が開設された場合には、立ち寄り、情報交換や共同警戒活動などを行う。これらの対策については、蟹江警察署から対応する旨の回答をいただいております。

続いて、質問3であります。

地域的事情を考えた場合、蟹江町として今回の移転場所はベストと考えられたのか。

この交番の更新場所といたしましては、私どもは、駅前の現在の位置で更新できれば一番よいのではないかと考えるところであります。

ただ、今回の移転につきましては、借地の問題で、駅前周辺にはその用地を確保することができませんでした。もちろん町といたしましては、県警本部に対しましては、駅前周辺の民有地を候補地に挙げ、お話をさせていただきましたが、県警本部の方針は、土地に関する権利関係の問題等のため、あくまで町有地を借用し、更新したいというものでございました。また、地域やその環境、道路環境の問題、面積等を考慮し、検討・協議を進め、私どものできる最大の努力として今回の予定地となったものでございますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

この候補地のことでありますけれども、これは町の遊休地であるから貸すということですが、県警の方は全く土地を自分たちから探そうという気はなかったわけですか、すべて町にお任せという形で、町がこの場所を決めたわけですか。まずそれを1点。

もう一つは、4年前に近鉄さんの借地の件で、もうここではいけないのだということ言われた。そうしたら、また2年前になったら、現在でよいと言われた。それで1年前になってまた、もう出ていってくれと、こうころころと話が変わっておるわけですが、その辺の、どちらが窓口になっておるわけですか。町が窓口でやっておるわけですか、県警が近鉄さんと窓口になってやっておるんですか、その辺ははっきりちょっとお答え願います。

○議長 菊地 久君

もう一度答弁をお願いをいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

現在までの経過の窓口は私がしておりましたので、私の方からご説明をさせていただきます。

県警が候補地を選ばなかったのかどうか、自分ではどうだというお話でございますが、県警といたしましては、そういったところまでの実態的な動きをされたということはございません。お話の中で、最初から蟹江町の町有地をお借りしたいというご要望はございました。

ただ、先ほど部長の方が答弁させていただきましたとおり、私どもの方といたしましては、交番はやはりあの駅の近くにあった方がいいということで、具体的には、一方通行の政成線でございますが、その近くに民間の方のご所有の土地が、駐車場にはなっておるんですけども、何件かございました。実際そちらへご案内を申し上げまして、こういったところに適正規模の用地がございます、こういったところを交渉されてはいかがですかということで、お話は差し上げましたが、そのときには、やはり権利関係でいろいろ難しくて、県警本部の方針からして、やはり民有地をお借りすることはできない、町有地で適正なところをどうぞ借りさせていただきたいという強いご要望で、私どもの方といたしまして、いろいろな町有地を持っておりましたところを蟹江本町地区、蟹江小学校の地区でございますが、こういった中で、私どもの方からご提案を申し上げたというのは確かにございます。そして、現在の場所が一番いいということで、最終的にご決断をされまして、現在に至っておるわけでございます。

それから、現在の用地の場所、こちらの方の窓口はということでございますが、私どもの方では窓口にはなれませんでした。といいますのも、権利関係すべて愛知県警が持っております。借用しておられるのも愛知県警でございまして、直接愛知県の県警、そして、中に入られたのは蟹江の警察署の方も入っていただいておりますと思うんですが、こちらが最初この近鉄の駅のところを、お話をしておられたのが桑名の管轄地ということで、桑名駅の方の営業所といたしますか、近鉄のそちらの方にお話をされておりました。

最初はそちらでも4年前にはお断りがきて、更新はできないということで、かなり県警の方も動揺されまして、いろいろと私どものお話がきたわけです。ただ、その後、県警の方もそちらの方へ、桑名の方でお話を進められまして、2年前には桑名の方は更新ができる手続をとれるということで、先ほどのお話のように、私どもも安堵したということで、立ち消えになりました。

その後でございますが、2年ほど前になりましたから、どうも近鉄さんは大阪の方が本部といたしますか、本社でございまして、そちらとの契約関係ということが最終的にあるということで、どうもそちらの大阪の方からきちっとした回答ということで、今後更新することが

できない旨のお話きた。これは本部決定ということで、大阪本部の方の決定だということで、桑名の方からもそういう内容の通知が来て、愛知県警としては、今後の更新をあの場所ですることは不可能というふうに完全に判断されたということでございます。

ただ、私どもの方としては、2年前に安堵のお話ございましたので、その後につきまして、町からの大阪本社へのお願いというようなことは、実はやってございませんでした。当然私どもの方がやるべきことかどうかいっても、私どももちょっとわかりませんでしたし、情情的にはそういった内容でございましたので、大変申しわけございません。私どもの窓口といたしましては、現況をのまさせていただきます、相手方といえますか、県警のご要望等を勘案しながら、私どもの土地を使っただいて、何とか蟹江町の治安をお守りいただきたい。ここがだめでありますと、しばらくの間といえますか、用地ができるまで、どうも蟹江町には1つ交番が建設するのは難しいという状況でございましたので、大変、私ども住民を軽視するわけではございませんが、そういった状況がございましたことはご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

経緯はわかりましたけれども、民有地を借りるのではなくて買うということは県警の方にはなかったわけですか、買い取るという形でやる。今の蟹江町のこの土地でもそうですけれども、買い取っていただくというやり方は、向こうとしては全然選択肢には入っていなかったのか。

それで、何か話を聞いておると、蟹江町を守ってやるがやと、県警はおまえたちを守ってやるで我々の言うことを聞けと、そういうふうに見えてならないわけです。向こうの言いなりになって、ただ、あかんがやいいがやで、新しい交番がああ場所等々で、我々本当に迷惑をしておるようなそういう気がしてなりません。今の場所から近鉄さんも出ていけというならしょうがない、借りておるところですから出ていかなければいけないと思っております。ここの用地も移転先も決まった、これでもう多分決まりだと思っております。

今ごろこんなことを言っておってもいけないですけども、ただ、本当に我々町民の気持ちは聞いていただけたのか、一方的な話で、我々町民には何も聞かされず、ただ事後報告、こうなりましたよ、近鉄に出ていけと言われたから、交番をこちらへ持ってきますよ。それではやはり皆さん納得ができないわけです。

この4年前に話があったのなら、そのときから、内々にでもいろいろな情報を出して、まだほかに、僕は場所的にあると思っております。実際、私も調べたわけではないので、いけませんけれども、借りるだけではなくて、県が買うという形でやれば、もう少し適切な場所があったように私は思います。ただ借りる、それも県警の言いなりなわけです。県だって予算はあると思っております、それぐらいの。

ですから、もう少しこれからいろいろなまた問題が出てくると思いますが、早く皆さんにそういうお話があった場合は、伝えていただきたい。そして、やはり蟹江町のみんな考えて、我々の町は我々が守るんですから。そういうことで、ただ事後報告で、こんな大きなことです。交番というのは、我々が本当にいつもお世話になっているところです。あの場所は本当にいろいろな面で重要な場所だと思います。それが北の方に移動したことによって、本町地区の治安が悪くなったと言われないように、その辺のところはやはりきちっと町の方からも愛知県警、そして、蟹江警察署の方に申し入れをしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 菊地 久君

黒川勝好君の質問と同時に、町へ対するいろいろな問題点もありましたので、この際、横江町長の方から、考え方をご答弁いただきたいと思いますので、お願いいたします。

○町長 横江淳一君

大変な貴重な時間を議長のご指名をいただきましたので、それを答弁させていただきます。

黒川議員におかれましては、大変ご心配をいただきまして、ありがとうございます。担当がする説明をさせていただきました。私もタウンミーティングでは、いろいろな説明をさせていただきましたが、決して事後報告に終始するつもりはございません。

今後、例えば交番が今の位置に仮に来ましても、駅前の治安を守っていただくべく、蟹江署を通じまして、いろいろな申し入れは必ずさせていただくように、これから約束をさせていただきますと思います。そしてまた、まさにおっしゃいましたように、我々の地域のことは我々が守るんだというその気持ちは全く変わっておりませんので、どうぞまた議員の皆様もお力添えをいただきますよう、心よりお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 菊地 久君

では、質問2番目に入りたいと思います。

質問2番 小原喜一郎君の1問目、「行政改革＝住民の暮らし・福祉を守る立場で見直し」を許可をいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、議長が申し上げましたとおり行政改革——正確に言えば集中プランです。住民の暮らし・福祉を守る立場で、ぜひ見直していただきたいというこういうテーマでございますけれども、私、この質問原稿を書きながらですね町長さん。町長さんとは議員時代から一定の意見の違いもありまして、よく論争もしたわけでありまして、当初は下水道の問題

でございましたし、それから、市町村合併、情報システム構築の問題でもそうだったんですけれども、大きな主要な問題では市町村合併、行財政改革、福祉・暮らし重視にした行政への推進などあるわけでありましてけれども、お互いに町民の皆さんのこれからの暮らしや福祉や蟹江町の発展を必死になって考えていることは共通しておるのではないかなと思うんです。だとすると、どこかで接点があってしかるべきではないかなということをお願いしながら、この原稿を書いておいたわけでありまして。

私は、例えば下水道問題でも複合して、つまり合併浄化槽も大いに活用して、非常に効率がよくなっていくわけですから、全体としての経費を低く抑える努力をする主張をしてきたわけでありましてけれども、町長さんは多少その辺のところは一致するところがあったのではないかなと思うんですけれども、今日その問題では逆に、行財政問題で下水道財政がこれから大変と、だから、住民の皆さんにもちょっと我慢していただかなくてはならないと、こういう趣旨のことをおっしゃっているわけでありまして、基本的には財政的にそんなに悪くない。財政力指数は、全国的に見れば1,800以上ある自治体の中で165番目ですから。しかも、実質公債費比率は極めていい状況ですし、自主財源もたくさんあるわけでありまして。とりわけ町民税の一般会計に対する比率というのは、50%に達しているわけでありまして、そういう点でいうと、非常に財政的にはすぐれた町ということについては、町長さんもほぼそんなに悪くはありませんということで、ほぼ認めていただいたかなと思っておるところであります。

ただ、下水道にお金がかかるということで、この論争が残っておるわけでありまして、きょうは少しその辺のところは後で申し上げたいというふうに思うわけでありましてけれども、どこかでやはり一致点を追求したい。とことん追求してみたいというふうに、私も執念を燃やしておるわけでありましてけれども、終局的には住民の皆さんの暮らし・福祉優先の町民本意の政治を、町政をつくり上げていくというところに、お互いにそれは目標としてあるのではないかなと思うわけでありましてけれども、もう日常的に必死に考えてまいりたいと、そんなことを思いながら、質問をさせていただきたいと思うのであります。

そこで、さきの参議院選挙の結果は、安倍自・公政権の歴史的な大敗となったことはご承知のとおりであります。安倍首相周辺の皆さんは、年金記録問題や政治と金、閣僚の失言など大変な逆風が最後までとまらなかったなどと、いわゆる逆風三点セットが敗因だとの見方を宣伝をしております。安倍首相も、基本路線は理解していただいたと言っています。

しかし、TBS系のJNN世論調査、8月4日、5日に実施された内容によれば、「基本路線は国民の理解を得ているという安倍首相の認識について納得できない」という意見が74%にまで達しました。内閣不支持率も初めて70%を超えました。フジテレビ系のFNN調査、これは7月31日から8月1日実施でございますけれども、「今までどおりの政治姿勢や政策を貫けばよい」と回答した人はわずか14.7%でございました。まさに国民の意思は逆風三点セットばかりではなしに、庶民大増税であり、ことしの6月には特に、大変なご不安を

町民の皆さんに持っていただく結果になったわけでありますけれども、あるいは2つ目に、憲法を改革して日本を戦争する国にする危険、3つ目に、小泉内閣から安倍内閣に引き継がれた規制緩和と構造改革路線が今日の貧困と格差社会をもたらし、戦争への不安を大きくしたことへの大きな不満の爆発であったと言えるのではないかと思います。

事実、これは去るこの8月に、私どもの赤旗の記者がレポートで載せていただいた記事の内容ですけれども、日本医師会の最近における動向について述べたことであります。この自民党制度のいわゆる強力な支持基盤であったんです、日本医師会というのは。ところが、比例区で医師会が推薦した武見敬三さんを落選させてしまった。この選挙戦の最前線で指揮をとった日本医師会の幹部の皆さんが口をそろえておっしゃるのは、今回の敗因の最大の要因が、小泉構造改革にあると言っていることであります。

ある執行委員は言いました。「国民は小泉構造改革の負の遺産で苦しめられている。東京一極集中や大企業中心の政策の誤りを肌で感じている。医師も、安心・安全の医療ができずに、医師不足で地方の病院・診療所の閉鎖が相次いでいる。そこへまた、診療報酬の引き下げと医療制度改革法の強行採決である。自・公政府の一連のやり方が今回の事態を招いたと言ってもこれは過言ではない」とこういうことをおっしゃっておるわけでありますけれども、まさにこの構造改革が、やはり格差と貧困の社会をつくり上げる大きな要因になっておるわけでありますから、そこへの国民の不満というのは、集中しておるわけであります。

地方自治体への構造改革の具体化は、市町村合併と行財政改革の押しつけであります。ですから、この小泉構造改革、安倍構造改革の具体的な市町村合併と行財政改革について、住民がこれから強い関心を持っていただくことになるのではないかと私は思うのであります。つまり、地方自治体も、三位一体改革と構造改革で大変大きな変化をいたしました。

しかし、よく見てみることは、市町村合併したところでも、大変なことをしてしまったという反省が相次いでいることであります。あるいは、行政改革を愛知県全体で私、見てみますと、なかなか熱心に進められる傾向はありません。海部郡で言えば、蟹江町が津島市以上に熱心ではないかと私は思うわけでありますけれども、行政改革が余り熱心ではありません。お隣の弥富市では、ご承知のように、具体的になかなか出てまいっていません。今度市長さんがかわって、一つは、あの増税で生活保護世帯にも大変になってしまった家庭に対する国民健康保険税、介護保険料の減免制度、住民税の減免制度もあわせてやっているようです。あるいは、医療費無料制度も中学校卒業までということです。何かこの最近では、議員の歳費も40万円に上げるというようすけれども、保育料も3人目は無料にするそうです。

それから、先ほど言ったこの増税で生活の大変になった皆さんの保育料も、減免制度をつくるということにしておるそうですけれども、財政的な指数を弥富市と比較してみますと、蟹江町とそんなに変わりません。弥富市の方が財政力指数は1を超えて少し上でしょうか、ほんの少しですけれども。実質公債費比率は一緒のようです。しかし、行政の中身は、片や

住民の皆さん我慢してくれ、ちょっと値上げは辛抱してくれ、今議会では水道料金と保育料の値上げ、各公共施設の手数料の値上げなどが提案されておるわけでありましてけれども、どうしてそこに違いがあるだろうかということが——いや、たまたまこの間喫茶店で、私、黙って聞いておったら、そんな話をしていらっしゃったんです。何で弥富市と蟹江町とこんなに違うのかなということをお年寄りの皆さんが話をしていらっしゃいました。それで、私は住民の皆さんもぼつぼつこの違いや、どうもそれはふんまんやる方ないということからくるでしょうけれども、気づき始めるのではないかなと思うのであります。

そういう点から、この行政改革の具体的な推進は、住民の皆さんのまず暮らしや福祉を大事にするという立場で、もう一度見直す必要があるのではないかと、私は思うのでありますけれども、町長さん並びに当局のお考えを承りたいと思うのであります。

2つ目に、現状における我が町の財政状況について伺うわけでありましてけれども、先ほど申し上げましたように、そんなに悪くありません。私のところの見解は少ししか違わないところまで答弁をいただくことができました。問題は、そうかと言っても下水道に大変不安があるので、まだこの行政改革を推進して、町民の皆さんに我慢をしてもらわなければならないと、こうおっしゃっておるわけでありましてけれども、ここの論争点がまだ残っていますので、私はちょっときょうはその辺のところを少し申し上げてみたいと思うのであります。

そこで当面、一般会計から下水道の使用料金はいただく状況にないので、その間一定の援助をしなければならないというご答弁をいただきました。それはそうでしょう。しかし、それも含めて計画の中に入っていましたね。ご承知かと思うんですけれども、これは私、これです、この中には年々の一般会計からの支援も含めてうたわれていますね、計画書には。ですから、それを含めて当時から大丈夫ですよ、やっていけますよと、こういうご答弁をいただいていたわけでありましてけれども、しかし、一定の援助はしなければならない。しかし、蟹江町の今の財政からすれば、そんなに苦痛の話ではないと私は思います。

ただ、私の腹の内では、これが合併浄化槽も含む事業をやっていたらなということをお願いいたしますけれども、そんなことを今さら言いません。ただ、下水道問題でおっしゃるならば、これはそんなに危険なことではないし、蟹江町の今の財政からすれば、それを十分踏まえて、一定の積極的な施策を講ずることができる、私は思うのでありますけれども、その点について承りたいと思うのであります。

さらに、3つ目でありましてけれども、水道料金の値上げの問題が出されていますが、これも行財政改革の中にうたわれておる項目でございます。

私は、先ほどのこの6月時点での大増税、来年も定率減税、さらに町民税の定率減税の廃止も半分残っているわけでありましてから、そういう点でいうとさらに増税と。とりわけ75歳以上の後期高齢者の皆さんは、その上さらに負担が追いかぶさってくるということがあるわけです。住民からすれば、不安だらけなんです、将来への生活へのです。そういう点で、例

えば弥富市がやっているこういうところに向けた施策が大事ではないかと思うわけでありませけれども、いずれにしろ、この今の時期に公共料金を値上げというのは、ちょっとやはり少し何とか我慢してしのぐことを検討すべきではないかと私は思うんです。

その意味で伺うわけでありませけれども、他の特別会計でいいますと、先ほど言いましたように、下水道会計には一定援助をする。そういうことは、今までの答弁の中でもおっしゃられたわけでありませますが、国民健康保険特別会計に対しては、従来から今1億5,000万円を8,000万円に引き下げられてしまいましたけれども、しかし、一定の援助をしてきておるわけです。そういう考え方を、時に水道会計にも当てはめて、ちょっとの間、この値上げ続きのこの時期ではなしに、もっと時期をずらして検討してみる必要があるのではないかと思うんです。できないことはないと思うんです。やり方はいろいろあると思うんですけれども、一般会計からの一定の援助をしてちょっとの間しのぐと、こういうことができないかと思うんです。ぜひ3番目に承りたいと思うのであります。

最後、4番目でありませけれども、公的事業の民間委託について、これもこの今議会の中で、学校給食センターについては、PFI方式はあきらめて蟹江町で責任をもって施行するというをおっしゃられて、私も大変うれしく思っているわけでありませけれども、なぜうれしく思うかということについて、実は、このほど、自治体問題研究所というのがあるんですけれども、この自治体問題研究所が毎年行っている全国自治体学校というのがあるんです。ここには、都道府県、市町村の職員組合の皆さんだとか、それから、地方議員だとか、個人だとか、学者だとか、こういう自治体問題を専門分野で研究していらっしゃる皆さんが集まって、交流会や研究会をやるわけでありませけれども、今年の自治体学校は横浜で実は開かれました。

この中で出された報告が、非常に特徴のある報告がありました。ちょっと紹介をしたいなと思うわけでありませけれども、実は、この民間委託の部分だけでちょっと申し上げますと、一つは個人情報の漏えい、それから、派遣社員の偽装請負問題、それから、効率と数値目標達成が判断基準にされる、職場日数や時間ばかりが迫られる大変過酷な職場に変わっておることと、同時に住民へのサービスの後退、こういうことが際立っておることが報告されています。

横浜市の市民課への派遣社員の導入計画では、これはまた派遣法違反の問題になるんです。これは組合側に交渉して撤回させたということはあるようですけれども、問題であると、こういう結果になっているようでございます。それで、今、学校給食センターは思い切ってそういうふうにしていただきました。ただし、まだ保育園の民営化、児童館と学童の民営化が残っています、集中プランの中では、その点で言いますと、これらの全国的な反省と言いますか、結果、これは大いに学ぶ必要があるのではないかと思うんですけれども、ぜひ積極的にこの辺のところを研究し、慎重にこの民間委託という問題については検討をしていただく

わけにはいかないだろうかということ承りたいと思うのであります。

以上であります。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、お願いをいたします。質問の通告と多少前後しておりますので、通告どおりにやらさせていただきますので、お断りさせていただきます。

それでは、質問の1番であります。行政改革集中プランの内容を住民の暮らしと命、福祉を守る立場で見直してはどうかという質問が第1番目の通告の質問であったと思います。

ご存じのように、蟹江町集中改革プランは、平成18年の3月に定めまして、このプランに基づき、毎年3月に次年度分の行政改革実施計画を策定をいたしまして、議会の全員協議会で報告を申し上げているところでございます。

この行政改革実施計画は、毎年見直しをいたしまして、町長ヒアリングを行い、精査をし、行政改革推進本部にて内部での意思決定をいたしまして、蟹江町行政改革推進委員会に諮問して、確定をしいておるものでございます。

よって、社会情勢等を十分踏まえて策定するものであり、その際に見直しを図っていますので、蟹江町行政改革集中改革プランの見直しを今のところ考えてはおりません。

それから、質問の2でございます。

弥富市との比較での問題を出されまして、積極的な施策を打ち出してもいいのではないかなという質問であります。本町の財政状況につきましては、現時点においては、健全の域にあるものと考えておりますというお話は、さきの6月議会に財政の方からさせていただいたと思います。また、ご指摘のとおり、税源移譲により4億円ほど税収が増加していることも事実であります。

ただ、平成19年度と18年度を比較しますと、税収は伸びましたが、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、住民税等減税補てん債などが減収をいたしまして、影響額は予算ベースで1億円ほどがマイナスになっております。この額には、臨時財政対策債3億5,000万円ほどが含まれていますので、実際の不足額は4億5,000万円ほどとなっております。このような状況でありますので、今後の財政運営も楽観視は許されないものと考えております。

次に、積極的な施策を打ち出せということでございますが、縮小ばかりが行革だとは思っておりません。めり張りのある施策を展開することが行革の必要不可欠な要素であると思っておりますので、行革の中で施策を精査し、行っていきたいと考えております。

それから、質問の3でございます。

水道料金を含めた値上げに対して、特別会計への繰り出しができないかというようなことのご質問でございます。

一般会計からの特別会計への繰り入れにつきましては、安易に行うべきではなく、真に必要な場合に行うものと考えております。国保会計につきましては、低所得者等の負担軽減等

を考慮し、真に必要な額を算定し、繰り入れを行っておるのが実情でございます。また、下水道会計へは施設設備に関する経費につきましては、財源措置の必要から繰り入れを行い、建設を今、進めているものでございます。

水道事業会計につきましては、地方公営企業法の適用を受ける独立採算制による企業会計であり、他の特別会計とは一線を画しており、原則的には企業としての努力と適正な費用負担とで運営されるべきと考えますので、現時点では繰り入れを行っていませんということでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、質問の4でございます。

民間委託等の問題でございます。民営化につきましては、PFI、指定管理者制度等、決して悪い制度ではないとは考えております。しかし、現に実施された自治体の中では、いろいろな問題点が出てきているのも事実だと思っております。

南保育所につきましては、公設民営でいくべきか、公設公営でいくべきか、慎重に判断していきたいと思っております。

児童館、学童保育所の指定管理者制度等につきましても、慎重に判断をし、実施できるものは実施したいと思っております。適切でないと判断した場合は、直営のままでも民間に劣らないような一層の効率化を図る工夫をしまいたいと思っております。

民間委託の人件費削減による費用対効果や事務の効率などを図るため、実施した自治体では住民サービスの低下など問題点も出ているようであります。まずは、直営で民間委託に劣らない運営方式を検討し、人件費の抑制、住民サービスの低下を極力抑える工夫が必要であると考えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上であります。

○7番 小原喜一郎君

まだ時間はようけありますね。議長。

○議長 菊地 久君

10分だそうです。

○7番 小原喜一郎君

ああそうですか。

まず最初に、財政上の問題を答弁いただきましたんですけれども、私が言いたいのは、紛れもないことは、平成12年から今日まで、今年度の決算も、つまり18年度の決算もまだ少し残してしまして、14億円を超える基金がふえています。毎年2億円以上ふやしてきておるわけだ。こんなところはないです、この海部郡ではこんな自治体は。いろいろおっしゃるけれども、単主眼的にここの部分だけ言えばそうかもしれません。全体的に見ると、非常に財政的に潤ってきておると言いますか、余裕がある状況になっていることは疑いもないところだと思っております。

ですから、それをさらに行政改革で努力して経費を節減することは、それは私は反対しません。ただ何も、住民の皆さん等こんな時期に、ひどいときに、さらに負担をふやしたり、サービスを削ったりするなんていうことは、これはやめるべきではないかと私は言いたいのです。

今の格差社会と一口に言っているんですけども、これは後で、次の質問で申し上げたいと思うんですけども、これは底辺の貧困の皆さんは本当に大変なんです。場合によってはもう自殺者も出たんです、北九州市で。そういう状況があるわけですけども、それがもうかなり広がってきておる。これは来年、後期高齢者制度が実施されたら、なおひどい状況になるのではないかと思います。そういう点からすると、この時期になぜ蟹江町も国と一緒に住みはじめをやらなければいけないのかなと、こんなことを私は思うんです。

そこで、何とか住民の皆さんの暮らしや福祉を守る防波堤に蟹江町がなってくれないかなと、そういうことを必至と思うわけでありますので、ぜひそれははっきり、腹くくったような答弁ではなしに、何か一生懸命考えているんですけども、今のところ思い当たらないけれども、何かいい知恵はないかと、何とか住民の皆さんのためにしたいと、こういう答弁ならまだわかるんです。「そんなことはありません」だとか、そんな答弁、私、どんな冷たい行政かなと、そういうことを聞いただけで思うんです。必死に必死に毎日考えているけれども、こんな結論にしかならないという答弁ならまだわかるんです。その点をぜひもう一度財政的には、だから将来こういうことがあって大変だということも、もしあるのなら聞かせていただきたいと思うんです。

それから、民間委託のことについてでございますけれども、これも実は、経団連の強い要求があって、公共団体も大企業のため、あるいは資本のための金もうけの場と、こういうふうにするために市場を開くと、これが基本的な方向なんです。だから、公の事業の中から私企業が量を生み出すわけですから、そこには何らかの生み出すための余地を求めてきますから。労働強化をやって低賃金にしてということだって当然考えるでしょう、あるいは使用料金を上げてなんていうことだって考えるでしょう。そういう作用を公の立場に持ち込んでくるわけですから、これは資本の考え方ですから、それを自民党という番頭さんにやらせているわけですから。そういうことを考えたときに、じゃあその市場制で、その市場をそこから吸い上げる利益をどれだけ低く抑えて、住民の利益を守っていくかということが、公の立場から考えたら、なればうそです。何でも民間に任せればそれでいいと、こういうことではないと思うんです。だから、その民間委託のいいところがあるとおっしゃるけれども、どういふところがいいところなのかしれませんが、もしいいところがあるとするれば、そのいいところを大いに生かして、公としてはこの民間にこのところを生かしてこう生かすんだということ、具体的なことを教えてもらわないと納得できないです。そうではないですか。

私は民間委託の問題では、そういう危惧があるので、慎重に研究を重ねて、まさにこのこ

ういう方法こそが住民の皆さんの福祉を守る上でも本当に最適と、そういうことがあるならおっしゃっていただきたいと思うんです。ぜひこれから慎重に研究をしていただく必要があるのではないかと私の要請に、意見にどう答えていただけるかしれません。先ほどはいいこともあると思っていますという答弁でしたけれども、その辺のところを慎重に研究してもらいたいということを言っているわけですから、それにこたえた答弁をしていただきたいと思うんです。

あとは、最初に町長さんに一定のこの見直しということを一私は見直しは何でもかんでも住民のいいようにということ、そういうわけではないんです。ただ、今の時期に公共料金の値上げだとか、あるいは福祉の後退だとか、今までの既存のサービスをどんどん削っていくということではなしに、きょうは持ってくるのを置いていってしまったらいけませんので、私が書き出したのは、住民の皆さんが痛みを感じず、犠牲になるという部分は48項目ありました。今のこの水道料金の値上げ、いろいろなものを含めてです。これは多くの皆さんにチラシでお配りしてあるので、町民の皆さんは、ある程度は知っているのではないかと思いますけれども、そういう住民の皆さんの犠牲になる、そういうところを少し見直して、なるほどなと思えるような行政改革を進めていただきたいと思うんです。

特にこういう大変格差の激しい社会になりつつある状況ですので、その辺のところは慎重に考えていただく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺のお考えと言いますか、少し探求してみようかなというお考えはないかどうか、これは町長さんちょっと答弁していただけますかね。お願いします。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、1問目と4問目の質問でございます。

私が答えたのは、集中改革プランの本質そのものは見直しませんよという意味でございます。私どもはこれを毎年つくっていますので、これを見直していますということを私は申し上げたことでありまして、決して小原議員のおっしゃっているような、固執しているわけではございません。これを流動的に見直しながらやっていきたいというのが、今回の私の答弁でございますので、ご理解賜りたいというふうに思っております。

それから、民営化につきましては、民営化とか、民間委託とかいろいろな手法がございます。そういう中で、特に民営化というのは、ほとんど民営に移してしまうという格好でございますが、先ほどお話を聞いていますと、民間委託ということにどうもご質問が……

(発言する声あり)

はい、わかりました。

それで、その課より必ず答えておるとは思いますけれども、先ほどのまた同じようなことになるとは思いますが、例えば例を申し上げますと、図書館でございます。最初は指定管理者とか等々で実は考えておりました。ところが、試算してみますと、金額的にもかえって高く

なってしまう部分はあるし、サービス面で果たしてどうかなという疑問の点もありましたので、しばらくの間は、人数を減らしても自前でいこうではないかということで、職員の合意のもとでやってきた経緯もございます。

それで、今のところPFIはあのようにになりましたけれども、その他におきましては、まだ民営化、民間委託はやっておりません。今後どうするかにつきましては、各自治体の意向を調査いたしまして、悪い点は悪い点で改めまして、そこの中でできるものは積極的にやっていきたいという答弁を申し上げたとおりでありますので、ご理解賜りたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、小原議員の質問に対して、的確な答弁になるかは別といたしまして、お答えをしたいと思います。

るる財政状況から、それから民間委託につきまして、幅広いご質問をいただきました。今担当の室長が答えましたが、あくまでも蟹江町のこれからの指針としてのプランをつくらせていただいたというふうにご理解をいただくとありがたいと。そして、今議会が終わりましたら、当然ヒアリングも行いまして、集中改革プランの中の来年度やることが、これが本当に的確かどうかというこれを集中的にまた審議をしたい。そして、来年度に向けてまた施策をつくっていききたい、予算の措置も含めてであります。そういう考え方ですので、ご理解をいただきたい。

それと、基金の方につきましても、確かに14億円近い基金が最終的にはできる予定であります。これもいわゆる我々の今までの状況で何もしない状況でしたら、多分これはこの状況にはならないというふうに私は理解しております。いろいろなことを精査をして、努力をした結果、今現在この状況ですと、これくらいくるのではないのかなという予定はしておりますが、決してこれをため込んで施策に反映しないということではございません。

先ほど来から説明をしておりますが、いわゆる交付税も来年度からはもう来ません。そんな中で、今、蟹江町におかれております70億円近い起債も含めて償還の見直し、それから、万たび言われます下水道計画が、もう既に平成16年度から始まっております。流域下水道、それから公共下水も含めて、合計で250億円以上になるかもわかりません、大きなお金をこれから支出していかなければいけません。

ただし、30年間という長い期間であります。それを例えば施策の見直しをしながら、これは国の件の問題もありますが、これを短い期間でやられれば当然歳出も少なくなりますし、それから、起債も少なくなります。そして、最終的にはそのお金が住民サービスに転化できるという、詳しいことにつきましては、毎年毎年これは省関係と折衝をしながら進めていくわけでありまして、何とぞこれもご理解をいただきたい。下水道をやるから厳しくなるということではなく、下水道については、もう30年という長いスパンの中で計画をしております。

す。これについても当然見直しがあるのは当たり前でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

そしてもう一つは、民間委託につきましても、今担当が申しあげましたとおり、すべてがすべて民間委託にしたいというわけでは思っておりません。今、蟹江町の中で一番大切なのは、住民サービスをいかに低下させないかということでもあります。

ただ、財政力を見た中で、隣の弥富市さん、それから飛島村、近隣海部東部4カ町村も含めまして、蟹江町は財政については、まあ健全な方向に向かっているでしょう、そういう段階であります。決して余裕があるわけではありません。先ほど来の財政補てん債の話も含めまして、まだまだ厳しい状況が続くことは事実であります。しかし、先ほど言いました保育料の問題だとか、それから水道料の問題、それから使用料の問題等々につきましても、全員協議会でご提案をさせていただきますことにつきましても、まだ皆さんにご協議を賜りたい部分もたくさん残っているわけでもあります。それも含めて全体的に考えたいということでもあります。

ただ、即実施をしなければならない部分もこれはあります。ただし、減免をしなければならない部分もたくさんございます。それにつきましては、また後ほどほかの議員さんからの一般質問がございます。そのときにお答えをしたいと思います。今考えたいのは、これからの蟹江町を考えたときに、あくまでも2003年から始まります第4次総合計画に向けて、今またいろいろな準備をしております。そんな中で、できるだけ皆さんのニーズを集中的にとらえるようなそんな方策をこの議会が過ぎましてから考えたいと。

民意を取り上げるといっても、一部の皆さんの意見を取り上げるのではなく、やはりこれはアンケート等々の方式、まだちょっと決めてはおりませんが、これからの蟹江町、福祉の問題もそう、それから施策の問題もそう、下水道の問題も含めてであります。すべての施策に対してNPO法人の力を借りるのか、これもまだわかりませんが、住民の皆さんのニーズをこれから調査をしたい、そんなふうにしておりますので、ご理解をいただきたい。そして、考え方としては、今ある財源を有効に活用しつつ、これからの償還、それから起債も含めた全体的な考え方をまた1年ごと、3月にお示しをしたい、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 菊地 久君

小原喜一郎君、あと2分でございます。

○7番 小原喜一郎君

一つは、先ほど特別会計、下水道と水道では違うと言っていましたね。独立採算という考え方は下水道も水道会計も同じです。国保は少し違うかも知れません。しかし、多くの自治体は無理をしてやっているんです、名古屋市でもそうです。無理をしてそういう、こじつけもあるかもしれませんが、市民や住民のことを思えばやむを得ない措置ということをやっ

ているところがあるわけです。だから、厳密に水道会計は絶対独立採算なんていうふうにはなっていませんので、多くの自治体がそういう援助している実績がありますので、言っておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、これは実は去年示してくれた集計表ですか、集中プランの結果の。2億8,854万5,000円、今まで努力して節減できたという内容になっていますね。これはことしの3月にいただいた計画、改革プランの内容ですけれども、これは17年から21年度までに11億5,844万8,000円節約すると言っていますね。これは18年3月なんですけれども、2億8,800万円、それからすると、これから何と8億円も節減するということになっているわけですけれども、これを見ますと、相当なことをやらなければいけないなということを一方で思うことと、もう一つは、今、増税の実質の収入は4億円だととらえましたけれども、これは努力した約3億円もあるわけでしょう。だから、財政的には大分よくなっているんです。その辺のところも含めて……

○議長 菊地 久君

小原議員、時間となりました。

○7番 小原喜一郎君

よろしくお願いします。

○議長 菊地 久君

何か答弁を求めておられないと思いますが、これでよろしいでしょうか。提言ということでもよろしいですね。ありがとうございました。

以上で、小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時35分から再開をいたしますので、それまで暫時休憩といたします。

(午前10時21分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 菊地 久君

小原喜一郎君の2問目「再び国保税・介護保険料の減免制度を」を許可いたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。6月議会に引き続いて、再び、国民健康保険税と介護保険料の減免制度をぜひつくってほしいというふうな内容のものでございます。この住民税の大増税で暮らしが行き詰っている住民の皆さんの国民健康保険税の減免制度の創設について、その具体的な理由を述べながら、私はまず、改めて要求したいと申し上げたいと思います。

この間、実は相談がありまして、その例についてちょっと述べてみたいと思いますけれども、6月議会で取り上げたこの相談者とは違う方なんですけれども、やはりひとり暮らしで1カ月の年金収入が10万1,000円だそうです。この方も蟹江町の基準でいいますと、生活保護にはなりません。国民健康保険税と介護保険料の納付書が来てびっくりしておったんですけれども、しかも、今、がんの疑いがあるということで、精密検査を受けなければならないが、その検査費用も、なかなか出なくて困っているというそういう相談でございました。それで、これも実は6月増税で生活が成り立たなくなった中の1人なんです。このような方々に対して、年収がおおむね生活保護基準の1.5倍以下であれば、国保税の減免を行っている自治体がだんだん増加しています。蟹江町では、なぜできないのか伺いたいと思うんです。

今この方々は、まさに6月議会でも申し上げましたように、生活保護世帯よりも大変になっております。私、何人か生活保護の相談に乗ってあげて、その方々の結果の内容を聞いてみますと、今、私と同じ歳の方で、実質暮らしのための生活保護費はどれだけかといって計算してみましたら、6万円弱が多いです。家賃を引いて、あと実質生活費に回すお金が6万円弱であります。ところが、この少し10万1,000円から十二、三万円までの方々は、それ以下になってしまうんです。私のこの相談に乗った方は、家賃が共益費を入れて3万7,000円です。それを引いて、医者代は生活保護家庭はただですから、その医者代を入れると5万5,000円くらいになってしまうんです。そういう状況なんです。その上で町民税、国民健康保険税、介護保険料とくるわけでしょう。ですから、本当に大変なんです。

しかも、来年の4月以降になると、後期高齢者医療に切りかわって、70歳から74歳の方は医療費が2割になります。そうすると、また大変で追い込まれる、こういうことになるわけなんです。本当にまさにこれは憲法25条どころの騒ぎではない状況になるのではないかなと思うんですけれども、やはりこういう方々に対する暮らし防衛の支援を、自治体としても考えなければならないのではないかなと私は思うんです。

しかも、だんだんふえているんです、自治体では。制度は生活保護基準の1.5倍ですから、大体15万円弱ですか、こういう状況の人が、国民健康保険税を減免をするという制度、これがあるわけなんですけれども、そういうことをやれないかどうか、なぜやらないのかということ承りたいと思うのであります。

2番目でありまして、介護保険料につきましても、やはり減免制度をつくっていただいて、弥富市は住民税も減免制度をつくっておるようですけれども、私はとりあえずこの国民健康保険税と介護保険料の減免制度をぜひつくっていただきたいなど、そんなことを思いまして、蟹江町の財政状況からすれば、その気にさえなればやれないことはない、そういうふう思うわけです。

地方自治体は、住民の皆さんの暮らし防衛の役割を果たさなければならない責務もあるわ

けでありますので、その点からすれば、私は生活保護基準が憲法25条の一定の基準とこういうふうに思ってもいいのではないかと思うわけですが、それ以下になるような世帯については、そういう支援をしてもいいのではないかと思うんですけれども、ぜひお考えを承りたいと思うのであります。

あわせて、3番目でありますけれども、国民健康保険法第44条による医療費の減免です。とりわけ私は、今申し上げましたように、後期高齢者の対象の方や70歳以上の74歳までの方々は2割になりますんですね、医療費の負担が。そうすると、今まで二、三千円で済んだものが五、六千円だとかというふうになってくるわけでありまして、そういう点にすると、例えば5万四、五千円の状況になっている人が、そういう医療費を払うということになると、これは例えば月に2回行けばすぐと1万円くらいになりますので、本当に暮らしにならない状況になるわけなんです。そういう点では、介護保険料も減免制度をつくる必要があるのではないかというふうに思うわけですが、ぜひお考えを聞かせていただきたいと思うのであります。

4問目でありますけれども、国民健康保険税の滞納処分と不納欠損処分とのかかわりです。これについてちょっと聞いておきたいと思うのであります。

この滞納処分の最近の傾向、これは実はこの間の自治体学校でも、この報告や傾向について報告が出されているわけでありまして、最近では、早期着手、早期完結というはやり言葉にしているそうですけれども、滞納処分に当たっては、早期着手、早期完結、この方針で臨ませるように指導しておるようです。しかも、まず、預金、給与、生命保険などを差し押さえろと、こういうことのように指導しておるようです。その方が早く処理が進む。以前はそうではなかったですね。私もよく相談を受けました。電話加入権をまず押さえる。最近では、この電話加入権なんていうものは財産的価値がない、こういう見方なんだそうで、そういうふうにはしないそうです。まず、預金、給与、生命保険を抑えろ、こういうことなんだそうですけれども、蟹江町ではどんな方向でやっておるのかどうか、承りたいのであります。

なぜ給料や預金などから抑えろということになっているか、給料の差し押さえなどは勤め先にわかってしまうので、滞納者はあわてて支払うからまず給料から差し押さえろ、こういう指導があるそうでありまして。そこで、私は申し上げたいわけでありまして、納税者にも納税権利というのがあります。これは国税徴収法、国税通則法だとか、国民健康保険法にもうたわれている内容でありますけれども、そういう納税者の権利というものがあるわけで、それを認めた形の行政姿勢、それが必要ではないかと私は思うわけでありまして、その辺についてお考えを承りたいと思うのであります。

滞納処理の本来には、つまりその基本というのは、生活と営業の実態を正確に把握して処理方針を決めるというのが本来ではないかと思うんです。さっきから言うとそうではない、取り立てることが優先ということになっているわけですが、そうではなくて、日本国

憲法にただして考えると、基本はやはり生活、営業の実態を正確に把握して——それでこの方は、まずそのことを考えると、納税猶予の一定の資格があるのかなという判断をすることになれば、国税通則法第46条、地方自治法第16条をこの納税者に指導してしかるべきことというふうに思うんです。

それで、例えば納税猶予の一定の資格があるということをお認めになれば、それを出していただいて、一定の滞納処分の執行停止ということをやってもできるわけです。これは国税通則法第53条、地方自治法第15条の7の申請になるわけでありましてけれども、執行停止という処分ができるわけでありまして。この執行停止が3年間続くと、これは不納欠損処分の対象となる。つまり納税義務がなし、消滅する、こういうことになるわけでありまして、こんな例は私、今まで滞納処分の内容の論議に加わって、蟹江町で示された例はないと思うんですけれども、いかかでしょうか。

本来からすれば、そういうやり方をする必要はないかというふうに思うんです。このことを適用させるのはどういう条件がそろったときかという、財産がないとき、滞納処分を執行することによって、その生活が著しく窮迫させるおそれがあるとき、3番目には、その所在及び財産がともに不明であるときこれを適用するというふうになっておりますよね。ですから、これは今まで対象とすれば、大いにあったことではないかと私は思うわけでありましてけれども、ぜひ今の時点での滞納処分に対する考え方を承りたいと思うのであります。

それで、もう一つ、ちょっと簡単なことですが、承りたいわけでありまして、今の蟹江町の滞納者の実態の中で、これから後期高齢者制度が実施されますと、これはおのずから年金からいや応なしに引かれるように、圧倒的な皆さんがなりますよね。ですから、この皆さんは、もういや応なしに引かれてしまうので、滞納なんていうのはなしになるわけなんです。今までの実績の中で、滞納者の中でこの部分に属する人はどのぐらいの比率であるんでしょうか、できたら承りたいと思うんですけれども、これは、この新しい制度によって蟹江町は助かるわけなんですけれども、滞納金もこれから減っていく可能性もあるわけです。それをちょっと占う上で聞いておきたいわけでありまして、どうなるんでしょうか。

それから、もう一つは、滞納の延滞金について聞いておきたいと思うんです。これは6月議会でも申し上げましたけれども、蟹江町は、二言目に滞納すると高い延滞金を取られますよというおどかし、おどかしに使われておることが、この民商との皆さんとの交渉の中で言われたということを申し上げたと思うんですけれども、業者の皆さんからそんなことが出されておりました。

それで、この延滞金についても、納税猶予の必要性が認められれば半額にすることができるようになっておりますよね。それから、残り半分も市町村の職務で免除することができるようになっておりますよね。こんなことがあるわけですが、おどかしに使う場合とこのように住民の側の皆さんの立場に立って適用していただくのでは、えらい違うわけなんです。

す。蟹江町は、いつも住民にとっては厳しい方向にばかりされるのかなということを一方で思ったりするんですけども、この延滞金の取り扱いについては、どういうふうにしておるんでしょうか、承りたいと思うんです。

5つ目、最後になりますが、短期保険証の交付に当たって、丸短の押印は約束どおりおやめいただいたかどうか、これはちょっと確認で。何かうわさによると、おやめになっておるそうなんだそうですけれども、公式に本議会で確認をしておきたいと思います。

それが今度、後期高齢者医療制度が実施されると、保険料が払えない場合、保険証を取り上げられ資格証明書が発行されることになるのでありますが、これでは、病院の窓口で10割払わなければいけないようになるわけでありますので、私はこれも、実は生活的に大変な皆さんへのことを考えると、減免制度をつくる上での大きな理由になるわけですけれども、とにかく払えないと10割払わなければいけないようになってしまいますよね。そんなことを言ったって、全部年金から差っ引かれてしまえばいいではないかと言うけれども、差っ引かれない人もあるわけですから。そういう点で言いますと、後期高齢者の中では、差っ引かれない人が一定の部分出ますよね。そういう点からすると、そういう中から資格証明発行の対象の皆さんが出てくるおそれはある。これは結局は病院に行かずに我慢をして、私、かつて国民健康保険税が出先のときに、蟹江町の具体的な例で、脳溢血でお母さんが亡くなられたと、娘さんが泣いて訴えられたという例を申し上げたことがあるんですけども、こういう事態が生まれることがこれはもう必至であります。そういう点で、この資格証明書発行という問題では、蟹江町の権限では何もできないから、何か弾力的な方法を考えることができないかどうか、聞いておきたいと思うのであります。

以上であります。

○民生部長 石原敏男君

それでは、私の方からお答えさせていただきます。

議員の通告書に基づいて、ある程度想定をできる範囲内で答弁書を用意させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、国民健康保険税の減免制度と3番目にあります国民健康保険法の44条、医療費の一部減免に対して、あわせてお答えさせていただきます。

医療費の一部負担の減免制度については、海部地区で同時施行できるよう課長クラスで検討がされてきましたが、弥富市が今年6月、また、飛島村がこの9月定例会に議会で報告し、10月から施行されるというふうに聞いております。また、津島市、愛西市においても、内部で検討されていると聞き及んでおります。海部東部4町は、当町と3市1村と若干の温度差があり、当町といたしましては、医療費の一部負担金の減免と国民健康保険税の減免制度あわせて、現在最終的に検討をしているところであります。特に国保担当で、要綱等を取りまとめが終わり次第、町税担当とも協議し、要綱等を制定し、津島市、愛西市との動向を見な

から新年度から実施できるよう現在努力をしているところであります。

特に、先ほども一部出ておりましたけれども、この保険の減免制度を設けますと、来年4月から始まります後期高齢者の保険料で、町単独でできるかどうかということもまだまだ今後研究していく余地もあると思っておりますので、一番問題になるところは、後期高齢の関係が一番問題になってくるのではないかというふうに考えております。

それから、次に、介護保険料の減免制度についてでございます。

これにつきましては、現在、介護保険加入時においては、介護保険条例の10条の規定に基づいて、介護保険減免取り扱い規定が設けられており、これは12年の介護保険制度の発足にあわせて制定され、その規定の区分に従って、それぞれの被保険者の置かれた状況により、全額または半額の減免を行っております。また、この部分についても税や国保と同じような形での減免を求められておりますけれども、当然、先ほど言いました国税の減免がなされることを研究していく中には、当然介護保険も含んで研究していかなければいけない問題というふうに認識しております。

次に、不納欠損の関係でございますけれども、町税の徴収につきましては、税の公平負担の原則から滞納者に対し、年2回の催告書を発し、滞納者と接触をしながら生活状況等を把握し、現状において分割納付等を勧めるなどし、町税の納付をお願いしているところであります。そうした中で、納付の意思のない方や分割納付の約束が履行されない方については、滞納処分、差し押さえを行っております。また、時効の中断等の方策を取りながら、不能欠損の抑制にも努めているところでございます。

特に、今回のご質問の滞納処分の問題につきましては、差し押さえするに当たり、国税徴収法の75条から78条に基づき、超過差し押さえ及び無益な差し押さえを行うことはできないとされておりますので、差し押さえを行う際には十分聞き取り調査等を行うこととしております。以上のことから、滞納者の生活状況を把握し、納付を促すことが必要となってきますが、どうしても連絡の取れない方、居所不明等につきましては、蟹江町の税等の不納欠損処分基準の定めに基づき、不納欠損処分をしております。

また、後期高齢者の年金からの天引きでございますけれども、これについては、まだ現在のところ調査はしてございません。

それからまた、延滞金の問題も言われておりましたけれども、いろいろ誤解を招いておるようでございますけれども、当然我々、いろいろな国保の場合ですと、特に1期の金額を1回で納めるのはえらいから分納でお願いしたいと言われるような方につきましては、きちんと分納されても延滞金がつくことがありますので気をつけてくださいというような指導もしておりますし、また既に滞納されている方で、これから納めていくんですけれども、初めから延滞金をまけてほしいというようなご発言もあります。これは、あくまでも我々は、指導の中では、すべて本税が納まってからその後きちんと延滞金の問題についてはまたご相談に

乗りますということでお答えしており、その延滞金についても、それぞれの事由によって減免措置も講じているのが現状であります。

それから、最後でありますけれども、短期保険証や資格証明書の関係でございます。

特に、短期保険証に丸短の押印については、個人情報の方の観点から、今年6月交付分から廃止をしております。それから、資格証明書とか、短期保険証の交付の考え方でございますけれども、国民健康保険は被保険者全体の相互の扶助で成り立つ制度であり、その財源となる税の収納確保は制度を維持していく上で、また、被保険者間の負担公平を図るという観点から極めて重要であります。

こうした中で、滞納者に実効的な対策を講ずる観点から、納期限から1年が経過する前の間に、税を納付しない場合においては、災害等の特別の事情があると認める場合を除き、保険者は被保険者証の返還を求めるとともに、資格証明書の交付を行うこととされているが、町では、諸般の事情を考慮し、現在は、実施していないが、今後1カ月の短期保険者証が交付されている被保険者で、納税履行がされない被保険者に対しては、資格証明書の交付も視野に入れていきたいというふうに考えております。

また、後期高齢者医療連合では、資格証明書の交付が実施されれば、町といたしましても、広域連合との整合性を図っていかなければいけないというふうに考えております。特に、この国保の資格証明書におきましては、三河地区は大変厳しくやってみえるというふうに聞いております。どちらかという尾張につきましては、資格証明書はそうも発行されていないということですので、これにつきましては、当然我々の後期高齢者の関係につきましては、やはり広域連合で決まることとございますので、私どもだけで判断することはできないものですから、それに従っていかざるを得ないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、今の減免制度の創設につきましては、前向きで検討していらっしゃるようでありがとうございました。よろしく願いをいたします。

それで、滞納処分の問題で、滞納処分の執行停止という手続、これをやった例があるかどうか、ちょっとさっきも伺ったと思うんですけれども、こういうことは、その現場での判断が非常に重要になるだろうと思うんですけれども、財産がないというのは一般に滞納者の中ではありますよね、アパート住まいで財産がないという人があるわけなんです。滞納処分を執行することによって、その生活が著しく窮迫させるおそれがあるというこの判断、この判断でかなりいろいろなそれぞれの担当官といいますか、執行官といいますか、そういう皆さんの考え方の違いが生まれるのではないかなというふうに思うんですけれども、このところで、しかし、この判断が非常に重要になるわけでありまして、そのところが

あると思うんです。

あとは、その所在及び財産がともに不明であるというこういう要項だということなんですけれども、一番やはり2番目がひっかかる問題だと思うんですけれども、現実に蟹江町としてそういうことをいつも考慮に入れて検討しているとするれば、事例はあるだろうし、判断基準もある程度あるのではないかと思うんですけれども、特に2番目です。その辺をできたら教えていただきたいなと思うんです。

それから、延滞金もそうですよね。今、部長の答弁だと、支払っておる状況、最終的に支払いが終えた段階で延滞金の話をすると、こういうお話がありましたけれども、このあれを見てみますと、延滞金を半額にしてあげるだとか、なしにしてあげるというのは、そのときに、この人が税を払うことによって大変な状況になってしまうなというときのその判断によって決めるわけなんですけれども、例えば、同じ分納でも月1万円ずつだとか、あるいは5万円ずつこの10回で払うだとかありますよね。だけれども、その5万円払うという決めるときに延滞金のことについて話をするのか、全部終わるときになってでは、判断なんてもう払ってしまう後ですから関係ないですよね。だから、そのことがどこで判断をするのか、最初に話し合うときに判断をするのか、最後だということを言われたんですけれども、最後に判断をするということは、今の納税者の生活の実態を見て判断をするわけですから、最初に支払いを開始するときに判断をしなければ、判断できないですよね。それは、どういうことなのかちょっと聞きたいと思います。

○収納課長 服部康彦君

お答えをさせていただきます。

まず、滞納処分で執行停止を行ったかどうかという事例でございますけれども、私が4月からなりましてからは、現状ではございません。過去の例につきましては、ちょっと私、手元に今資料を持っておりませんので、はっきりとしたことが申し上げられませんので、また、後ほどご回答をさせていただきたいと思います。

それで、先ほどの延滞金の関係でございますけれども、延滞金につきましては、まず、本税と延滞金が当然発生するわけでございますが、本税を納めていただくに当たりまして、その方の生活の実態等を聞き取り調査をさせていただきまして、その方が今、大体どれぐらいでしたら生活状況を踏まえてお支払いができるかということ、私どもが決めるのではなく、本人さんに決めていただいております。

私どもとしましては、本来でしたら、本税につきましては、1年間で完納していただけるようお願いをしておるわけでございますけれども、それもなかなかいかない方が大変多くございまして、生活に応じて、例えばその方が生活状況で5,000円とか、1万円とかというお話をされます。それに当たりまして、まず、本税の方につきましては、完納していただかないと延滞金がどんどんふえていくという状況になりますので、まず、本税の方だけにつ

きましては、すべてお納めをいただいて、終わった時点で延滞金のご相談をさせていただくという話をしておりますので、その当初の時の生活状況も踏まえまして、私どもの方といたしましては、納税のお願いをしておる状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

○7番 小原喜一郎君

小原喜一郎でございますが、今の1点のみでちょっともう少し詰めて聞いておきたいわけです。

今も課長が言うと、最後に、本税を全部納めたところで延滞金をどうするかを御相談すると。だけれども、この保険法の、あるいは通則法の考え方というか、内容からすると、つまり払えるか払えないか、これは払ったら大変かどうかということの判断をした上で半額にする云々ということになっているわけでしょう。だけれども、最後では、もう払ってきたわけだから、払えるかどうかなんて判断なんていうのはしようがないではないですか。当初にこの人が、例えば、無理はないかどうか、この額で払わせたら1年を超えてしまうなど、超えてしまうと無理だから、延滞金は半額にしますからねだとかいう指導が、本来なら必要ではないのでしょうか。最後まで、こんな延滞金を半額にするなんていう制度は必要ないです。判断どころかもう払ってきたわけですから。そうではないですか。だから、つまり最初なり途中なりで延滞金をどうするかということ、この人の暮らしの状況を見て判断をするというそういうことになるのではないのでしょうか。私はそういうふうに思うんだけど、今の蟹江町のやり方では、延滞金は最後まで払わなければならないような結果になるのではないかと思うんですけども、その点はどうなんですか。

○議長 菊地 久君

小原君、最後でございますので、答弁していただいて終わりということでよろしいですね。

○収納課長 服部康彦君

ただいまの延滞金の件でございますけれども、当然納税に対しましては、本税がまず頭でございます。本税をお納めをいただくことによりまして、延滞金の額が確定してくるわけでございますので、当初から延滞金を減免するというお話は、私どもとしては考えておりません。といいますのも、その方の生活状況といいますのは、本税をお納めをいただく時点からのスタートでございますので、そのときの生活状況が完納した時点で同じ生活状況とは考えておりません。はっきり申しますと、そのときにはある程度ランクの上だった生活をしているような状況にあるかもしれませんので、その折には、私どもとしては延滞金の方についてはきちっとお納めをいただきますし、例えばその時点で生活困窮者、生活保護などを受けてみえるような状況であれば、その時点で私どもとしては、延滞金を免除なり半額にさせていただくというような形をとらせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

以上で、小原喜一郎君の質問を終わります。

質問3番 山田乙三君の「『私のまちづくりの提言』模索を質す」を許可をいたします。

○14番 山田乙三君

14番 新政会 山田乙三でございます。

通告書に従いまして、質問をいたしたいと思っておりますけれども、必死にというわけにはいきませんが、私の今までの経験の中から、私なりにまちづくりについて真摯に考え、そのまとめと言いますか、それにつきまして、タイトルといたしましては、「『私のまちづくりの提言』模索を質す」ということで、いましばらくご清聴のほどをお願い申し上げまして、質問に移らせていただきます。

ことしもまちづくりミーティングが、6月26日から8月26日の25日の期間実施されました。27町内会で開催されまして、テーマは観光資源としての温泉利用についてでございました。各会場平均30名前後の参加者であったと伺っております。テーマが絞ってあった関係で、ややもすると活発なご意見が出にくいのではと心配した一人でございます。ずばりの辛口の切り口で語れば、足湯のPRに終始しなければと杞憂いたしましたのですが、伊勢湾岸道路長島インターの閑古鳥が鳴く非常に長い足湯に比べますれば大ヒットであり、アナウンスすることも必要であると理解をいたしましたわけでございます。

ところで、温泉と言えば、温泉の町蟹江が定着しつつあります。その現状は、各方面から尾張温泉に見えるバスの台数を見ましても、あくまでも大きな目安でございますけれども、一目瞭然ではないでしょうか。100%源泉かけ流し、非常にごろのいい言葉です。私も好きな言葉でございますけれども、それをうたい文句に評価は高まるばかりでございます。ブームもございまして、高齢者の健康志向と合致いたし、人気も上々でございます。

さて、蟹江町の温泉施設を挙げてみますと、民間では尾張温泉、テルマ55、湯元、豊泉閣などがありまして、町といたしましては、老人憩いの家と総合福祉センターが施設としてございます。町は健康づくりの立場で、健康老人に憩いの家など入浴サービスを初め健康づくりに努め、高齢者を中心に大好評であるのも事実でございます。しかし、建屋、あるいは設備が老朽化により、改修の時期にきているのではないのでしょうか。

そこで、まず1番目にご提言申し上げたいのは、老人憩いの家と総合福祉センターを多目的温泉保養館、例えばクアハウスのような形態も含めた計画案はどうでしょうか。新設されました足湯尾張温泉、豊泉閣、湯元の温泉街も含めた「湯の駅」ゾーンの構想を私は考えるのでございます。

次に、民間の温泉施設有効利用でございます。

尾張温泉、テルマ55などの名泉に代表されますように、大型温泉施設の有効活用ではないのでしょうか。温泉療養・療法といわれますように、医学面からも温泉は効能・効果が大変高いといわれております。健康づくりの支援策として温泉の町蟹江、この特典を生かし、入泉料の2分の1補助制度の導入を特に要望したいと思います。インターネット等で調べますと、

こういう特典のあるところは無料というところも非常に多くございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第2の提言は、「川の駅」創設でございます。道の駅は定番になっていますが、「川の駅」でございます。

近鉄蟹江駅、甘強みりん、山田酒造、こういった酒蔵あるいはガイドボランティア、事務局のご努力によりまして、毎回1,000人以上の方々が歩け歩け運動で名所・旧跡を訪ねて蟹江にいられておられるわけでございます。必然的に蟹江の知名度が上がります。しかし、受け入れ態勢はまだまだ十分とっていない現状ではないでしょうか。

ところで、「川の駅」候補地は一体どこがあるのかと、こういうことでございますけれども、私は鹿島神社から佐屋川沿いの文学散歩道を「俳句のプロムナード」、言うなれば散歩道としたらどうなんだろうなど。日光川ウォーターパークや図書館周辺は、もう既に水郷のまちの風情をなしているわけございまして、メンテのみで「川の駅」の役目を私は十分果たしていると思っております。しかし、佐屋川沿いの文学散歩道は、歩道、トイレ、あるいは俳句札、ベンチなど少々なのでこ入れが私は必要だと思っておりますが、当局のお考えを伺いたいと思ひます。

第3の提言は、「まちの駅」についてでございます。「まちの駅」は、無料で休憩できる町の案内所でございます。公共施設から個人商店まで、既存の空間を利用いたしまして、地域情報を継続的に提供し、交流を促進させる場でございます。おもてなしの地域を目指し、これらの施設、駅でございますけれども、ネットワークする取り組みが全国で進められておりまして、取り組み状況を申し上げますと、参加施設は1,011カ所、常設の駅につきましては413カ所でございます。

では、愛知県内ではどうでしょうか、こういうことでございますが、「まちの駅常滑」が活発に活動を展開しているのでございます。有名ではないかもしれないが、100年後の子供たちに伝えたい人、物、風景、あるいは歴史、あかし、懐かしさ、楽しさ、うちにもあるよ、あそこから見てみなよ、ずっとここにあるよなど、世界遺産の向こうを張るわけではありませんけれども、世間遺産の発掘は、「まちの駅常滑」が担当しているのでございます。INAXライブミュージアム、ギャラリー共栄窯で、世間遺産・常滑の写真展を開催し、活況を呈しているのは語るまでもございません。

さて、蟹江町とて、言葉はちょっと申しわけございませんけれども、一過性ではあります。イベントを通じ写真展などが開催されています。一定の評価というとおしかりを願うかもしれませんけれども、それなりの評価は、私は十分価値があるものだと思ひます。

一方で、これは新聞にも書かれましたけれども、町長みずから水郷の町をキャッチフレーズに、まちづくりを進められ、町内を流れる蟹江川を舟で上り、この川を生かした観光施設の方向性を探られたり、遊覧船就航の可能性調査やあるいは住民の間では、川の浄化運動、

舟を使った町めぐりを進める動きがあるのは、本当に大変喜ばしい限りでございます。

そこで、最後の提言でございますが、かにえ歴史文化夢案内人の事業実施は、主にかにえまちなみ探検隊との共同で事業が実施されておるわけでございますが、どうしても情報量や財政力、あるいは専門知識の点で弱い面がカバーでき得ない面がございます。民間、団塊の世代、外郭団体を統括する仮称「まちづくり課」を創設できないか伺いたいと思います。

いずれにいたしましても、必須課題ではございますが、いろいろな民間のまちづくりに対する芽があちこちに出つつございます。簡潔明瞭でアグレッシブなご答弁をお願いし、一般質問を終わります。

以上です。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、複数の課にまたがっておりますけれども、私が総括いたしまして、答弁をさせていただきます。

第1問目の第1の提言でございます。その中でも二、三ありますので、順次答えてまいりたいと思います。

現在の老人憩いの家及び総合福祉センターの活用方法のご提言をいただきまして、ありがとうございました。ご存じのように、憩いの家では収容能力は限界であり、いわゆる団塊の世代の退職が既に始まっており、早急にその利用方法を検討する必要に迫られております。このため、総合福祉センターを含んだ一体的な利用構想を早急にまとめたいと考えておるところでございます。

「湯の駅」ゾーンの構想の考え方は、まちづくりミーティングのテーマでありました観光資源としての温泉利用についての中で、湯めぐりもしたらどうかというヒントもいただいておりますので、いろいろな組み合わせた構想になったらおもしろいなというふうに思っております。温泉利用については、住民、行政、議会と一緒にじっくり考えてまいりたいと思います。

民間の温泉施設の有効利用であります。源泉かけ流しでしかも成分の効能が高いので、健康づくりには生かさない手はありません。ちなみに、尾張温泉は、日本名湯100選の中部・北陸地方の7温泉のうちの1つであります。それを進めていくために、行政だけではなく、民間企業とも協働で進められれば、建設費、維持管理費等の節約にもなり、受益者負担もしていただき、その一部を支援することは費用対効果からも積極的な検討項目であろうと考えております。

それから、第2の提言での「川の駅」の創設でございます。

議員の「川の駅」の構想で、文学散歩道は「川の駅」の役目を果たすにはこ入れが必要であるという指摘であります。確かに最近、この文学散歩道には訪れる人がふえております。この散歩道は、佐屋川沿いにかかる夜寒橋から吉川英治句碑まで延長約1キロメートルにわ

たり、桜並木と俳句や短歌などの札が立ち並び、その間、町民憲章碑、トイレ1カ所、固定式ベンチ12カ所がございます。歩道については、特に整備をされておられません。

ご質問は、歩道の整備やベンチ、トイレ、俳句札などをレベルアップし、俳句のプロムナードとしたらどうかであります。

現在の散歩道は、佐屋川沿いの民地をお借りしておりますが、最近では、堤防の侵食が激しく、土木課で平成16年度から侵食防止工事を年次行っております。そこで、歩道を整備するには、その用地が必要となります。現状の道路幅員内で可能かどうか、また、新たな土地を必要とするのか、仮に必要とした場合、佐屋川内の埋め立てに関しては、過去に訴訟となった経緯もあり、慎重に考えなければなりません。現状の道路利用を含め、課題を整理したいと思います。

なお、俳句や短歌の札51本につきましては、古くなったこともありまして、本年3月に新しいものにかえております。また最近、ガイドボランティアの皆様方にご協力をいただき、観光協会で作成いたしました観光散歩マップにも、水郷と文学の里散策コースとして紹介をされておるところでございます。

今後は、ますます多くの方がこの地を訪れていただけるよう、歩道の整備やベンチなどを含め散歩道のレベルアップを総合的に検討をいたしたいと思っております。

質問3でございます。

「まちの駅」についてであります。「まちの駅」は、ヒューマンステーションとも言われ、まちの駅設置要綱（これはまちの駅全国ネットワーク組織「まちの駅連絡協議会」が定めたまちの駅を設置する際の要綱でございます。）に基づき、設置の際は、まちの駅連絡協議会に連絡・入会手続を行う必要があります。

蟹江町では、これから町内の観光資源を活用・発掘し、観光に本格的に取り組むを始めるところであります。その中で、住民主体で舟めぐりなどさまざまな動きが活発化して、大変感謝をしているところでもあります。今後の観光施策を民間主導で進められたら、蟹江でも大変ユニークなことができいくのではないかと考えております。あくまでも行政は後押ししていく立場で進めていくのがベストであると思っております。

それから、第4番目の最後の提言というところでございます。ご存じのように、「かにえ歴史文化夢案内人」「まちなみ探検隊」ができたのは、ここ数年のところでございます。案内人の皆さん、探検隊の皆さんそれぞれが、自己研鑽をしておみえであります。ご指摘のとおり、情報量、専門知識はまだまだ乏しいのかもしれないかもしれません。そのためにも、歴史文化夢案内人養成講座を行って、案内に必要とする知識を学んでいただいたりしております。

近鉄ハイキングでは、町外の方がたくさんお見えになりますので、そのハイキングにも生かしていけたらと思っております。

「まちづくり課」を創設できないかというお話であります。現在、ボランティア団体を

掌握している課は生涯学習課であります。将来的には「まちづくり課」ということも考えられるとは思いますが、当面は、生涯学習課にて対応していきたいと思っておりますので、どうかご理解賜りたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○14番 山田乙三君

14番 新政会 山田乙三です。答弁いろいろありがとうございました。私のまちづくり提言に対しまして、それぞれの観点から答弁をいただきました。

先般、先ほども一般質問で述べましたけれども、27の町内会でまちづくりミーティングが開催されました。私も地元のミーティングに参加させていただき、本当にどんなような奇抜な、どんなような斬新な意見が出るだろうな、本当に心から興味津々で参加させていただいた一人でございますけれども、しかし、結論から申せば、特別な意見もなくさっと終わったような印象を私は持っております。少々残念だなと思っておりますが、これも私なりに考えてみまして、日ごろの雑務に一般の方は忙殺されたり、ひよっとしたら余裕がおありがないのかな、あるいはひよっとしたら関心が持てないテーマだったのかな、こう思ったわけでございます。

世はまさに団塊の世代、あるいは格差社会、いろいろそういう言葉が飛び交っています。マスメディアを中心にしながら本当に造語というのはつくられてきています。そういう中でまちづくり、非常にソフトな面ですけれども、これからにおける行政の重要課題だと私は個人的にも位置づけておるわけでありまして。お金を出せば本当にすばらしい立派なもの是可以します。そんな時代は少々前の時代ではなかったのかなとこんなふうに思っています。

きょうも実は、議員は16名ですね。議長さんもこれは見えますからこちらで15名、理事者側の方は、町長を初め26名おられるわけです。ぜひともこういうまちづくりについて、小論文とは言いません。課が違うから私は知らないよ、こんなことは少々同じ蟹江町民でありながら、あるいは蟹江町の行政において許されるわけありませんけれども、ぜひとも一度それぞれの立場で、作文でもいいです、出すような雰囲気づくりをやっていただけないだろうか、私はそう思っておりません。

そういう中で、定番でございますけれども、広報などを通じて町民に呼びかけて、懸賞金を出したり、商品を出したりして、まちづくりの小論文の募集が正解なのかな、いろいろと頭をめぐらしたわけでございます。これもそれもあれも、蟹江町の町民として少しでも前に、一歩でもよくなればという思いでございます。

それから、参加されている方、あるいは一般町民の方でも、私、今、ここの本会議場で意見を述べさせていただきますが、あなたならどうする、議員としてあなたならどう考えているのか、あなたはいろいろなことをのたまうけれども、あなたは町会議員としてどう考えているのか、そういう声なき声が私は聞こえてくるような気がするんです。その声なき声に対

して、大した中身ではございませんでしたけれども、必死の必死まではありませんけれども、私なりに経験の中から考えを、ない知恵を絞ってそれなりに質問させていただいたつもりでございます。

それで、提言として3つ挙げさせていただきました。この中で、答弁がございましたけれども、私、コミュニティには結構かかわってまして、まちづくりもイコール庭イコールなんです。その中で、古きは企画課がそういうまちづくり、あるいはコミュニティ関係は窓口でございました。今は情報企画ですか、もっと今具体的に言われたのは生涯教育ですか、これをもっと言えば行政担当ですか。こういう3つのちょっとぼんやり霧のかかったような状態が今の状態ではないでしょうか。ということは、私はまちづくりについては、残念けれども、蟹江町は10年おくらせておる。ただ、それぞれの芽は育ってきているけれども、束ねない。こういうことを言っても、お小言はないと思います。

というのは、春日井市、知多市、常滑市、東海市、今情報社会ですから、クローバーテレビが盛んでございますけれども、甚目寺町、大治町、美和町、津島市等々、いわゆるまちづくりを含めたのは、リアルタイムに近い形で放映されています。これはまさしく自治体の私は競争だと思っているんです。いいとこ取り、いいまちづくりを互いにやってこいや。例えば甚目寺町の町長が、ゲートボールのオープニング、今のグラウンドゴルフですか、もうぼーんと始球式でやったらストライクが入ったと。それがあつた会合で話題になる状態なんです。本当のリアルタイムの状況なんです。よく森さんも若い町長だけれども、頑張つてやりますなど、こういう訴えなんです。

ですから、これは10年おくらせておると申し上げましたが、とにかく私が名古屋大学の先生方をよく存じ上げているというのは、愛知県のコミュニティ委員なんです。この間来ていただいた新海さん、それから江南女子短期大学の学長の中田實さん、彼らは名古屋大学の教授だとか、社会学のオーソリティなんです。この間その後先生は名古屋大学の大学院らしいですけども、いわゆる手前の東海市と向こうの半田市、この間申し上げました東海市を担当しておるのは後教授だ、半田市の行政改革委員長は新海先生、切り口、語り口でいろいろ言われました。そういうことで、どこが違うんだとこういうことですけども、そんなに違うことはないです。目的は一緒なんです。

ですから、何が言いたいかということ、やる気があるかどうかということなんです。結論めいたことと言われましたが、生涯教育とこういうことですけども、生涯教育は生涯教育でやるべきことがあるのと違いますか、それはそれで結構です。だから、私はめり張りをつけて、私が提言申し上げたから「まちづくり課」を何もぜひともつくってくれとは言いませんけれども、何かめり張りをつけて、これから扇のかなめである町民まつりにしても、今度は民間にシフトがえされるような構想も伺っておりますし、いろいろな外郭団体がおられますから、行政、事務方のプロとして、こういうことについて、県から聞いたよ。窓口の束

ね役は絶対複数は要りません。1人、あるいは2人で私は結構だと思います。担当を決めて、その担当の方がこなすためには研修に行かせ、外部講習に行かせ、プロ化を目指してやっていただく。だから、私は10年おくらせておると。半田市もそうですし、常滑もそうですし、知多市もそうです、東海市もそうです。みんなそれがもう10年前からやっておるんです。ですから、それをぜひともやっていただきたい。

それは前から思っておるわけでありませけれども、蟹江町の中にコミュニティの組織が幾つありますか、はっきり言えますか、県の指定は何カ所ですか、県の指定は2カ所だと私は記憶していますが。コミュニティの掲示板も5カ所ぐらいあると思います。ですから、そういうのはどうですか、風化していついていませんか。今まちづくりでしょう、まさしく今、そういうコミュニティ、まちづくりの時代なんです。多額の金をかければどんなものでもできますけれども、やはりソフトの面でぜひともやっていただきたい、こういうふう思うわけでございます。

幸い、住民の間で、先ほども申し上げました川の浄化運動、あるいは遊覧船就航の可能性、これもあれも団塊の世代ややる気のある町民から発案したことではないですか。行政から一度一遍、私が今言った声なき声ではないですけれども、一度プロとして見本を見せたらどうですか。よくあるのではないですか、「やって見せ やらせて見せて やって見せ」、私はまさしく昔の方が言われたそうですけれども、まさしく私もそうです。やれるものならやってみると、金を出すからやれではなくて、やはりコントロールするコントロールタワーは、私は必要だと思っておるわけですが、当たり前のお話ですけれども。

そういうことで、舟を使った町めぐり、あるいはガイドボランティアなど、非常にこういう進める動きが本当にあっちからこっちから芽があることは、本当に心から私は嬉しい。ただ、はっきり言って東ね役がない。これからの生涯学習と言われるけれども、いいですか、本当にいいですかと私は申し上げたい。

最後に、町長に、まちづくりに対する所見、これからの展望をちょっとお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

山田議員、多岐にわたりまして、ご提言を賜りまして、まことにありがとうございます。

ご存じのように、27会場で900人前後が多分お集まりをいただいたというふうに思っております。テーマのよしあしは別いたしまして、それぞれの地域で漸進的な意見が聞かれたのも事実であります。そしてまた、住民の幅広いニーズがあるということも、再度確認したことも事実であります。来年度の例えばまちづくりミーティングをどうするかということにつきましても、この先考える話題ができたのかなというそんな考察をいたしてまいりました。

今、議員おっしゃいますように、まだまだ蟹江町のまちづくりは緒についたばかりであるのは事実であります。私も山田議員と同じく、平成7年から議員生活をさせていただき、住

民の立場に立っていろいろな提言を蟹江町にしていって一人であります。その立場を十分理解をしております。今回、例えば先ほど来名前が出ておりましたガイドボランティアの方、まちづくりまちなみ探検隊の方、その方もすべて生涯学習の講座でもって、今回第4期で、また講座を開いていただける。そして、名古屋まつりにもまた出ていただけるようなそんなご提言も私も方から情報を差し上げたわけでありまして。

まだまだおっしゃいますように、「まちづくり課」というきちっとした課が決まっているわけではございません。どこでまちづくりをやるかということもまだ決まっているわけではございませんが、ただ今、行政改革推進室というところを直轄の窓口をつくりました。この名前が先ほど来、小原議員のときにも話をいたしました。行政改革というのは、1980年からのいわゆる中曽根内閣から始まっているわけでありまして、もうそろそろ行革という名前が、行政すべてがもう行革であるので、行政推進室という名前にかえてみたらどうなのかな、そんなことも私の中で考え方の一つとしてあるわけでありまして。そこの中に、例えばまちづくり課はできないのか、それから、地域課はできないのか、そんなことも模索をしていかなければならないというふうに考えております。

そして、もう一つ、団塊の世代の方が来年、再来年度にはたくさん蟹江町にお見えになるというふうに思っております。その団塊の世代の方の今後の考え方を集約するべく、また、いろいろな施策も考えておりますし、先ほど来の答弁もいたしましたように、住民のニーズを再度聞きたいということで、2007輝来都蟹江懇話会の中でもお話をしましたように、住民ニーズの方法を何とか考えていきたい、この議会が終わりまして、また、皆さんのご意見をちょうだいいたしまして、ニーズを集約する方法をぜひとも早急に考えたい。そして、新しいまちづくり、これからの蟹江町のまちづくりを考えていきたい。10年おくらしているかどうかは別といたしまして、この海部郡のリーダーシップをとれるような、そんなまちづくりをしていきたいというふうに考えております。

また、議員各位の皆様方には、そして、町民の皆様には、幅広い見識をお持ちの方がたくさんお見えでございます。どうぞまだ叱咤激励をいただきまして、ご提言を賜ればありがたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○14番 山田乙三君

14番 山田乙三です。どうもありがとうございます。

私はまちづくりはもう絶対これからの時代はなくてはならない、人と人とのふれあい、潤いのある蟹江づくり、これはもう必須課題と思っておりますので、ぜひとも町長は先ほど熱弁をふるわれましたけれども、お願いを申し上げたいと思います。

それで、当然ながら団塊とか、外郭団体の方、ボランティアの方々というご答弁がございましたけれども、キーワードは、とにかくそういう方々にご協力を願わなければならない、そ

ういう雰囲気づくりをさせてあげなければいけないということも包含しつつ、何々課ということ仮称申し上げたわけでございます。最後に、言葉はちょっと比喩的で失礼かもしれませんが、水をやり、肥料を与えて、大きくコミュニティの輪を育てていかなければ道は開けない、よくなる、こう思っていますので、よろしく願い申し上げまして、再質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 菊地 久君

以上で、山田乙三君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

(午前11時42分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 菊地 久君

質問4番 林英子君の1問目「医療改正に当たっての現状について」を許可いたします。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。日本共産党です。

今、安倍自・公政権は、貧困と格差を拡大をしております。昨年の4月に全面実施された改悪介護保険法もその一つです。介護の社会化という理念は投げ捨てられ、高齢者の生活を介護取り上げや負担増などが襲いました。その結果、必要な公的介護サービスを受けられず、社会から見えない形で貧困、そして、大変困難な暮らしをしております介護難民がふえています。家族介護の負担を苦にした悲惨な事件や孤独死なども絶えておりません。今こそすべての高齢者の人権を尊重し、人間らしい生活を保障する制度の改善に向けた努力が必要です。

新予防給付の実施など自立支援や介護予防を口実に、軽度と決めつけられた人から介護の取り上げが進められていることです。要支援1、2と判定された人が利用する新予防給付の訪問介護では、介護保険が使えるのは、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施設などの代替サービスが利用できない場合という原則が設けられました。そのために、介護保険の利用を断られたり、あきらめてしまった方があります。介護保険で介護や支援が必要と認定されても、介護保険のサービスが使えない人が大量に生まれているのです。

私に相談された方、76歳の女性ですが、以前は要介護1でしたが、今回の判定で要支援2になりました。その結果、特別養護老人ホームの申し込みもできなくなりました。週2回デイサービスに通い、ホームヘルパーさんも週2回2時間だけです。以前は1時間半お願いで

きたのに今は1時間で、掃除だけでいっぱい、お話をする暇もないそうです。家の中では歩行器を使つての生活です。体の方はどうかといいますと、1級の認定をこの6月に受けました。体は悪くなり、介護が必要なのに介護がだんだん遠のいてしまう、どういうことだろう、そういう相談です。

本当に生きていくのがつらい、不安だ。外へお買い物も久しぶりにしてみたい。一度外出しましたけれども、途中でつまずいて起きられなくなり、人の助けを借りてやっと立つことができたから、それからは外へ行くのが怖いと、そういうことです。家の中にばかりいて、うつ病になりそうだわ。こういう人が今の介護保険制度の中で不安のない生き方はどうすることだというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

この方は、リ्यूマチもひどくなり、冷蔵庫からあらゆるものをひもをつけて、手を通して引っ張る、今、そういう生活をしていらっしゃいます。先日も、社会福祉協議会の方へ出向きまして、聞いてみますと、「林さん、はってでも事がなせる人は要介護2だよ」、そのように言われました。私は本当にびっくりいたしました。

蟹江町は現在、高齢化率は18.01%です。そして、介護認定は17年は要介護297人、18年は要介護181人でしたが、これは116人も減っているというのです。そして、要支援2が192人になっております。蟹江町における要介護認定者が19年度から急に減っています。高齢者の数はふえているのに、介護認定者が減少するという事態は、介護予防事業の方へ押しやられたというふうに思いますが、どうでしょうか。広域事務組合で行われている判定時間は、1人わずか4分と聞いています。これでは正しい判定ができないのではないかと思うが、どうでしょうか。

その方たちに町での声で聞いてみますと、介護保険料は一生払い続けなければならない。それを利用することなく亡くなってしまった場合、残っている人に少しでも返してもらいたいものだ、そういうふうに訴えられた方があります。そういう蟹江町の実態です。これは国の方針のことも蟹江町が好き好んでやっているというふうに私は思いません。国の方が要介護の人を要支援2、1に、7割から8割振り分けよう、そういう指示が出ているというふうに私は本で読んでおります。そういう中で、蟹江町も116人の方が急に要支援2に行ったのではないか。そんなことはないんですか。

(発言する声あり)

それが蟹江町で、そういう方たちが今後どういうふうに生きていくことができるのか、どういふような介護をすれば蟹江町に生きていてよかったと思われる介護保険制度の理念に沿ったことがやっつけられるのかということ、この場できちっと聞いて、その人にも伝えたいというふうに思います。

次に、介護認定者に障害者控除対象者認定書、または障害者控除対象認定申請書を個別に送付してくださいということです。前にもこの問題は取り上げました。

同じ法のもとで生活しているのに、自治体によって格差があるということが問題になっています。ことしの2月の蟹江広報に掲載されましたが、どのような結果が出ているのでしょうか。問題は何かあったのでしょうか。命と健康は平等です。大変な暮らしの方には手を差し伸べるべきだと思いますが、行政はこの問題をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

私は、ここにことしの蟹江町の2月に掲載されました「介護保険等認定を受けている方へ」というものを持っております。これはことしの2月です。それによりますと、「平成18年12月31日現在、65歳以上の方で、介護保険の介護等認定を受けていて、一定以上の障害があると認められる方に、所得税、町県民税の障害者控除の認定を発行します。必要な方は役場の福祉課へ申請してください」「なお、一定の要件を満たす方のみが対象となりますので、対象とならない場合もあります」という字が大きい活字を使って書いてあります。

そして、一方、私は他の自治体の対象者に配ったものを持っております。これは日進市ですけれども、初めは一緒ですが、「なお、身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの方は、これらの手帳により障害者控除を受けることができますので、この認定書は必要ありません。対象として昭和18年12月31日時点、要支援2、または要介護1から5の認定を受けている65歳以上の人、またはその扶養者」と書いてあります。

これを見ますと、蟹江町では要支援が書いてありませんけれども、蟹江町の場合でも、要支援2でもそのように町長が認めたときということに当てはまるのかどうなのか。そして、もっとわかりやすく親切に、町民がだれが見ても、ああ私は受けられるなというような書き方をしていただき、対象とならない場合もありますというこんな大きな活字を使うと、ああ私はだめかなという圧力をかけるようなこういう活字を使わないようにしていただきたいと思います。心がけないというふうに私は思います。

それから、3つ目ですが、住宅の改修、福祉用具の受領委任払い制度についてお尋ねをいたします。住宅改修は20万円を限度として改良することができますが、20万円支度をしなくても受領委任払いにすれば、本人2万円で済むものです。県下でも今では大幅にふえています。津島市などでは、その津島市の人たちに頼んで、その人たちの生活も潤うし、そしてお願いした人も安気に頼める。そして、2万円で済む。そういういい制度を設けているものです。蟹江町でもぜひ受領委任払い制度を実施して、福祉用具もそのようにし、みんなが本当に、蟹江町に住んでいてよかったと思われる、そういう福祉の町にしていくべきではないかというふうに思います。

この際、心ない冷たい答弁ではなく、暖かい答弁を心からお願いをいたします。

以上です。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

努めて暖かい答弁をさせていただくつもりでございますが、やはり口足らずもございます

ので、その辺はご容赦をいただくよう、よろしく願いをいたします。

まず、第1点目でございます。

介護保険法の仕組みの中で、軽度の方、そういったような方がさらに要支援1、要支援2といったような方に分けられ、サービスの低下を招いているのではないかという具体的な数字を挙げてご質問されました。全員協議会で配付させていただきました広域事務組合議会の資料、実績報告の方の中のところ、私どもが振りましたページ数では、40ページにあるわけですけれども、その数字を議員具体的に申し上げられて、どうなっておるんだと、切り下げがあるのではないかというご指摘をいただきました。

確かに要介護1の認定を受けられております方、17年度297人に対しまして、18年度181人と減っております。そのかわり要支援2というものが192人ということで、ほとんどその分が上がったのかなと思いますが、要支援1のところ142人で、18年度は65人ということで、要支援1の方も要支援2の方に上がっておるというような考え方もできます。

また、私どもが決算の資料としてつくりました主要施策成果及び実績報告書、こちらにも17年度、18年度の3月末現在での数字が挙げてあります。こちらの方を見ていただきますと、17年度では、要支援の方が83名、要介護1の方が255名で、合計338名ということになっております。18年度では、要支援1の方44名、それから、新しくできた要支援2の方が112名、要介護1の方は132名の合計288名ということで388名、17年度から比べますと50名、このところで減っております。

また、要介護2以上の方は、18年度では17年度に比べまして、要介護2の方が34名、3では44名、4では4名、5では5名の合計87名が増加しております。認定者の合計でいきますと35人、17年度、18年度の認定者の合計で35人の増加に比べまして、軽度の方が減少し、重度の方が増加しているということがこれから言えるのではないかなというふうに私どもは考えておったところでございます。

こういったようなことから、要介護1の方の多くの方が切り下げといったようなことで要支援の方に回されたということは、一概に言えないのではないかなというふうに考えておるところであります。ただ、個々のケースを具体的に追跡調査したわけでもございませんので、今後、いろいろあるかと思いますが、できるだけ調査の方にも時間を割いていきたいというふうに考えております。

また、最後に、どのようなサービスをということですが、できることはやはり自分でできるだけやっていただいて、いわゆる廃用症候群といいますか、使わない機能がどんどん退化していくというようなこともあり得ますので、そういうようなことも勘案しまして、自助努力というと過酷な冷たい言い方だと、また、林議員言われますけれども、できることはできるだけ自分でやっていただいて、現状維持に努めていただきたいというふうに考えております。また、そういったサービスの利用につきましては、ケアマネジャーさんを初めい

ろいろな方とご相談されて、ご納得のいくサービス利用をお願いしていきたいと思えます。

また、それ以外に、先ほどのケースですと、障害者の認定を受けられたというお話でございました。障害者の方の自立支援の関係の施策もございますので、そちらの方の制度とあわせてご利用いただいて、できる限りの人間らしい生活をしていただけたらなというふうに私は考えておるところでございます。

次に、毎年ご質問いただくわけですけれども、要介護認定をされた方に障害者控除の認定書の交付をしてくれということでございます。

毎回同じ答弁で申しわけございません。この障害者控除の認定につきましては、従来からも厚労省からの通知に従いまして、所得税法の施行令に定められております方が対象であるよということになっております。

市町村長につきましては、その該当するであろうという方に対しまして、その申請により障害者に準ずる状態であるというふうに認められる方に認定書を出してもいいということになっておるところであります。そういったようなことがありますので、従来、全員にということがありましたけれども、私どもは広報等、それから地域ケア会議、これは毎月1回やっております事業者の関係が集まってする会議、事例検証ですけれども、そういったようなときにも時期を見て、啓発・広報をお願いしておるところであります。

今回は、一応18件の発行がありました。広報等につきましても、他の市の例を申し上げられまして、蟹江の役場の広報は親切ではないということでございます。広報のスペース等もございますので、一概には何ですけれども、他の市町村の状況をよく勉強させていただいて、親切に記載するように努めております。

ただ、活字が大きいのは圧力を加えるわけではなくて、間違っていたかと大変でございますので、注意喚起のつもりでございますので、これも実は私の暖かい心の発揮ではないかなと。自画自賛させていただくとそうなりますので、申しわけないですけれども、見解の相違かもしれません、あえて大き目の字を使わせていただきました。

問題なんですけれども、今言ったことで、結局、申請書をいただければ、すべて適用になる。だから、この申請書を個別に全員の方にお送りした場合、そういったようなものが送られてくると、今までの例でいきますと、大体すべてその条件に合致したから送られてきたんだということが多うございます。それを出したが税金の方で控除が受けられなかったということはどういうことだということ、非常にこれはトラブルのもとになるかと思えますし、また、私ども税の専門家でも何でもございませぬので、そういったような適用に関しまして、控除等いろいろあるわけでございますので、そこらで税金、税法の関係についての説明が悪かったり、舌足らずであったり、また、間違っようなご説明を申し上げては、かえって住民の皆さんのご迷惑になりますので、こういったような広報を通じて、個別に発行していくのがまだまだいいのではないかなと、私どもは今考えておるところでございます。

最後に、福祉用具ですとか、住宅改修の受領委任払い制度でございます。これにつきましても、従来どおり、書類審査を行った上で、個別に対応しておるところでございます。まだ、これは住宅改修等につきましては、まだまだ実はトラブルがあるわけでございます。書類の提出ですとか、書類の不備ですとか、そういうふうなことで。

それで、被保険者の方とその業者さんとケアマネジャーさんが入ってきちんとやっていたければ、そういうことはなかなか起きないんですけれども、やもすると、業者さんのリードで何でもやってやるよと。結果、これは対象外でしたということで、その満額20万円まで、2万円のご負担ですけれども、いただけるものがそれがもらえなくなったということもあり得ます。事実いろいろなトラブルがあって、二度三度被保険者の方がおいでになられて、ちょっと大きな声を出されたこともございます、私どもに非があったわけではございませんけれども。

それで、一応制度をきちんと説明申し上げてやったんですけれども、やはり一番最初に説明を受けられるのが業者の方がほとんどでございまして、業者さんばかり悪いというわけではないんですけれども、そこで、また同じようにちょっとあやふやなお話がされたりして、誤解を招いたりというふうなことで、トラブルがまだまだあるわけでございます。ですから、私どもとしましては、やはり個別の対応で業者の指導もしながらということで、今現在やらせていただいておりますので、そこらについては、十分ご理解をいただきたいと思っております。別に冷たい行政をしたいと思ってやっているわけでもございません。

そういうふうなトラブルが本当に減りまして、これでいいなということであれば、移行することもやぶさかではございませんが、先ほど申し上げましたように、まだぼつぼつトラブルがあって、それが1回、2回のお話し合いでなかなか片づかないのが、やはり現実でございますので、そうしますと、業者さんも被保険者の方も、また、間に入ったケアマネジャーさんも、大変な労力を使うわけでございますので、そういうふうなことがなるべくないように、こちらの方としても、ケアマネジャーさんを初めいろいろな方の啓発も含めて、いろいろやっていきたいと思っております。そういうふうな関係がございまして、何とぞご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

先ほど非常に困難な方、包丁も持てない、ご飯をつけるのにもおしゃもじが持てない、余りにも痛いときには、犬みたいに茶わんに口をつけて食事するという方なんです。でも、私はやはりその人は、本当にホームヘルパーさんも頼みたいし、老人ホームに頼もうと思って、蟹江町が出しているこの介護保険便利帳というのを見ましても、要支援2の方は利用できませんと書いてあります。それは事実なんです。彼女も何とかどこかへ入りたいと思っているけれども、要支援というのになりまして、申し込みもできない。本当に悲しがついて、

私たちが生きていくということはどういうことなんだろう、どうすることなんだろう。

ホームヘルパーさんが1時間だけいらっしゃっても、買い物にも一緒に行ってもらえない。そして、部屋を掃除して、お手洗いなどを掃除するともう1時間きてしまって、さよならねということで、本当にあと30分なり、1時間頼みたいとなれば実費、そういうことになったときには、長くお願いできない。こういう方たちは、私は1人や2人ではないというふうに思いますし、先ほども言いましたように、116の方が要支援2ないし1の方にいつているということは、私もここに持つておりますけれども、現実だというふうに思います。

蟹江町で、国の方へもっと向けて、そういう介護保険制度の一番初めの理念は、地域できちっと見て、これからふえていくであろうお年寄りの方にどう手を差し伸べるかということで、この制度ができたのではないですか。それが一方、彼女は障害1級になって、もう本当に家の中でも歩行器でごろごろ歩いていて、ホームヘルパーさんを頼むお金もない。そういう場合、ではこの人は、蟹江町に住んでいてどういう手助けができるのだろうかというふうに思います。先ほども言いましたように、はってでもやれることがあれば、それは要支援2だよと聞いたときには、私は本当にその人に手を出すこともできないし、国の方へ本当に怒りを覚えました。

この人が本当に何がしてほしいのと聞いたら、将来に向かって不安だし、老人ホームに入りたいと思ってもキャンセルされるし、もう何ともならない、不安のない生き方はどうすることだろう。そういうふうに言われました。私はたまたま行っては、手を使ってむけない方にリンゴをむいたり、ナシをむいたりして食べたら、ことしになってナシは初めてだわと喜んでくれました。私はその人たちが本当に生きていける、蟹江町でこれからも生き続けたいというのが2000年にできた介護保険制度ではないかというふうに思います。それで、カリヨンへ行けば150人も待機者がいるんだわね、簡単に言われます。私はそういう今のこういう制度を直していくのは、役場へ頼りにしてくる住民ではないかというふうに思います。

私の力はその人のためにやってあげることが、リンゴやナシをむくことだけかもしれないけれども、私はこういう訴えができ、そして、変えていくことができる、そういうふうに誇りを持って訴えていきたいというふうに思います。蟹江町にそういう人がまだまだたくさんいらっしゃるということをぜひ覚えておいていただきたいというふうに思います。

先ほど言いまして、答えがありませんでしたけれども、広域事務の方で、わずか4分の認定時間だということが、本当にその彼女の調査をした人が、僕は今度は絶対要介護2ぐらいかなと思っていたけれども、要支援2になって自分もびっくりしていると。今度は林さんも立ち会ってきちっとやってねというふうに言われましたので、今度、来月ぐらいかと思いますが、特記事項も書いて、もう一度区分申請をしたいなというふうに思っておりますけれども、その人がせっかくそういうこちらで認定をしても、海部の方へ行ってコンピューターに入れ、そして、認定するのにわずか4分ということでは、ずっと紙を通してしまっただけで、

この人がどういう実態なのかを見る暇がないのではないかと、そういうふうに思いますけれども、これをもう少し直らないものだろうか、それを言うのはだれなんだろうかというふうに思います。

たくさんの方が今、広域事務で働いていること、私は前、委員だったから知っておりますが、その人たちがもっと心を込めてやっていただきたいなというふうに思いますので、それは言ってください。そして、4分では足りないというふうに私は思うが、課長はどのように思っていられるのかお聞きします。

それから、先ほどの障害認定の問題ですけれども、他の町村は非常にうまくいっているという結果を聞いております。ここに私がいつも問題に出す津島市などでも、2,000人近くの人を出して、きちっと助かっているという話を聞いております。それが、一遍のこの報告で終わっているから、そういう問題が起きているのではないかと思います。津島市などは、一件一件に障害者控除、特別障害者控除とはどういうことかというものをきちっと書いて送っています。ですから、問題が起きる前に自分が読んで、ああこれに該当するなということを見出し、そして、申告をしていられるのではないかとというふうに思います。まだ、蟹江町は、ことし2月に初めてこれを出して、18件も来たと聞いておりますので、ああよかったなというふうに思いますけれども、こういう他の町村がよいことをしているところをきちっと見て、改めてこの認定書の問題については、蟹江町がこれを出したことによって税金がものすごく減ったという問題でもありませんので、ぜひこれはやっていただきたいなというふうに思います。もう一度答弁をお願いします。

もう最後ですが、住宅改修、どういう方たちをお願いしているか私はわかりませんが、津島市などでは、そういう業者をきちっと決めて、その業者が回って、そして、その方たちがそういう中で税金も払うようになって、つぶれかけた大工さんたちも本当に生き生きしているという実態を聞いております。ですから、もっともっと業者も信頼をし、そして、2万円であれば頼む人も多いのではないかと思います。20万円支度するところに問題がありますので、これは受領委任払い制度にすれば、うまくいくのではないかなというふうに思いますし、そういう介護の人たちにも、手厚くするということは、そういうことではないかなというふうに思います。

どうか私たちの手で、町長さんを初め本当にみんなでこういう困っている人を助けていく、その先頭に立っていかなければいけないというふうに私は思って、くどくどと介護保険のことについてお尋ねをいたしました。本当に不安のない生き方はどうすることだというふうに考えていられるのか、最後に町長さんにお聞きして、その前に課長の方から答弁をお願いして、お聞きしておきます。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

大変失礼をいたしました。答弁漏れがあったようでございます。しかしながら、順番とい

うことで、まず最初に、ある町内の女性の方の例を挙げられて、将来不安だというようなことを言われました。

障害者の認定を受けられたということですので、この方は介護保険のほかに障害者の方の施策もご利用いただけるわけですので、ですから、介護保険で足りない分につきましては、障害者の方の施策で人間らしい生活を取り戻していただくようお願い申し上げます。

それから、広域事務組合での4分ほどの認定審査でこの要介護の区分が決められていくと。これが長いか短いかは人それぞれの感じ方ではございますけれども、原則として、まず1回目のコンピューターの診断があるわけですので、そこにあらわれてこないところにつきましては、特記事項ということで、そこに記載がされております。調査員の方は、その特記事項を記載され、その特記事項の内容をその調査に立ち会われたご家族の方、もしくは本人、両方の方でも結構なんですけれども、その方のご了解をいただいて、その表現を決められ、調査書を出されております。

一方、医師の方としては、かかりつけのお医者さんが、こういった医療的な状況がどうなんだこうなんだというようなことをお書きしていただいて、医師の意見書といったものも出されるわけでありまして、そういったようなものを医師、それから看護の関係、当然福祉に携わる関係の者、歯科医師、薬剤師の方の方5名で審査されるわけですので、その場でぱっと書類を渡して、さあどうしましょうというわけではございません。事前に書類は審査員の方にお渡しをしてあるはずでございます。そういったところで、疑問に思われる点については、その場で十分討議をなされ、要介護の区分判定をされるわけですので、その4分が長いか短いかは、事前の段階から踏んでいった場合、私は妥当ではないかなというふうに考えておるところでございます。

これも林議員との見解の相違かもしれませんが、そういうふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それから、次に、要介護認定の障害者の関係のことでございます。

先ほどの例の方も障害者の手帳で1級を受けられたということでございます。しかるに、介護保険の方では要支援の2だということでございます。かように落差があるわけございまして、一概に全部が全部お送りした場合についてのトラブルといいますか混乱は、私どもできるだけ避けたいというふうに、先ほどいろいろな例を挙げて申し上げたとおりでございます。当分この考えについて変えるつもりは、私はございません。

次に、業者でございますが、業者を決めてというようなことを議員おっしゃられました。介護保険は自由選択でございます。業者を決めて、ここの業者だったら手間が省けるよなんていうことは、口が裂けても私どもは言えません。この業者がいいということはございません。すべてご本人さん、もしくはケアマネジャーさんとのご相談でやってくださいというふう

うに申し上げております。ケアマネジャーさんの選択についても、私どもはこの方がいいですよということは申し上げておりません。条件のある方だけはしようがないですけれども、そうでない方については、何も申し上げておりません。自由選択、自由契約の原則がござい
ます。行政としてそれを崩すことはあり得ません。

ですから、今言われたような業者を決めて、この方が、この業者であれば受領委任ができる、こちらはだめだよというようなことになるのは、極力避けたいと思っております。ですから、先ほど申し上げましたような、まだまだ玉石混交の業者さん、いろいろな方がお見え
でございます。そういうようなこともありますので、そういったようなものがなくなればまた
検討はさせていただくというふうにご回答を申し上げます。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を差し上げたいと思います。できるだけ紋切り型にならないように注意
をして答弁を差し上げたいと思います。

議員言われますように、介護保険が2000年にスタートしましてもう9年、内容の見直しは
2回、料金の見直しも3回行っております。それぞれの自治体で特色のある介護保険法の基
礎にのっとして、今進められているというのは周知の事実でありますし、広域事務組合で認
定をしている状況も変わりはありません。ただ、ご存じのように、自立支援法ができて
1年余りたちました。その中で、精神障害を含めた3つの障害を1つのところでやる
というのは、若干無理があるのかなというふうな、これは私は答弁の中でも再三申し上げて
おります。しかしながら、この施策を我々を変えるわけにはまいりませんが、これは、いろ
いろな機関を通して、国に対していろいろな陳情を申し上げているということも、これは事実
であります。そろそろ施策の変更があるのではないかと、私は期待をいたしております。

先ほど来、林議員がおっしゃってみえました、認定に何分しかかかっているということ
につきましては、再度、広域事務組合で副管理者をやっておる関係上、これも調べさせて
いただいて、またご答弁させていただきますが、ただ、先ほど来から言いますように、介護
保険も、それから、ほかの保険も、特に新たにできます後期高齢者の新しい保険もそうで
ありますけれども、この介護保険につきましては、相互扶助というのが基本的な立場に立ち
ます。ですから、先ほど来、議員がおっしゃっておりますように、保険料を払ったから、
ではそれを使わなければいけない、使わないものは、では返してもらおう。そういう
考え方ではなく、あっ使わなくてよかったなというそういう考え方をしていただける
ように、林さんの方から言っていただけるとありがたいなというそういう話
であります。

できれば、我々としても、本当に血の通った行政をしたいというふう
に思っておりますので、先ほど来、大変やさしい答弁の仕方を斎藤次長はした
と思いますので、今後もいろいろなご支援をいただければ、できるだけやさしい行政に
努めていきたいと。ただし、基本的な

立場だけは、崩すとこれも大変なことになりますので、ご理解をいただきたい。そういう意味でいけば、今、林さんの言われました3つのいろいろなことにつきましては、再度調べて、私なりにまたお知らせをしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○6番 林 英子君

先ほど課長の言われました住宅改修と福祉用具の問題ですけれども、なぜそんなに業者によって問題が起こるかわかりませんが、津島市の方の場合は、民主商工会という商売の組合がありまして、そこの中から10人なら10人を選んで、いつも講習会を受けて、その人たちにお願いをし、やってもらうというふうに聞いています。蟹江町では、その場合いつでもどこの業者がやりましたよということを明らかにしていると言っています。

それで、蟹江町の場合は、今どういう業者をお願いをしているかそれは知りませんが、私はある業者が、もうこれができてから忙しくてしょうがないと言っているのを聞いて、ああケアマネジャーさんやみんながこの人に頼むので忙しいんだなというふうに思いました。そうではなく、蟹江町に今そういう人がいらっしゃれば、きちっとその人たちも仕事があるわけですので、そういう人たちをお願いし、そんな大きな家をつくるわけでもない、バリアフリーの問題でお金も20万円というならば、もっとそんなトラブルは起こるなんていうことは、他の自治体で聞いたことはありません。

なぜそんなに問題が、ケアマネジャーさんをお願いしている人と業者の間でもめるかわかりませんが、もっとそういう業者選定そのものが問題ではないかなというふうにも思います。これからもっと勉強されて、どういう人に頼んでいるか、明らかにして教えてほしいぐらいに思います。もしかそれがわかれば、また今度1年間にどのような業者をお願いしたかということ、きちっと明らかにしていただきたいというふうに思います。

私の聞いている問題では、ここで名前は言いませんけれども、ちょっと問題があるのではないかなというふうに思いますので、この問題を取り上げましたが、この問題はそういうふうにしてもらえますか、名前を出して、どの業者に頼んだかということ。できたら教えてください。

○議長 菊地 久君

林英子君の質問の業者との関係と津島市のやっておる方法と蟹江町ではそれは業者を決めてやるということは行政としてはできないという見解と考え方の違いが、そのまま今、平行線になっておりますので、これから新しい答弁ができるんですか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

蟹江町としてのスタンスは先ほど申し上げたとおりでございます。業者の選定は私どもでは行いません、あくまで自由選択です。

それで、最後に申し上げられましたどういった業者が入っておるかということについまし

では、これは調査すればわかりますので、一覧表にしてでも件数等、そういうようなことを後日、準備が整い次第お渡しをさせていただくことはできます。

その民主商工会さんがどういう団体かよく存じ上げておりませんので、何でございますけれども、そこに入った方だけがそういった受領委任ができるということは、私はやはり問題があるのではないかなというふうに考えておりますので、ですから、先ほど来、答弁申し上げておりますように、町としては選択をしていない。あくまで自由な契約で利用者の方が選択をされた業者さん、その方に頼まれて住宅改修等を行っていただく。

住宅改修20万円までという制限がございますけれども、非常に多岐にわたりまして、20万円程度で済む方というよりは、数百万円の方も中にはお見えます。そのうちの20万円が対象ですよということでやられる方も、中にはお見えてございますので、ですから、業者さんもびんからきりまでと言うと語弊がありますけれども、お知り合いの大工さんから始まり、大きな工務店さんもあつたりというふうなことがございますので、そこらだけをご承知おきをいただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、資料につきましては、整い次第お見せできるようにしておきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 菊地 久君

林英子君の今の最終、まだ食い違いがいっぱいありますけれども、最後、町長から答弁がありましたように、この3点目の問題につきましても、るる検討課題にとおっしゃっていただきましたので、今後検討をしていただくということにしておきたいと思えます。

では、以上で、林英子君の1問目の質問を終わります。

林英子君の2問目「保育料の値上げについて」を許可をいたします。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

「保育料の値上げについて」お尋ねをいたします。

国の税制改正に伴う保育料の見直しということで、平成20年度、21年度の保育料につきましては、今年度定率減税の廃止や税源移譲があり、これは保育料徴収額表の各階層の区分の適用される税額を変更されるということだと思えます。所得の低い人たちの負担率が全体から見ると高いと思えます。これをまず是正すべきではないかというふうに思えます。保育料の設定そのものを無理なく払えるものにすべきだというふうに考えます。全体として負担能力に応じた保育料になるよう検討すべきだと思えますが、どうでしょうか。

少子化の中、子育て支援ということがそれぞれ全国的な課題、緊急の課題となっておりますが、この保育料の問題でも、特に所得の低い人たちへの支援というものが、大変重要であるというふうに考えます。政府の雇用政策の改悪で、派遣、パート、請負などの非正規雇用、

不安定雇用の勤労者の割合が拡大を続け、働く人の3人に1人、若い人では2人に1人が非正規雇用の状態に置かれています。

このことは当然、若い人たちの多くが低賃金の状態に置かれるということであり、ワーキングプアといわれるまじめに働いても生活保護水準以下の収入しか得られない世帯が400万人とも、500万人ともいわれています。子育て世代の夫婦でも、夫婦ともに非正規雇用で、何とか税金を払えるものの、収入の実態、生活の実態は困難を極めているという人がたくさんお見えになります。また、母子、父子の家庭も大変多くなっています。こういった問題点を踏まえて、保育料の検討をしていただきたいということをまず初めに訴えます。

今から質問に入りますが、他の自治体で今回、値上げを考えているところはあるのですか。そして、2番目には、住民税の納税通知書発送後、当町の窓口にどのような問い合わせが来たのですか。また、何人ぐらいあったのですか。町民にどれだけのこの6月の住民税の負担増となってあらわれたのですか。それから、そのうち均等割のみの人は何人ですか。こういう人たちのことをきちっと聞いた上で、この先日いただきました保育料の値上げが、いかに低所得者に対して厳しいものであるかということを行うためにも、今のことを聞いておきたいと思います。

それから、保育料の滞納金についても、国会で問題になっておりますが、当町ではどうでしょうか。そして、保育料の値上げで、10%の延長保育料になりましたけれども、保育料そのものが上がり、以前より高くなる人があるのではないですか。

そういうことをお聞きし、今回の保育料の値上げは、低所得者には今までどおり、私は昨日いつも林さんはよそのやつを言うなとおっしゃるかもしれませんが、終わったばかりの弥富市の議会での保育料の問題が、ファックスで入ってまいりました。私はそれを見たときに、本当にいいなと思いました。それは低所得者にはぐっと保育料を下げ、今までどおりにいこう、10階層で弥富市はやることにしたそうです。本当に今、子育てする人たちは、大変な実態に置かれています。そして、あのもう一つの問題は、そういうふうの立場から、今回の保育料の値上げは、低所得者の方にはぐっと下げるべきではないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

それから、昨日、愛知県が新聞にこのように大きく報道され、町長もお読みになったことと思います。「保育料無料に補助を」というこんな大きな見出しで出ました。これは18歳以下で子供さん3人目が保育園に行く場合には無料にするというものです。しかも、このことについては、今議会で補正予算も積んでやろうとしています。

弥富市では早速10月1日から、18歳未満の子供が3人以上いる場合、3人目以降の保育料を無料にすることも明らかにしましたというふうに言っております。蟹江町でもぜひこの問題は取り上げてやっていただきたいというふうに思いますが、どのようなお考えでしょうか。これは本当に経済的な負担を軽減させる少子化対策の一環であるというふうに思います。こ

の問題は、名古屋市ではもう3年前から行っている問題であります。

先ほども言いましたように、介護保険料は年金から天引き、来年の4月より後期高齢者75歳以上の人は、現在加入している国民健康保険や組合保険などから切り離し、高齢者だけを被保険者とし、これも年金から天引くというものです。厚労省の試算では、約1カ月6,000円というふうに報道されています。また、前期高齢者といって、65歳から74歳の国保税も、来年から年金から天引きをするというものです。

一体年金が幾ら入ると思って、このような施策をするのか、本当に私は腹立たしい思いで、この年金から年金からというものをいやだなというふうに思いますし、人にも話しておるところです。このような年金から引かれる家族ぐるみで大変な増税の中で、保育料なんて絶対に見てやることできないという家族がふえてきているのではないのでしょうか。家族の援助も受けられないが本当に実態です。低所得者が暮らしていくのに、苦しむような保育料の値上げは、この際、やめるべきではないのでしょうか。20年、21年度にわたって、余りにもひどい値上げだというふうに思います。

最後でいいけれども、また、町長が頼りですのでお聞きしますが、このことを住民にどのようにお話をされ、理解が得られるというふうにお思いでしょうか。最後にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

7つほど問題がありますが、答弁の方、よろしく願いをいたします。

○民生部長 石原敏男君

それでは、私の方からご答弁させていただきます。通告書に基づいてご答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に他の自治体で今回の値上げの考えというのはあるかということでございますけれども、愛西市につきましては、平成20年度から改正予定であるというふうに聞いておりますが、この内容の詳細については、まだ把握しておりません。そして、海部地区の自治体におきましては、甚目寺町が平成17年度に改正をされております。そして、平成17年度に西部の4町村が合併され、愛西市となったわけでございますが、その際に、愛西市としての保育料の制定がされておるところであります。そして、平成18年度に改正された市町村は、大治町、七宝町、美和町であります。

そして、津島市は、平成13年度に改正されましたが、今回、国の所得区分が変更されたということで、第4階層の辺を今年度さわられたというふうに聞いております。

また、弥富市につきましては、弥富町時代の平成8年度に改正され、その後改正されていないことを聞いておりますので、この海部地区におきましては、弥富市を除いてほとんどのところが、近年、改正をされているというふうに聞いております。

それから、税の関係でございますけれども、税の関係につきましても、税務課長の方から一応預かっておりますので、私の方からお答えさせていただきます。

2番目の1問目に当たる住民税の納税通知書の発送の窓口の問い合わせということがあります。これにつきましては、納税通知書の発送1週間前後ぐらいは、税務課の窓口や電話でたくさんの問い合わせをいただきました。主な内容といたしましては、税額が急に高くなったこととか、昨年度までは非課税であったが、どうして税金がかかるようになったのかと。一度に支払えないがとの問い合わせが大半というふうに聞いております。

特に年金生活者の方の問い合わせがかなりの割合であり、税制改正の趣旨や所得税や町民税の税率の関係や実際の課税計算等について説明し、支払いにつきましても、分納による方法などをお勧めしたりして、ご理解をいただいたところでございます。

2つ目には、町民税の世帯所得の実態の報告ということでございます。これにつきましては、世帯の実態の報告につきましては、個々の世帯により収入や控除額等が違っていますので、世帯個々の報告は困難ですが、税負担の状況といたしましては、町民税は、6月より税率が一律10%となり、所得税につきましては、本年の1月より率が下げられているものがあります。通常は、12月の年末調整、または2月から3月の確定申告により精算されることとなります。両方の合計税額といたしましては、変更はありませんが、定率減税の廃止により税負担がふえることとなります。1日当たりの問い合わせ件数につきましては、8件ですが、延べ件数といたしましては、約180件であると。特に6月中旬から下旬にかけて問い合わせが集中したということでございます。

次に、納税義務者等でありますけれども、納税義務者等につきましては、当初課税では納税義務者の数は1万9,251人で、前年度より263人の増でございます。うち均等割のみの方につきましては1,506名で、38名の増でございます。所得割と均等割は1万7,745名の225名の増でございます。それから、町民税の税額でございますが、課税の状況でいいますと、平成18年度より4億300万円増の22億5,000万円となる見込みであります。これを1人当たりにしみますと、約2万1,000円ほどの増税となるわけでございます。ただ、今言いましたように、前年より4億300万円ほど増と言いましたけれども、これにつきましては、課税額でありますので、実際に町へ入る金額は、これより若干落ちることになりますので、お願いしたいと思っております。

それから、3番目の保育料の滞納金についてであります。これにつきましては、平成18年度に新たに滞納となった保育料は58万5,780円で、保護者9人で児童数が13人です。17年度以前の滞納額は13万6,720円で、保護者3人で児童数が5人です。18年度に新たに滞納額になった金額と17年度以前の滞納額を合わせますと、18年度滞納額は72万2,500円で、保護者11人で児童数が16名です。8月末現在の過年度分の滞納額は、56万1,730円です。この滞納者につきましては、毎月分納するよとということで、それぞれ所長の方から催促等をしていただいているところでございます。

次に、保育料の値上げで、10%の延長保育料で、現行の保育料より高くなる人がいるので

はないかという質問であります、これにつきましては、3歳未満児で早朝のみ、または延長保育の午後5時から6時までの利用者で、第7階層以上の保護者は高くなります。改正案を予定通り希望いたしますと、現在の入所している児童でいけば、第7階層で3人、第8階層で5人、第9階層で8人、第10階層で1人の計17人の児童の保護者が現在より高くなります。このうち2歳児は8名でありますので、来年度になりますと、この分が上に上がりますけれども、また新たに入所される方が見えますので、ほぼ人数的には変わらないかと思えます。

それから、最後の5番目でございますけれども、3人目の保育料の無料化につきましては、町長からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、林議員にお答えいたします。先ほど来の値上げの問題について、町民に対してどうだということも含めて、お答えをしたいというふうに思っております。

まず、今部長が言いましたように、3問目のいわゆる3人目の保育料の無料の件であります。本当に9月7日に新聞紙上に出ました。この件につきましては、町民の皆さんも多分お目を通してみえるというふうに思っておりますし、ご存じのように、この話というのは、神田知事の選挙公約のマニフェストの中に入っております、実施するよということは聞いておりました、県の方から調査が入っておりました。

その段階で、今愛知県、63市町村ございますが、その半分はまだ検討中という答えで、我々もそういう状況を待っておったわけではありますが、実は、こういう感じでぴよんとマスコミに出てしまいましたので、我々としては非常に対処に大変困ったわけではありますが、ただ、ご存じのように、本年度6月の議会に松本議員からこの質問が実はございまして、3人目を無料化にしたらどうだというそんなこともありまして、いや町としては、県の施策も踏まえて考えていきたいという答えをたしか松本議員にさせていただいたというふうに記憶をいたしております。

そんな中で、現在、残りが半数だと言ったのは、調査の段階によってどこまでが答えたというのがちょっとわかりませんが、我々としては、検討中であるというふうに答えたのを、まだやらないというふうにカウントされたのかわかりませんが、残り8町村だけがやらないというふうに書いてあって、そこに蟹江町が入っておったというようなことも聞いておりました、ちょっとそれは実は間違いでありまして、我々としてはもうやる段階をいつにするかという検討をしていたわけでありまして、若干本当に活字の、我々の答えの仕方がちょっとまずかったのかなということも含めて、大変申しわけなかったと思っております。

そんな中で来年、本来ですと、来年度からやろうかという準備はしていたのは事実であります。しかしながら、保育料の問題等々につきまして、議員の皆様方にもご理解をいただく

ということも含めて、全員協議会をまた開いていただく旨、またお願いをして、そこできちっとした説明をしていただきますが、今現在、もしもできれば、この10月からさかのぼってやりたいなというような考えもございますが、全員協議会でしっかりとしたお話をさせていただきたいというふうに思っております。それは、保育料の再度階層の2階層についてどうだというような意見が、委員会で実は出されましたので、そのことも含めてちょっとお話をさせていただければありがたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただもう一つ、それで最終的に、この保育料の値上げの問題につきましては、担当が来る今申し上げました。蟹江町も、平成2年から実はこれはもう全く調整がしていなかったわけでありまして、ある議員さんからは、横江町長になってから全く値上げばかりではないかと、どう思っておるんだというそういう批判もいただきました。私もできればそう値上げをやりたくはないのは事実であります、申しましたように、やはり健全な財政を維持し、住民サービスをこれから未来永劫を続けていこうと思えますと、応分の受益者負担をいただかなければならないというのはご理解をいただきたい。そういう意味で、保育料も国の弾力徴収率から比べますと、やはり5割を割って4割を切ろうとしている状況になっております。階層によっては違いますが、それをやはり是正をしたいというのが最初の考え方でもございました。

これはもう条例で縛られるわけではなく、要綱でいけるわけでありまして、それでは、やはり住民、議員の皆様のご理解が得られないということで、全員協議会の場所で今年度出させていただきました。それを最終調整をさせていただき、最終日にお願いを議長にさせていただくつもりでございますが、最終的には、町民の皆様方にもご理解をいただきたく、階層の一部の部分につきましては、もう少し軽減策をさせてもらった方がいいのではないか、かといって、これをすべて無料化にするということについては、これはちょっとこれからは考えにくい状況になるというふうに考えております。

やはりこれからの保育運営につきましては、できるだけ蟹江町の実のこもったことをやりたい。そういう意味でいけば、ある程度の負担は、皆様方にご理解をいただかなければならない。それが華美なものであるのか、それとも過度なものであるのかについては、これからまたご検討いただく部分が残ってはおりますが、ある程度の結論をこの全員協議会で出させていただきます、そんなふうに思っておりますし、住民のご理解もこれからゆっくりしていただけると、またご理解がいただけるというふうに私は確信をいたしておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○6番 林 英子君

先ほど愛西市の話が部長の方から出まして、私は愛西市へ聞いてみました。そしたら、愛西市は、町村合併をした時点で、佐屋町のように安いところがあったので、やはり高福祉低

負担ということで一時下げた。でも、今度4町村の町村合併で上がったのであって、それこそ蟹江のようなこんな値上げはありませんよという報告でしたので、愛西市を見本にしないようにしてください。

それから、この表を見てみますと、均等割の額のみというふうに書いてあり、蟹江町は、3歳児や3歳未満児もすごく多くなっていますけれども、この均等割というのは幾らから幾らの人で、蟹江町で一体何人いるかなというふうに聞いてみますと、28万円、それから35万円、こういう方たちの均等割の保育料というのは、全く払えない状態になっているのではないかとこのように私は思います。この人たちにかけるというこの酷なことは絶対にやめていただきたい、そういうふうに思います。しかも、1,000人という中で何人の方が保育園へ預けていらっしゃるかわかりませんが、低所得者の方にはやめていただきたい。

この表を見てみますと、21年になりますが、収入のいい方は余り上げていないような、ここにあらわれておりますが、お金のある人は本当に少々無理しても払っていただいてもいいのではないかとこのように思います。本当に困っている人、税金を払い、40歳以上の人は介護保険だから、保育園を出している人は少ないだろうというふうに思いますけれども、これは余りにも量が多くて、表をつくるつもりでおったんですけれども、きちっとしたのがつくれなくて、見るにとどめて、いろいろと研究してきましたけれども、大体3歳未満児で、現行が5,200円の人が21年には1万2,680円、7,480円も上がるという計算です。そして、3歳児未満児で9,800円の人が、来年には1万4,690円、9,620円も上がるというものです。本当に3歳児では、8,130円が、21年には4,070円も上がるという計算をしてみましたら、なっています。1カ月に4,000円、5,000円、7,000円、9,620円も上がる。そんな生活がだれがしていけるのでしょうか。

先ほども言いましたように、本当に今、アパートも借りられなくて、大変な生活をしていらっしゃる家族もおみえになります。そして、先ほども話がありましたように、6月の住民税の値上げ、私もたまたま役場にいましたけれども、こんなに上がってどうするんだという話。まだ1週間ぐらい前でしたけれども、私は受付にいましたら、あるおじさんが本当に怒って見えまして。おれは生活保護にもなれないんだぞという話を外で聞いておまして、私はそばへ行って、もうしゃべりたい思いでしたけれども、役場の職員が一生懸命話してみえたので、私は行くことをやめましたけれども、そういうことは、本当に実態としてあります。この保育料というのは待たなしです。子育てしていくのに本当に大変です。

一方で、561万730円も滞納金があるということも事実です。払えないからです。子供さんが朝保育園へ行くのに、親はどんなつらい思いで、月謝も払っていないのに申しわけないなという気持ちで出しているのではないのでしょうか。だから、私は全面的に言うのではなく、本当に低所得者には厚い配慮を行って、この蟹江町で子育てをし、少子化対策の解決にもなる、そういう問題をきちっと言っておきたいというふうに思います。

それから、延長保育料の問題ですけれども、延長保育料、私が議員になったころは20%でした。それからやめまして、しばらくやめておまして、また、わずか30分で2,500円、そしてまた、今度は10%に切りかわりましたけれども、困っているから延長してでも働き、お願いをしているのではないのでしょうか。

先日、私のところへも話がありました。8時2分前に連れて行ったら、「あなた延長保育料を払ってないでね、外で待って」と言われたそうですけれども、林さん、こんなことってあると言って、私が前のときには、週に2遍おくれ、3遍目から延長保育料を取るといふうに聞いておりましたが、蟹江町のどこを見てもそのような規約とかいうことはうたってありません。それは一方的に、保母さんがそのように指示を受けて言うのでしょうか。そのお母さんは「2分前だよ、林さん、この暑いのに外で立って」と言われた身になってみや」と言われたので、では私が今度、聞いてみますといふうに言いました。そういう決まりがあってそういうことを言うことを指導していらっしゃるのでしょうか。そういうことを聞いておきたいといふうに思います。

それから、再度聞いておきますが、低所得者に対しての保育料の値上げ、どのぐらいまでを考えていらっしゃるのか、最後お聞きして終わりたいといふうに思います。どのぐらいの階層の人、先ほど言いましたように、一気に8,000円も9,000円も上がるようなところは、もう少し下げていただくとか、そういう考えはあるのかないのかを聞いて、終わりたいといふうに思います。

○民生部長 石原敏男君

それでは、先に保育料の値上げの関係の方からお答えさせていただきます。

先ほど町長も言われましたように、保育料の見直しにつきましても、さきの総務民生常任委員会の方で、一度修正案を出させていただいておりますけれども、これについても再度委員会の方で見直しという言葉もありまして、町長の方からもう一度修正案を出させていただくということで、お答えさせていただいておりますし、それに際して、先ほど町長の方から議長の方に、最終日に全員協議会の開催をしてほしいというようなことも言われておりますので、そのときにきちんとした数字というものは示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それからまた、今、よく議員が言われるように、今回は早朝の8時の2分前ということと言われておりますけれども、その方が1回だったのか、過去にもそれだけの例があったのかどうなのかは、私も把握しておりませんが、やはり反対に早く行かれても、仮にきちんと早朝とか、延長保育を契約されている方から見れば、またそういう反対の方向から見れば、きちんと払ってもらうのが当然ではないですかということも言われると思っておりますけれども、そのときの状況がきちんと我々としては理解しておりませんが、その辺のところについては、またきちんと、頻繁にあるようであれば当然きちんと契約してもらうような指導もし

なければいけないし、本当にごくわずか、何かの拍子でちょっと早く着いたというようであれば、それは受け入れるということで指導もしていきたいと思いますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。特に本当に、議員は言われた方、契約していない方の言葉を聞いての言葉になってくると思うけれども、反対に契約されている方の方から見れば、それは言われても当然だと私は思いますので、その辺のご理解もいただきたいと思います。

(発言する声あり)

○議長 菊地 久君

何か答弁漏れですか。では、答弁漏れをもう一度。

○民生部長 石原敏男君

先ほど林議員の方から、滞納額500何万円というふうに言われたんですけれども、過年度分の滞納額は、8月末現在で56万1,730円ですので、お願いしたいと思います。

○6番 林 英子君

私はもちろん今の人、2分前に行った人、暑いのに「外へ出ていりゃ」と言われたという人、その人しか聞いておりません。私が言いたいのは、そういう冷たい保育、そんなことをやってほしくない、私は。だって夜だって、近鉄の遮断機で1分や2分おくれることだってあるでしょう。渋滞しておくれることもあるでしょう。そういうときの気持ちを私は2分前に行った人が何人おったとか、その人がお金を出していないではないかとか、そうではない。私は本当に子供を抱いて必死に働く親の姿を見て、そんな2分前に、どこにそんなことが決められているんですか、そうではないでしょう。だったら、子供さんを置いて、親が飛んでいくかもしれませんけれども、そういう私たち皆、親ではないですか、そういう心遣いを今後も保育行政にあらわしていただきたいということをここに改めてお願いして終わります。

○議長 菊地 久君

ありがとうございました。この件につきましては、協議会がありまして、総務民生常任委員会でも議論していただいて、今、林英子君の一般質問がありまして、またそれを受けまして、協議会を開いたらどうかというようなことの動きが今ございますので、そのときに、いろいろなご意見を踏まえて、再度町側からご提案があると、こういうことをご理解をしていただきたいと思います。

では、以上で、林英子君の質問を終わります。

質問5番 伊藤正昇君の「愛知県立蟹江高等学校跡地計画について」を許可いたします。

○15番 伊藤正昇君

15番 新政会 伊藤正昇でございます。

通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、蟹江高等学校跡地利用計画について質問させていただきます。

蟹江高校は、昭和45年創設に当たり、先人の皆様のご尽力と地権者約40名の方々の理解

と協力により、昭和46年青山校長を初代に迎え、第1回生が入学し開校となりました。以降、設備、施設が見直され、校舎も増築され、平成2年第20回生まで約10年間、10学級編制となり、大学進学する生徒も多く見られました。その後、少子化の影響を受け、学級数も減少し、平成14年には5学級となり、この時期から蟹江高校と海南高校、いずれか廃校になるのではないかという話題になっていきました。

平成16年には、蟹江高校卒業生が中心となり存続の署名が始まり、1万291名分を添付し、愛知県知事、県会議長、教育部長に陳情書を提出しました。平成16年12月24日、愛知県教育委員会より蟹江町長に正式な廃校の回答がありました。愛知県教育委員会の少子化に対しての計画のなさ、さらに、県立高校新設が廃校の原因と思われる。平成19年3月をもって、わずか36年間で廃校になるとは思っていませんでした。約1万人の卒業生の心情を思うと、残念かつ無念でなりません。

そこで、6点ほど質問させていただきます。私自身地元議員として、蟹江高校廃校はまことに残念だと思います。

まず、1点目には、約4万9,000平米の土地に関して、当町では今後まとめることができないと思われませんが、この件につきまして、横江町長はどのように考えておられますか。

2点目、蟹江高校の管理は、町の教育課が担当しておると聞いております。平成19年から1年間、体育館やグラウンド、蟹江中学校の部活動に使用しておりますが、本年度、これはきのう案内状が来ましたが、今年度の体育祭等の行事はどうなるか伺いたい。

3点目ですが、蟹江高校は現在、有事のときの西大海用地区、富吉、新千秋の避難所となっているが、20年4月以降も継続して利用が可能か伺いたい。

4点目、愛知県立蟹江高校跡地計画についてですが、愛知県教育委員会は、跡地を町が活用する場合、一時的な利用については貸し付けられるが、恒久的な施設を利用する場合は、土地等を一括購入する必要があると言っておりますが、先日、タウンミーティングで、横江町長は無料使用と言われましたが、何年ぐらい使用されるのか、また、それはどのような方策か、あるいは町長自身の願望なのか伺いたい。

5点目ですが、蟹江高校跡地利用の未来を考え実践する会では、平成19年3月の提言書の中で、「蟹江高校36年間の歴史を持つ教育の遺産である卒業記念碑、記念樹の活用については、蟹江高校OBの切なる願いである」と記している。そこで、当町で所有できるのか、あるいは移転先はあるのか、伺っておきたいと思えます。

最後ですが、前にも述べましたように、蟹江高校跡地約4万9,000平米は、県の所有であります。万一当町が使用できない場合、無償提供している蟹江土地改良区第7工区管理地である3,100平米はどのようになるのか、県の見解をお尋ねください。

また、蟹江高校の浄化槽の排水が、第7工区内の水路にパイプラインで約500メートルにわたり埋設されている。日光川右岸堤防まで続いているが、早急に撤去をできるのか伺いた

い。

以上で質問を終わります。答弁よろしく願いいたします。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、私から一連に一括して、まず答弁させていただきます。6問にまたがったの質問でございます。

質問1です。

町長に対しての質問でございますけれども、昭和45年の創設に当たり、先人の皆様方のご尽力と地権者の方々のご理解とご協力により、昭和46年に開校に至ったわけですが、短期間、約4年ぐらいで広大な土地を取りまとめられたことに対して、敬意を表するところであります。ちなみに日光川ウォーターパークは、4万9,000平米を平成7年から平成15年まで9年かかっていることから考えれば、地権者の方々のご協力があったからこそだと感じております。

よって、このようなご尽力をいただいた土地でありますので、跡地利用に関しましては、蟹江高校跡地利用の未来を考え実践する会の提言も踏まえ、どのような方策がよいのか慎重に慎重を期して、さまざまな検討を内部で行っているところでございます。

質問の2でございます。

教育課の関係であります。現在、蟹江中学校の運動場は、体育館工事の関係で、昨年度に比べて若干狭くなっておりますが、昨年度と同じトラック1周200メートルを確保できるということで、本年度の体育祭は、9月21日に蟹江中学校の運動場で実施をいたします。また、文化祭につきましては、9月19日に、蟹江中央公民館で実施する予定であります。

質問3でございます。防災の関係であります。

ご承知のとおり、蟹江高校の管理は、蟹江中学校の関係もあり、教育課が担当しており、その期限は平成20年3月までとなっておりますが、それ以後につきましては、跡地利用がどのようなようになるか、現段階では白紙状態であります。しかし、このまま跡地利用が確定しない場合、町が県から管理委託を受けて、グラウンドのみが開放される場合も考えられます。

蟹江高校と同時期に廃校となった県立高校は、稲沢市の平和高校と知多市の知多高校があります。この廃校2校は、跡地利用が決まっていないようで、グラウンドのみ開放をしています。よって、蟹江高校跡地もこのような方向になれば、避難所の確保は、安心・安全なまちづくりという観点から考えて重点課題ととらえていますので、来年度以降も、避難所として利用できるように努力していきたいと考えております。

それから、第4問目であります。

一括購入することは現状の財政運用から考えれば、大変難しいものになると考えますので、愛知県との交渉の中で、一部を無償貸与できるような方策で努力をしたいと思っております。期限は長期にわたって貸与できればと考えております。このことも含め、全体の跡地利用に

つきましては、愛知県知事あてに要望書という形でまとめ、提出したいと思っています。提出する時期につきましては、12月議会にご報告を申し上げ、内容を精査していただき、議会にも賛同をお願いして、議会終了後に愛知県知事あてに要望ができたかと考えておる次第でございます。

5番目の質問でございます。OBの遺産の関係でございます。

県は、現段階で跡地利用が決まっていないので、決まり次第、考えていくというようなことをお聞きしました。

参考ですが、平成16年5月の時点での移築を検討したい寄附財産としては、築庭、樹木で、16種類ぐらいが対象になっているようです。

要望書にも記していきたいと考えております。

最後の質問の6問目でございます。

蟹江高校建設前にあった蟹江町土地改良第7工区管理用地を県に調査をいたしましたところ、昭和48年3月28日に、廃道水路敷、3,507.44平方メートル、11筆でございますけれども、国より買い入れを、さらに昭和54年2月20日、排水路敷、165.76平米、1筆を県が国より買い入れをしたものでございます。そのようなことで、国から県が買い取ったということでございます。

それから、浄化槽の排水用のパイプラインですが、跡地利用が決まるまでは、施設開放等で活用する可能性がありますので、大変申しわけないと思っておりますけれども、早急に撤去することはお許し願いたいと思っておりますので、よろしくご配慮のほどお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○15番 伊藤正昇君

ご丁寧な答弁をありがとうございました。

先ほど飯田室長の答弁の中で、グラウンドのみ避難所に使うということになると、避難所にならないんじゃないかなと思いますよ。これは体育館を使用させてもらわないと、避難所にはならないんじゃないですか。その辺のところは、よく検討しておいてもらいたいと思います。

それでは、新しくなられました教育長さんにちょっと聞きたいと思っておりますけれども、教育長さんは、この提言書は見られておりますか。

これを見ますと、先ほど申し上げましたが、昭和45年から、るる県が相当の金をつぎ込んでおるわけですね、これに。何億か何十億かという金をつぎ込んでおるわけです。それでもう約15年間ぐらいに恐らく何十億という金をつぎ込んで、それで少子化になったらもう終わると。もう県でのむだ遣いの最たるものじゃないかなと、そういうふうに私、考えておりますけれども、それは県の方針だから、町にああだこうだと言うわけでもないですけれども、

そんな中で、教育長さんもまだなられたばかりでございますけれども、この4万9,000平米の土地、何回か視察に行かれたそうですので、いろんな考えがあるかと思っておりますけれども、一言一遍伺っていきたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣ですけれども、蟹江高校跡地へ出かけたということと、蟹江高校の跡地についての考えみたいなことでいいですか。

何回行かれたかというような話があったんですが、3回ほど出かけておりますが、まずは今、蟹江中学校の体育館が使えないということで、運動場もそうですが、蟹江高校の体育館とグラウンドを使っております、生徒たちが。その状況がどんなような状況であるかということ、まず私の目で見ながら、先生とのかかわりということで見にまいりました。

それからあと、先ほどおっしゃられたような広大な大きな土地、そして校舎等々の配置とか、いろんな面について、私も別の面でまた確認をさせていただいたということ。

それから、これはちょうど教育課が管理をしておるという関係上、草がよく生えますので、教育の者が時々草刈りに出かれますので、私もそのお手伝いということで、あわせて出かけているというようなことで、蟹江高校の様子を見に行っているという状況であります、いずれにしても、廃校になってしまったということは、これは事実でありまして、これからのことを考えなければいけないだろうということは思っているわけでありまして。

今現在は蟹江中学校が、体育館が建設中でありまして借りているということですが、これ、期限が来年の3月いっぱいということ、私、前の方からも聞いておりまして、それで一つ切りになってしまうし、もちろん蟹江中学校も3月いっぱい新しい体育館ができます。そういう関係で教育課から離れるなというようなことは思っておるわけでありまして。

ただ、今現在進行形ということは、確かに蟹江高校を借りて使わせてもらっているということは、教育長としてもありがたいなということは思っておるわけでありまして、その後につきまして、先ほど、今、伊藤議員がお見せいただきました考える会の提言書ということで、3月に蟹江町の方に提出されていることも十分私も承知をしております。

今後のことについて、これは若干私の意見というか感想になるわけですがけれども、その中で、今後の跡地について、文教施設というような、そんなような希望も入っていたというふうに思っております。私としては、もしかなうなら、そういうようなところが入ってくるというのかと、それが変わるならば。

どうしてかといいますと、文教施設であれば、現存のグラウンドとか体育館等は残っていくんじゃないかな。そうすれば、もしも何かあったときに、またお借りできるんじゃないかなということと、あわせて、来年度からご承知のように総合型地域スポーツクラブというのが、生涯学習が担当で始まります。そういったことから考えますと、グラウンドと体育館もそういう活動の一拠点として、それも視野に入れて進めていけるんじゃないかなというよ

うな感想は持っておりますが、いずれにしてもそれは先の話でありまして、現段階はいろいろな方々のお考えでどのような方向になっていくかわかりませんが、そんな気持ちは、文教施設ということは思っておるところであります。

以上であります。

○15番 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

最後にもう一つ伺っていきますけれども、蟹江高校の東側の水路の際に耕作地がありますけれども、フェンスより大分背が高くなっちゃって、これから刈り入れが始まると、コンバイン等に、枯れ葉が中へ入り込んでしまって機械が壊れるという事態も起きますので、フェンスより下ぐらいのところ、これは、この提言書を見ると、海南と蟹江高校が合併して海翔高校という名前になっておりますので、恐らく海翔高校が後を管理するんじゃないかなという、合併をしているんなものが、例えば卒業証書なんかは海翔高校へとりに行かないかとか、そういうようになっておるそうですので、例えば、今は借りておるから町の教育の方で切れといっても、それはちょっと無理かもしれないけれども、これも海翔さんが管理をしてみえるんだしたら、早急にひとつ次長の方からちょっとお願いしたいと思うんですけれども、どんなものでしょうか。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

この辺は、県の財務施設課の方も見ておりますので、こちらの方から、私どもは通常の草刈りや何かはやらさせていただきますが、ちょっと大きいものについてはできませんので、財務施設の方とも相談してやらさせていただきますと思います。

○議長 菊地 久君

以上で伊藤正昇君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

3時5分から再開をいたします。

(午後 2時43分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時05分)

○議長 菊地 久君

質問6番 高阪康彦君の1問目「ネット教育といじめ」を許可いたします。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきまして、一般質問通告書に従い「ネット教育といじめ」というテーマで質問をいたします。

最近、使われる言葉に「ネット文化」という言葉があります。総務省の統計では、平成17年度のインターネットの世帯普及率は87%となっています。そして、この1年間にインターネットを利用したことのある人は推計8,529万人、人口普及率も推計66.8%となっています。また、この年の17年度には、利用端末として、携帯電話等の利用者の6,923万人が、パソコン利用者の6,601万人を初めて逆転したとあります。ネットを利用するのに携帯がパソコンを追い越したということでございます。

現代はネット社会の時代と言われ、いながらにしてあらゆる情報が手に入り、外に出かけなくともショッピングができたり、みずからの情報を発信することもできます。携帯がないと何もできないという人もいます。現在は、まさにネット文化という新しい文化の時代が到来していると言えます。

このように便利なネットですが、ネットには功罪があり、ネットの持つ匿名性を利用したワンクリック・フィッシング詐欺、出会い系サイト等のサイバー犯罪が大きな社会問題となっています。つい最近のニュースでは「闇の職業安定所」というサイトで知り合った者が、痛ましい非道な犯罪を犯し、逮捕されたとの報道がありました。また、ネットを利用し、携帯電話等でいじめが行われていることも問題となっています。

さて、1つ目の質問ですが、このようにインターネットは簡単に情報を手に入れたり、発信したりすることができるわけですが、そこにも一定のマナーがあります。メールを送るのにも、何げない言葉が相手を傷つけることもあります。子供たちがネットを利用するようになる前に、ネットでも実生活同様、自分が人にされて嫌なことは人に対してしない。した場合は犯罪になる。ネットに個人情報を上げるときは、よく考えて最小限にといった事柄をしっかりと理解させることが大切だと思います。

また、学校では当然インターネット等の授業もあると思いますが、インターネットには未成年者には不向きな有害サイトがあります。これら子供たちに見せないために、URLフィルタリングソフトの活用を考えると、対策が必要です。それを実行するには、家庭、親御さんの協力も不可欠となります。

このように子供たちが安全にネットを利用するためには、ネット教育が重要だと思いますが、学校としてこのような教育を行っておられるのか。行っているとすれば、具体的にどういった活動が行われているのか、お尋ねをします。

2つ目は、実際に小・中学生で自分専用の携帯電話を持っている生徒はどれぐらいの人数なのか。その数は全体の何%なのか。子供さんによっては、塾の送り迎え等に携帯を利用している子も多数いると聞いております。また、学校として、子供が携帯電話を所持することをどのようにとらえ、考えておられるのか。規制はされておられるのか、お尋ねをいたします。同じように、自分専用のパソコンを持っている子はどれぐらいの人数、%なのか、あわせてお尋ねをします。

3つ目は、ネットを使ったいじめの問題です。

ネットのいじめと聞きますと、3年前の佐世保の事件を思い出しますが、この事件はパソコンを利用していましたが、最近は携帯電話を使うケースが多いということです。この件をインターネットで調べてみると、「プロフ」これはプロフィール掲示板の略語ですが、プロフに「学校裏サイト」と呼ばれるものがあり、全国どんな地域でも大体の学校別に存在しているということで、中学生の間では当たり前のように知られているということです。このページに、自己紹介、クラス名等、自由に書き込み、画像もリンクをさせています。このような状況を学校として把握をされているのかお尋ねをします。

ネットのいじめは、加害者にも被害者にもネット利用についての教育が足りないことが原因と考えられます。家庭、学校、地域で子供のネットセーフティーについて教育と監督を徹底することで被害を防ぐことが可能と思われませんが、学校としての考え方をお尋ねします。

4つ目は、最近の報道ではやや下火になった感のあるいじめの問題ですが、現在のいじめの実態はどうか。また、実際にいじめがあった場合、そして、そういった相談をされた場合、現場ではどのような対処をされているのかお聞かせください。

以上4項目の質問をいたします。答弁をよろしくお願いします。

○教育長 石垣武雄君

「ネット教育といじめ」ということで4点ご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の質問のネット教育についてであります。情報教育の一部として、各学年、年間5時間程度指導を行っております。

内容としましては、どんなメールの送り方がいいのか、どんな場合に人を傷つけるのか、さらには著作権の保護の問題など、1時間かけて集中的に行う場合と、インターネットに接続するときの授業の初めなどに、接続するときの注意や危険性を説明するというようなことで、場面に応じた指導を行っております。

また、インターネットやメールのフィルタリングソフトについてであります。現在、町内の学校すべてのパソコンに導入をしております。さらに、各学校のコンピューター主任が、各学校の実践を持ち寄って情報交換を行ったりして、児童・生徒が安全で質の高い情報教育を受けられるように配慮をしております。

2つ目の質問であります。まず携帯電話のことからお答えをします。

携帯電話を所持している人数は、蟹江町の小学生2,175人のうち445人、20%、中学生は1,039人のうち663人、64%、小・中学校とも学年が上がるにつれてその割合は多くなっております。

個人が携帯電話を所持するということについては、それぞれのご家庭のお考えによるものと考えております。学校での所持は、どの学校も原則としては認めておりません。ただし、

登下校の安全上の問題などで保護者から申し出があった場合は、配慮する方向で考えておりますが、この場合も校内での使用は認めておりません。

次に、パソコンについてであります。

町教育委員会では、家庭のパソコンでも、パスワードなどで自分しか見られないという設定になっているものも含めて、個人のパソコンとして調査をしたところではありますが、その数で申し上げますと、小学生は2,175人のうち70人、3%、中学生は1,039人のうち154人、15%というふうになっております。

次に、ネットを使いたいじめの問題やプロフなどの危険性についてということでありましたが、そのことについては承知をしておりますけれども、実態を正確に把握できないのが現状であります。教育委員会としましては、7月の校長・教頭会議のときに、夏休みの生徒指導項目の一つとして、携帯電話の持つ危険性について指導するように指示をしたところであります。各学校では、それを受けて休み前の指導がされております。

また、蟹江町小中学校いじめ・不登校連絡協議会を開催しておりますが、その会議の初めに、学校裏サイトやプロフについて情報提供を行っているところであります。

セーフティーネットの問題であります。現状では、PTAや民生・児童委員との連絡協議会とか、学区安全委員会、学校評議委員会等で情報提供や情報公開をすることで進めておるところであります。

今後も、家庭、学校、地域が一体となって、児童・生徒の健全育成を図っていかねばと考えておるところであります。

最後に、いじめの問題についてであります。平成18年度1年間、昨年度のものでありますが、蟹江町の小・中学校が対応したいじめの件数は、報告を受けたものでありますけれども、10件ありました。小学校1、中学校9。平成19年度、4月から8月までであります。6件、小学校1、中学校5というふうになっております。

いじめにつきましても、どこでも起こり得るという認識のもとに、各学校では、いじめの予防、早期発見、早期対応に学校全体で取り組んでいるところでございます。実際にいじめの発見や相談があった場合は、関係職員だけでなく、校長が中心となって、学校全体で対応するような体制づくりも行っているところであります。

また、児童・生徒がいじめや心の問題を相談するためのスクールカウンセラーも、非常勤ではありますが、配置をしているところであります。

以上、簡単に申し上げたところでありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございます。

まず、少しお尋ねをしますが、1問目の学校のパソコンにフィルタリングソフトがついておるのは当たり前でありまして、問題は家庭でパソコンを持っている人にそれがついてい

かどうかということで、だから親御さんにもそういう教育というんですか、これでいくと中学生が現に15%、154人、自分のパソコンを持っているわけですから、その人たちのパソコンが一番問題なんですよ。学校のパソコンでそんな変なものを見られたら、当たり前のことですから、学校はもうそういったものが入っておると思うんですけども、それは親御さんにもそういうものをつけていただくとか、そういうプロバイダーを頼むとか、そういう教育をされているのか、ちょっとお尋ねします。それは1点です。

それから、2問目は数字ですから、これはいいんですけども、3問目です。

教育長さん、私もネットで情報をとるんですが、ネットの情報が必ず正しいとは限らないんですから、やっぱりこれも判断はしなければいけません、石川県の野々市町というのをご存じでしょうか。

(「いいえ」の声あり)

これはネットで調べると有名なところなんです。というのは、ここの学校は、町ぐるみで携帯だめ、小・中学生に携帯を持たせない運動をしているんです、PTAも教育委員会も。それでプロジェクトKというものに取り組んで、このKというのは、携帯のKと連携のKで、プロジェクトKということで、もう町ぐるみで子供たちに携帯を持たせない運動をしている町なんです。

結果、私は持たせないということにも非常に問題はあると思うんですけども、それによって、いじめが減ったし、そういう犯罪が、関連性はわかりませんが、減ったというふうに、これもネットに載っております。これ、検索すると必ず出ますので、有名なところなんです。

ですから、そういうことで、今、学校としては、学校に持ってくるのは禁止、個人においてはもう仕方がないと。当然そうなると思いますけれども、ただ、そのときにも親御さんに、学校で子供に教育するのではなくて、PTA等を通じて親御さんにも、携帯の怖さといいますか、今、親御さんに聞きますと、昔は子供に電話がかかるとわかるんですよ、取り次ぎますから。今、子供同士で電話をしているものだから、いつ電話がかかったかわからないという、この前も子供会のお母さんと話していたら、そういうことで、もう子供が何をやっておるかわからんということもありますので、親御さんの方の教育ということも重要じゃないかなというふうに思います。

それから4点目、いじめの問題ですけども、現場で対処されて、本当に一生懸命やってみえるということでありがたいと思うんですけども、問題がこじれて教育委員会のところまでぐらい上がってきたといういじめの問題はあったか、ありませんでしたかということをお尋ねします。

以上、ちょっとお願いします。

○教育長 石垣武雄君

まず、ちょっと私書きとめるのを忘れたかもしれませんが、順番にまず答えていきたい

と思います。

まず、1点目ですが、フィルタリングソフトについて、学校は当然ということで、そうだと思いますが、ご家庭でということで、これはやっぱりPTAとか、そういう民生とか、いろんな場面では情報を出しておりますが、実際に親さんに、そういうところの確認とかいうことはできておりません。いろんな場面でこれから、これは啓発していかないといかんなどということを思っているところであります。

2点目が、先ほど私、ごめんなさいね、いいえと言ったんですけれども、実は朝日新聞に、この前、9月2日に出ていましたので、これが実は私は熊本県のことを思っていたんですけれども、石川県野々市町ですか、確かに中学校まで持っていけないというようなことで、そういうふうに進めたということで、高校生までのところで実際にいろんな使い方について教えていくというようなところでありますが、それはそれとして、そこは町の方向ということで、蟹江町として、私まだ4月になったばかりであります、そういうふうな規制は考えておりません。

やはりこういう社会ということで、もうこれを、今、波がありますので、じゃ、その現状をどうしていくかということで、先ほど議員がおっしゃられた、学校じゃなくて家庭への働きかけをもっともっと強くしていく必要があるんだなど、そんなことを思っておりますし、先ほど紹介しました朝日新聞の9月2日号であります、出会い系中毒、中傷書き込み、落とし穴ということでありました。

ここの中にも、母親が心配をして、何かおかしいということで、携帯を娘がいなくなったときにあげようとしたら、あかないんですね。よくわかりませんが、暗証番号があるんですか、携帯にも。完全に、中学生なんです、親が、どういうことをやっているのかわからない。恐る恐る会社に言って、その暗証番号を解いていただいて見てみたら、出会い系じゃないけれども、どこかと待ち合わせとか、そんなようなことに発展していて、びっくりしたということで、早速そういうようなことのところからお子さんと話し合っ、解決に向かっていったというところであります。

実際に蟹江町内で、そういうような携帯、パソコンもそうですが、持っているお子さんはたくさんいますし、今、パソコンについても、先ほど申し上げた、うちでも使えるんです、パソコンでも。ところが、これに個人専用という場合があります。大人から、親さんがこれに介入できない場面もあります。こういうあたりについても、やはりそのあたりを親さんとお子さんがしっかり話し合うとかいうようなところを、これからの課題として私も受けとめて、また町内の校長・教頭会についても話しかけて、また、そういう場面をこれから積極的に、そういう時代でありますので、やっていく必要があろうかなんということは考えているところであります。

それから、これはこれからの話であります、きょう、先ほどちょっと休憩のときに戻っ

たときに机の上に置いてあった資料にこういうものがあるんです。

平成19年度インターネット利用安全・安心講座の開催について、これは愛知県の県民生活部長が各市町村のところの教育委員会に出しているものであります。これは今までありませんでしたが、開催期間が19年7月から平成20年2月までで、インターネットの利用安全・安心で、青少年またはその保護者に対して、インターネットにおけるコミュニケーションのマナーやルール、あるいはその責任等について学ぶ機会ということで計画を、県も今、動き始めようとしているところであります。

これについては、対象は、小学校は高学年、あと中学生、高校生も入ると思うんですけども、その講座があって、それには保護者とお子さんが参加して、そういうような講座を受けるということではありますが、なかなかこれも数がということで、そういう動きが今出始めたところではありますが、あわせて町内についても再度またそういう面について、学校の方から親さんに対して、または親さんのそういう危機管理といったらおかしいですが、そういうあたりについても進めていきたいなというところを思っております。

それから、いじめのことで、教育委員会まで上がってきたというか、教育委員会に電話があったり、相談、対応しなくてはならないということは、4月からでありますけれども、ありませんでした。

（「以前は」の声あり）

以前は、昨年度、あったと思います。

それについても、やはり昨年度の場合でも、教育委員会が受けて、そのケースは学校へ行かずいきなり教育委員会に来たと。学校の出来事ですので、それで、なかなかこれは親さんや何かも話をできないものですから、教育委員会の方から学校の方に、ちょっと様子を見てくれということであったと思うんですが、ことしについて、それで、大体が被害者からの申し出と、学校であったということで、あったいじめで指導したものもありますが、やはり保護者から、基本は、本年度もそうでしたが、学校の方の校長さんとか教頭さんに申し出たり、あるいは学年主任のところへということで解決して、今、把握している数については、これは実際に上がってきて、最後どんなふうな形ということで、決着といったらおかしいですが、必ず最後のところまでやって、またさらに、終わっただけではいけないので、見守りも継続してやっていくということで報告を受けております。

以上ですが。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございました。本当に学校の方で一生懸命やっておられるようで、安心をいたしました。

実はこれを質問するとき、全然わからなくて、どういう答えが来るか期待していましたが、安心しました。だから、これからも本当にネット社会という時代になりま

すので、もう小さいうちから教育をされた方がいいんじゃないかということでお聞きしたわけでございますので、また頑張ってくださいとさせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長 菊地 久君

以上で高阪康彦君の1問目の質問を終わります。

高阪康彦君の2問目「町界町名設定事業について」を許可いたします。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従い「町界町名設定事業について」というテーマで質問をいたします。

この質問は、同様の質問を平成15年の9月議会、同16年の9月議会で行っていますが、当時とは少し状況が違ってきましたので、改めまして、このことに対し、町の考え方、方針をお尋ねをしたいと思います。

蟹江町では、資料によりますと、町界町名設定推進の諮問機関として、蟹江町町界町名設定推進委員会が設置され、この委員会から、平成8年に道路、河川、鉄道など恒久的なもので区画した20区画の字界が答申され、この答申に基づき、町は町界町名設定事業の推進をしていると聞いております。以来、答申に沿った形で、西之森9丁目、宝地区、舟入地区が誕生をしています。

まず、質問の1つ目でございますが、町界町名設定推進委員会の答申を受け、町は事業を推進しているということですが、答申にはそれなりの経費もかかったと思いますし、この事業をするのにも費用がかかります。それをおいても、この事業を推進することは、それだけのメリットがあるということだと思いますが、改めまして町がこの事業を推進する背景、そのメリットをお尋ねをいたします。

2つ目は、この事業を推進する主体はどこなのか、お尋ねをします。

私は、この前の選挙で多くの住民の方々から、町名が長いので何とかならないかと相談をされましたが、そう思われた方はどこへ相談に行ったらよいのでしょうか。議員でしょうか、町内会長さんでしょうか、役場でしょうか。私は、この事業の主体は町であり、町自身が積極的に推進されるのが当然であると思いますが、事業推進の主体はどこなのか。町名変更をされた3つの先進地はどうだったのかも含め、お答えをお願いします。

3つ目は、町はこの事業を推進する方策として具体的にどのような施策をされておられるのか、お尋ねをします。

また、この事業の相談があった場合、どういった指導をなされているのか。それを実現していくプロセス、マニュアルといったものをお持ちなのか。例えば、まず最初に何をするのか、町名変更委員会の設置はどうするのか、その役員の選任の仕方とか、どこが主導権を持

つとか、住民の同意をとるための方策はどうしたらいいのか、いろいろあると思いますが、相談があった場合、そういった具体的なやり方を提案してみえるのか、それとも、その地域に全部お任せなのか、お尋ねをいたします。

4つ目は、町名変更を実現するためには、その地域の住民の80%の賛成が必要とありますが、これは以前の質問では、おおよその目安であるとの回答をいただいています。それでいいのか、先進地の数字はどうだったのかを含め、お答えをお願いします。

次に、町界の設定は答申された基本図で定められていますが、実際にはそのとおりでないところもあると聞いております。この基本図は絶対的なものかをお尋ねいたします。

5つ目は、本町地区の東の方は、蟹江町本町何丁目という地名になっていますが、その中には、ソノ割、ヨノ割などの昔の名前が残った地域があります。基本図を見ても、この地域もその区画に該当した「本町何丁目」とした方がすっきりすると思います。もし、この地域の人たちが、町名を「本町何丁目」に変えたいと思った場合、どういった対応になるのかお尋ねをします。

以上5点について、よろしく願いをいたします。

○総務部長 坂井正善君

それでは、私の方から、町界町名設定事業について、5点のご質問をちょうだいいたしましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、質問の1でございます。町がこの事業を推進するに至った背景並びにメリットは何かということであります。

これは、本町では平成2年3月から、学区を基本に、住居表示に関する法律に基づき、地番と建物番号が異なる住居表示制度を進めてまいりましたが、町内会を対象に説明会を行ったところ、規模が学区単位ということもあり、町名を変えることに相当難色を示されたということでもあります。

また、平成6年2月に設立された蟹江町住居表示制度実施促進協議会、これは事務局、蟹江郵便局でございますが、この設立に伴い、庁内に住居表示整備及び町界町名地番整理研究プロジェクトチームを発足させ、住居表示方式と町界町名地番整理方式の比較・検討を進めてまいったわけでございます。

一般的に、都市中心部の高層建築の多い地域には住居表示方式による方法が適しており、一戸建ての低層建築の多い地域では町界町名地番整理方式による方法が適していると言われることなどにより、町界町名地番整理方式が本町の現状にかんがみて最良の方法であるとの報告書が町長に提出されたわけであります。

これを受けて、平成8年5月に、町界町名設定推進の諮問委員会として、蟹江町町界町名設定推進委員会が設置され、町界を道路、河川、鉄道など恒久的な施設で区割した20区画の町界が示され、「わかりやすい町名、秩序ある地番」を事業の基本方針として推進していく

旨の答申が町長に提出されたものであります。

なお、このメリットといたしましては、住所の表記が短くなる。また、先ほども申し上げましたが、道路、河川等で町界が区分されることで、町界区分がわかりやすくなり、地番も一定の順序で振り直されるので、住所の確認が容易になる。さらに、町のイメージアップにつながる。これは、行政運営、それからまた、そういったものの表示の簡素化、こういったこと等々が、このメリットとして考えられるというものでございます。

次に、質問の2であります。この事業を推進する主体はどこになるのか。また、町界町名変更を行った3地区の場合はどうであったのかというご質問でございます。

この事業は、町主導で進めるのではなく、住民、さらに町内会等の方々の気運の盛り上がりをもって進めていく事業だと考えるわけでございます。事業の促進には、区域住民の方の理解と協力が必要となりますので、実施に当たっては、町内会で同意を取りまとめたいただき、さらに要望書として町長に提出していただいております。今後もこの手法で進めていきたいと思っております。

そこで、3地区の現在進んでおる場合の内容であります。

まず、西之森であります。これは、中瀬台及び蟹江新田、西之森地内、それから西之森9丁目でありますけれども、これは平成14年1月15日施行でございます。それから舟入、これは国道1号以南の蟹江本町及び西福田地内ですが、これはまだことしの平成19年1月13日施行の区域であります。この2カ所につきましては、単一の町内会であったわけでございまして、それぞれの町内会が主体となって事業を推進されました。

一方、もう一地区の宝地区でございます。ここは平成16年1月10日施行分でございます。ここは特に、海門の一部、それから舟入の一部、それから水明台、駅前団地の4町内会がまざり合う区域であったわけで、それぞれ各区長、それから町内会長さんが発起人となり「町名簡素・変更準備会」等を設立され、地域住民の方の同意を得るため、区長、町内会長さんを中心に、町名簡素化推進に向け毎月1回打ち合わせ会を開催されたと聞いております。

続いて、質問の3であります。この事業を推進する施策として何をしているのか。また、この事業を推進する方策の具体的マニュアルを持っているのか。また、相談があった場合、具体的なやり方を提案しているのかとのご質問でございます。

特別な施策はありませんが、毎年4月の嘱託員会の折には事業説明を行っております。また、町内会等から住民の方への事業説明要請があれば、こちらから伺っておるわけでございますし、こういった説明会を開催していただくようお願いをしておるわけでございます。

先ほど高阪議員が例として挙げられた内容のマニュアルでございますが、現在はないわけでございますけれども、住民向けの事業説明会用のマニュアルをマニュアル化しているというものでございます。

先月8日には、本町連合会さんから具体的な進め方のご相談がありましたので、今区長さ

んにも同席を願い伺ってまいりました。こういった相談のあった区域は、複数の町内会で構成されていたので、先例として宝地区の取り組み方等を紹介させていただき、同意書のとり方などについてもご提案をさせていただいたわけでございます。

また、その後、31日には今区長さんをお願いをして、住民の方への事業説明会を行ったということでございます。

続いて、質問の4であります。地域住民の8割賛成は目安でよいのか。町界町名変更を行った3地区はどうであったのか。また、町界の基本図は絶対的なものなのか。実際にはそのとおりではないところもあると聞いているがとのご質問でございます。

当初は、85%の地元同意のもと事業を進めていく予定をしておったというものでございますが、この事業を最初に施行した中瀬台町内会から、80%が精いっぱいであるというお話をいただき、同町内会が非常に前向きにこの事業に取り組んでいただいたこともあり、それ以降、80%以上の同意で事業を行っていくものとしたものでございます。

3地区の同意率でございますが、まず、中瀬台団地を含んだ西之森地区の同意率でございますが、80.7%、宝地区は91.2%、それから一番新しい舟入地区につきましては81.2%の同意をいただき、事業を実施してまいったわけでございます。

次に、町界の区域でございますが、土地改良や区画整理事業などで既に町名が変わっているところ、変わろうとしているところを含む区域は、基本図のとおりにはならないと考えます。

続いて、最後、質問の5でございますが、土地改良で「本町何丁目」と変更になった地区を含む区域に旧地名が残っている。この旧町名を「本町何丁目」としたいという要望があった場合、どのような対応になるのかとのご質問でございます。

ご指摘のように、この区域は旧本町字名が一部残っている状況ですので、「本町何丁目」に編入する方法がいち早く町名変更できる方法かと思うわけでございます。しかし、町界町名変更には、町名をわかりやすくすること以外に地番整理も行います。この方法ですと、豊台団地は別として、他の地区では地番を一定の順序で整理することができません。このことが将来に禍根を残すことになるのではと懸念をされるところでございます。

したがって、この方法については今後慎重に検討していきたいと、このように考えている次第でございます。

以上でございます。

○5番 高阪康彦君

ちょっといろいろと今のご答弁を聞いて、またお尋ねしたいので、よろしくお願ひします。

私がメリット、メリットとやかましく言うのは、やはり町はこんなにもいいメリットがあるんだということを、それがなければ町自体のやる意味がないものですから、さっき言われましてそれは確かに町名が短くなるのが一番です。

私が以前、企画課に聞きに行ったときには、本町なんかは地番が飛んでおると。それがきちんと北から並ぶから、これで行政効率が非常によくなくなるとかという説明を受けたこともあります。ところが、この前、舟入の方の地図を見ますと、別にきちんと並んでいませんよね、地番。あれはたしかそんなにはきちんと並んでいません。たしか、私、舟入のものをこの前見ましたけれども、これも余り当てにならないということで、本来は市になるのが一番いいんですけれども、本当のメリットというのはイメージアップなんですよ。

イメージアップというのは、例を挙げますと、ちょっと違いますけれども、電話なんです。実は商工会の会長、私がおりましたときの会長がこんなことをやったんですけれども、単なる05679の5の何番を0567の9何とかの何番とただけで、見た人はすごい町と思うんですよ。特に商工会関係の商売をやってみえる方は皆そうなんです。1けたの番号を見ると、何となく田舎だなと思うんです。これ、すごく大きいんです。イメージアップなんです。商売にとってはすごく大きいんです。

私の例を言いますと、私は「まるい」という呉服屋なんですけれども、遠くへ出張に行きまして、名刺なんか出しまして、おたくどこですかと。私、蟹江です。大字蟹江町本町字城と。あんた、もんぺでも売っておるのとか、こんな感じですよ。まあ言われたことはないですけれども。これが例えば蟹江何とか何丁目何番地だったら、また感覚が違いますよね。もっと言えば、名古屋市だったらもっと違ったかもわかりません。商売する人には、すごくこのイメージが大きいんです。

例えばインターネットで、名古屋へ転勤された方が調べられて、愛知県海部郡、これは田舎だな、あかん。愛西市、ああ、いいなということもあるかもしれません。これはイメージアップなんですよ。これは有形無形で非常に経済効果があると思うんです。

私は、住民はとにかく短い名前が便利ですから欲しいんですけれども、そういった本当のメリットがあるよと。だから、なるだけ町名を変えて、大字小字をとって、今のちょっとロマンチックな名前をつけるということをやりますと、非常にイメージアップで、そういうことを町は一生懸命にやっておると。4月の初めのときに嘱託員会議で言われるでしょうけれども、実はこういう運動をしています。よかったらやってくださいと。これには80%の同意が要りますよといったら、もうやれませんか。だれがまじめにやりますか、これ。

私の聞いた住民の方は、みんな、やってくれ、やってくれと言われますけれども、これ、8割をまとめるのは大変。私、本町の方で少しやらせていただいています、前もってアンケートをとりました。実際、賛成の方は、アンケートのとり方に問題はありますけれども、60何%という数字をいただきました。逆に言うと、60%というと、賛成した人は、私たちが賛成したのになぜやってくれないんだと、こうなるんですよ。ですから、今、町内会長さんを中心にして動いていただきますけれども、そのときに町が強力なバックアップをして、ぜひやってくださいというような姿勢でないと進みません。

だれがボランティアで一生懸命やって、それぞれの反対もあるんですよ。事実、電話でも名前でもこれは困らないんですよ、変えなくても。長いといたって、葉書なんか郵便番号を書けば今は来る時代ですから、ですから本当にいろんな意味で変えようと思ったときには、やはり行政主導というか、主体が町になり、そういう話があったときには、町が一生懸命バックアップをするという姿勢、鶏が先か卵が先かわかりませんが、そういう姿勢を示していただかないと、なかなかうまくいかないというふうに思います。

だから、そのメリット、言われましたイメージアップというところが、私は大きいのではないかということです。

ですから、事業を主体するのはどこなのか。今の話ですと、町は主体ではないと。主に町内会でやっていただけるということですが、これは町内会が手を挙げなければできませんので、これは鶏か卵かの問題でいいんですが、そういう問題が出たときには、町はやはりあくまでも強力なバックアップをするという姿勢が欲しいんです。その姿勢を示すためには、マニュアルなんですよ。

皆さん頭のいい人ばかりではないですから、先進地と聞いてきますけれども、どうやってやられたらこうと。こうやってやりました、こうやってやりましたと聞いてきますけれども、そのときの町の、やはり行政として、こういうふうがいいですよ、こういうふうがいいですよと言われると、それは動くんです、少しでも。そういうことを僕はお願いしたいなということなんです。

それから8割賛成、一番最初が85%と。そうですか、これは聞いてびっくりしましたがけれども、3地区はみんな80%をクリアしておるといえることですよ。なかなか大変ですけども、わかりました。

それから、5番の問題ですけども、今言われたように土地改良で残って、今になると本町なんかはまだ、ヘノ割というところがあるそうですけれども、そこはちょっと違いますけれども、やはりきちんと本町、例えばあそこは9丁目ぐらいか、駅の辺にあります、ソノ割とか何とか割というのが。何丁目と変えるのはいいんですけども、番地が飛ぶからいけないという、こういうことですか。それは非常に将来に禍根を残すと。それで今、慎重にならざるを得ないと。ということは、これ、できないじゃないですか。最後まで、その地区はソノ割、ヨノ割というふうになる。そういうことですか。

(発言する声あり)

番地が飛んで、やっぱりそれは非常に将来に禍根を残すといって、ずっと長い間には本町でも番地が飛んでいますよ。ここが100番地で、こっちが141番地と、それはなりますよね。だから、それは番地の問題だけだったら何とかできないかなという。実際その方にやってくれと、私、頼まれたわけじゃないですけども、だれが見ておってもおかしいですよ。ここまでが何丁目で、これだけのところがヨノ割とかソノ割とかあるんですよ。そこをきち

んと線で、やはり町が決めた区画にそろえた方がいいと思うんですけども、どうでしょうか。その辺のところをもう一回ちょっと質問して、お願いします。

○企画情報課長 鈴木智久君

高阪議員の言われておりますのは、本町何丁目のところで残ったところ、言い方は悪いかもしれないんですけども虫食いのところを本町何丁目にすればきれいになるかというようなご指摘だと思います。

これは冒頭、総務部長の方の答弁でもございましたように、我々もそういうふうを考えておりますし、そういうような方向にするにはどのような考え方を持っていけばいいのかというところで大変苦慮しているところです。先日もお伺いしたときには、個人的な意見ということでございましたが、この方法が一番すっきりと早く進むのではないかなということも申し上げたところでございます。

その実現に向けて、今回最後に示しましたように、慎重に検討したいというような文章でくくっておりますので、もうしばらくお時間をいただけませんかでしょうか。

ただ、やはり地番整理というのは町界町名の方の事業の一つの大きな目的でもございますので、そこを外してまた考えるということになりますと、ほかのところもいろいろとございますので、影響が大きいかということで、より慎重にならざるを得ないということが本心でございます。

以上ですので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○町長 横江淳一君

後ろから議長の視線を感じましたので、一言答弁をさせていただきたいと思っております。

この町界町名変更につきましては、タウンミーティングでも各地区で実はお話をいただいております。現実に富吉地区の町内会長さん、そして、ほかの地域の町内会長さんからも、どうだという話を実は聞いております。決して町が消極的になっているという、そういうわけじゃございません。あくまでも地域の皆さんの意見を尊重したいということでもあります。

しかし、それが一つ違いますと、いや、それはもう消極的で地域任せになってしまう。そういうふうにとられてしまっただけでは非常に残念ではありますが、ただ、私も実は蟹江本町に住まいし男であります。源氏才勝に今住んでおりますが、ここはいわゆる町界町名変更というんじゃなくて、いわゆる区画整理事業でもって、25年という長い月日がかかりましたが、地番を変更してございます。そんな中にありまして、この学戸という名前自身についても相当論議が出たことも事実であります、これはもう。そういう中でありまして、本町の一部地域は土地改良でもって市街化区域にしたという地域があります。これも事実であります。

そういう過去の歴史を踏まえて、まず町内会、8つの連合会の皆様方が一つになっていただいで、いろんなお話し合いをしていただけるということが前提条件であれば、当然もう蟹江町としては前に進んで、皆さんと一緒にやります。これはもうお約束をさせていた

だきます。

ただ、先ほど来言っております一部ソノ割だとかという飛び地になっている部分があります。これについては、やはり地域のコンセンサスが得られないと、これは非常に問題があるということもご理解をいただきたいと思います。

もう一つ、これは富吉地区でも、町内会長さんから再三再四これは要望をいただいておりますので、再度このことも含めまして町内会長さんをお願いをして、積極的に町も介入をしていきたい。ただし、あくまでもこれは民意を尊重したい。これだけのご理解をいただきたいと思います。

最終的に、町が一方的に、人が何を言ってもやるんだぞという、そこまでのリーダーシップがとれるかどうかというのは、その地区地区の事情によって必ず変わってくると思います。何とぞそれだけのご理解をいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○5番 高阪康彦君

町長の丁寧な答弁ありがとうございます。

民意を尊重するというのは、何か逃げ道のような気もするんですが、気持ちはよくわかりましたので、今、本町地区もちよつとずつ前へ動いています。また、よろしくご指導とご協力をお願いしまして、質問を終わります。

○議長 菊地 久君

以上で高阪康彦君の質問を終わります。

質問7番 山田邦夫君の「町財政と下水道事業の問題」を許可いたします。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫でございます。

町財政と下水道事業の問題について質問いたします。

現在、進みつつあります日光川下流流域下水道関連事業は、30年から40年にわたりまして、国・県・市町合計、これは数字が出ていませんけれども、約4,000億円と言われる大公共事業であります。国・県の方針変更、あるいはこれからの金利変動、それから町民の協力など、計画の狂う問題がいろいろ懸念されます。工期や工法、財政見通しなど、大づかみな基本計画から、年々の実施段階では、より具体的にむだの排除、いろいろな改善努力を年々実施する段階に合わせて真剣に、見直しに取り組む必要があると考えております。

さて、この計画は、6年前ですが、平成13年3月議会に県の計画が示され、その原案に基づいて工事が着々と進んでいるように見えます。この間、政治体制や経済の状況、社会情勢など激動しまして、当初の計画を粛々と進行させるだけでよいかどうか、心配の種が多くありまして、以下の問題を質問いたします。

質問の第1は、6月議会一般質問で、町財政の諸問題を質問しました際、下水道事業問題

は時間切れで追加質問ができませんでした。後日、6月議会の産業建設部長の答弁を検証したところ、我々が聞いておる当初計画に比べて、県の事業費、それから町の負担及び起債額が相当変わっております。変わっておる額は10億、100億という単位であります。この修正は議会に報告されていません。改めて当初計画から変わった主な部分の説明と町負担への影響をお尋ねいたします。これが第1問です。

数字が表で出ておりませんので言葉で言っていたわけですが、余り細かいところまで言わずに要点をお願いします。

質問の2つ目は、県が進めています幹線工事、それからポンプ場、それから終末の浄化センター及び蟹江町周辺の県の工事の進捗状況をお聞きしたいと思います。

特に蟹江町周辺では、県はどういう工事を今やっており、今後どう進んでいく予定であるか。町のやっている穴掘りと県のやっていることが我々にはよくわからない。くちやくちやになっているわけであります。

それから、質問の3でございます。現在、本町地区でJR駅前から俗称ですが新屋敷までの地域を、平成22年4月稼働予定で工事が進んでいます。この先、新屋敷と言っておるのは甘強酒造の工場の江向線の道のことですが、あそこから南の方の海門とか、そこから進んでいった蟹江川を渡って学戸方面へ着工する計画というのは示されていません。いつごろどうするとか、どうやるということは、全く実はわかっていない。あっちの方へ点々の数字が書いてあるだけです。ことしは幸いにして豪雨災害が今のところまだありません、まだわかりませんが、本町地区の浸水対策との関連が大変ありまして、今後の計画をお聞きしたいと思います。

質問の4は、この事業は、県が40年、町は30年、町債償還は50年で計画されています。年々関係者が入れかわっていく、町側も、数年という単位でいくと町長も副町長も部長も課長もかわっていきます。議会側もかわっていきます。そういう中で、当初計画を粛々と進めているのでは余りにもリスク要因が多い。国の年金問題のようなことになっては大変だと考えておるわけであります。

そこで4点についてお尋ねいたします。

小さい1つは、県が40年、町は30年で計画していますが、もちろん論拠があるわけですが、この合理性の主な論点はどういう組み立てになっておるのでしょうか。一般論として、いろんな建設工事というのは、でき得る限り合理的な範囲で、短工期でやる方が、経済性がいいと一般的には思われています。見直しの動きはないかどうかお尋ねいたします。六、七年前の計画のままで進んでいきたいということなのかどうか。

2つ目は、国・県の補助が一方向的に削減される。町負担が増加する。これは第1問で説明をいただくと、その数字が出てくるわけです。これは6月に実は聞いたんですけれども、細かい追加質問はできませんでしたので、わけがわからなかった。後で検証したら随分違って

いるなということがあったわけです。そういう国や県が変更する、町の負担がふえるということが一番心配されるわけです。どうでしょうか。防止策はあるでしょうか。

今、一番問題になっている小泉改革で始まった地方交付税の削減の問題は、これは予算審議のときにも申しますが、空手形をぼんぼん出されて、蟹江町は赤字債が40億円ぐらい積もっておるわけでありまして。そういうことで、くれるくれると言っておきながら、実はもう出せないよと国が決めてきてしまうという問題のようなことに出会ったら大変だという心配をしておるわけでありまして。

3つ目は、今後多額の起債を予定しています。長期金利は、今、日本は一番底にあるんであろうと思ひまして、これからは上昇が当然予測されます。仮に5年とか10年後に、現在の起債利率は2%前後で今借りておるわけですが、1%とか2%アップしたときに、どのくらいの影響が30年、40年、50年であるかというふうに、大づかみにつかめるかどうか、試算ができるかどうかお尋ねします。

4つ目は、マンションとか新築住宅がどんどんここ数年進んでおるわけで、現在も進んでおります。これらは個別浄化処理が進んでおりますが、建築主にしてみると二重投資、公共下水道の方でも金が今度要るようになります。今現在、浄化槽に投入してある、こういう人は、接続を渋るということが起きるんじゃないかと心配されるんですが、加入率を増加させる対策はどのように考えてみえるかお尋ねします。

まず以上であります。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、お答えをいたします。

町財政と下水道事業の問題について、この下水道事業、確かに30年から40年、大きな年数がかかるわけでございますが、そんな中で、国・県の方針変更、金利変動、それから住民感情の変化、いろんな計画の狂う問題が懸念される。当初計画のままではいかんであろうと。見直しをしながら適正に事務を執行すべきなのではないかとの質問で4点ほどいただいております。お答えをさせていただきます。

まず、質問の1番目、この6月議会で報告をいたしました事業費が当初計画と違ってきていると。変更された部分に関してのお尋ねでございます。

まず、大きく分けて2つございますが、県が行う日光川下流の下水道事業、この総事業費が変更されております。13年の3月議会で総事業費が約1,500億円と報告されておりますが、現時点では1,350億円に変更されております。その理由といたしましては、県が事業採択を受けるに当たりまして、建設費などを再度精査いたしまして、その結果、事業が縮小したものでございます。この結果、蟹江町への影響としましては、流域下水道事業に対する負担金、これは加入市町村の3市5町、これがそれぞれ負担するわけでございますが、この負担金が約29億円から25億円に縮小されております。

次に、蟹江町の公共下水道事業でございます。これは、総事業費252億円は変わっておりません。ただ、国・県の補助金が約103億円から88億円、構成比として35%程度、起債が約134億円から151億円、同60%、一般財源が約15億円から13億円、5%となっております。

次に2番目、愛知県が行っている日光川下流流域の工事の幹線、ポンプ場、浄化センター、それから蟹江町周辺での県の工事の状況をお聞きになりたいとのことでございます。

現在、県が行っております流域下水道事業の主なもの、これは弥富市の終末処理場の建設、それから中継ポンプ場が3カ所ございます。これは、弥富市と津島市と愛西市、これは旧佐屋町でございますが、この3カ所で中継ポンプ場を施工しております。それからあと、これらをつなぐそれぞれ市町の幹線の道路に埋設する管の工事が主なものでございます。これらを総合しますと、県の流域下水の全体の第1次事業認可区域、これの進捗率の約50%となっておりますのでございます。

次に、蟹江町内の県が行っている流域関連工事、これは東名阪自動車側道の日光川の手前、ちょうど西之森の郷中を来まして名阪とクロスする場所がございますね。あの近くに、すぐそばに喫茶店がございますが、ここで県がマンホールの工事を完了いたしております。

それから、東へ行きまして須成地区、こちらの地区では、東名阪自動車道と藤丸団地、七宝へ行く北のラインですね、あれと名阪自動車道が交差する付近、これでマンホール工事を行っております。なお、藤丸団地内でも、松葉という喫茶店の付近でも、発進用の立坑が現在施工中でございます。

それから、質問の3でございますが、現在の施工地区、本町地区の東側、JRの蟹江駅あたりから新屋敷、これを第1期事業認可区域として、平成22年度稼働予定で工事が進んでおります。この先、質問にありました海門地区、それから学戸地区への着工計画が示されていない。本町地区等の浸水対策の関連で計画を聞きたいとのことでございます。

まず、海門と蟹江川西の学戸地区は、確かに第1期事業認可区域外となっておりますが、今年度、県が流域下水道事業の変更を行います。現時点の第11号接続点、これは県の幹線の接続点でございますが、これは今現在、甘強みりんでございますけれども、それから第13号接続点、これが蟹江川の西にある中部電力の変電所付近、これの変更を考えておりまして、これに伴いまして、町も新たにこの地区を含め認可地域を拡大する予定でおります。

なお、着手につきましては、平成20年度ごろから基本設計に入りまして、23年度以降工事に取りかかる予定でおります。

それから、4番目でございます。本事業は、県が40年、町30年、起債の償還が50年、非常に長い年月がかかる。非常にリスクが多い。その関連で4点のお尋ねがございました。

まず1点目、事業計画を見直して、施工年次の前倒し、合理性を見直したらどうだということでございます。

確かに、合理性、経済性でいえば、施工期間が短期であればあるほど効果があるのは間違

いございません。しかし、この事業は、広域のスケールメリットとして終末処理場の建設費、それから幹線管渠整備費、それから各市町の負担緩和、こういう考え方がありまして、3市5町の日光川流域下水道関連事業としてスタートをしております。このために、施工期間は県が実施する日光川流域下水道事業の40年を基本といたしまして、各市町20年から40年の間で定めております。こういった条件のもとに今後も全体のバランスを考慮しながら、まず第1期事業認可区間を早期に完成すべく、適切に進めてまいりたいと思っております。また、見直しにつきましては、基本となる県の流域計画が見直されると聞いておりますので、対応していきたいと考えております。

それから2問目ですが、国・県の補助金、これが一方的に削減されるおそれはないのかとのご質問でございます。

まず、国におきましては、三位一体改革の動きの中で、公共事業の関連経費が削減される、こういう方針が検討されております。ただ、下水道事業実施に当たっては、事業計画を定めまして、その中で財政計画を立案し、国の認可を受けて事業を進めております。また、下水道事業そのもの、これは国が重要な社会基盤整備と考えておりまして、一方的に補助を削減されることはないと考えております。著しく普及がおくれている町下水道事業、これに対しまして、前年度を上回る事業費の確保に向けて、今後も引き続き国に要望してまいります。

それから3番目、起債の変動など財政負担は大丈夫か。

確かに財政計画上の収支モデル、この起債利率は3%固定金利の元利均等償還で計算されております。大体試算しますと、返済額は元利合わせて約280億円程度となります。仮に利率が一、二%上昇した場合の起債償還の負担は、約5,000万円から8,000万円ほどの負担増と考えております。起債の利率は、期間が長ければ当然変動をいたします。当然のことながら、経済情勢に常に留意し、利率の変動をにらみ、場合によっては下水道事業基金も活用しなければと思っております。

次に4番目、個別浄化槽が進んでいる。下水の加入率、これを懸念をしてみえます。

確かに現在、町では河川などの水質汚濁を防止するために、合併処理浄化槽を進めております。平成22年度以降、日光川下流流域下水道の供用開始がされた後、もちろん地元説明会、町広報などで公共下水のPRを行いまして、接続を促し、合併処理浄化槽からの切りかえをお願いしていきたいと考えております。

また、この問題に関しましては、先進市町同じような悩みを持っておりますので、取り組み状況なども参考に加入率の向上に努めたいと思っております。

以上で終わります。

○3番 山田邦夫君

山田でございます。

前段の質問に入る前に、私は、これは大変大きな大事業なので、その時々に応じて、むだ

の排除と改善努力に努め、やってもらわなければいけないと、真剣にそう思っておるわけですが、既に五、六年、これは工事を、細かいことをやり始めておるわけです。産業建設部次長とか新しい課長とかは実務に携わっておるわけですがけれども、工事計画を粛々とやるという中でも、むだの排除や改善ということは常にあるものだと僕は思うんです。

そういうような、例えば小さな事例でも、自分たちの努力でそういうことをやったとか、やりたいという状況はあるのかどうか。それは考えてもいないのか。急ですけれども、お尋ねします。

それから、第1問目の数字が変わった件であります。皆さんに本当は比較表を配っていただくが一番いいわけですがけれども、私が聞いたり調べたりしたところでは、県の総事業費が1,500億円から1,350億円に下がった。150億円下がっているんですね。これは非常に結構なことだと思います。それによって町の負担が29億円から25億円に4億円減ったと、この流域下水道工事部分の負担金がですね。

それから、それに基づく蟹江町内の蟹江町の公共事業部分の全体の252億円というのは変わっていないけれどもとおっしゃったけれども、その中身は、国・県の補助が103億円から88億円になっているわけです。15億円減っております、国・県の補助が。町の起債が134億円と当初我々は表をもらっているんですが、それが151億円に17億円ふえております。流域と公共下水を合計しますと、当初に聞いたところでは177億円の町当初負担が、あと金利を足すと別ですよ、189億円に11億円上がっております。

着工数年で町の負担が10数億円ふえるということは、非常に問題だと思います、今聞くと。これは6月にも感じましたが、そういうようなことが今後起きては大変だなという心配をしておるわけでありまして。そこについては、いや、心配があるとか、いや、それは違うんだということがあれば、お聞かせいただきたい。

それから、同じく県の補助金、今の公共下水道部分ですね、88億円というのは、具体的にはどういう補助をしていただけるのか。例えば年々町が工事をする。その事業費の案分で県がくれるのか。あるいは、県は予算を組んじゃって、予定しているから、決めた額が実額もらえるのか。もらえるものなら、町は自分の工事で節約したほどもうかるわけですね。町が一生懸命にやって、安く見積もってもらって落として安くしたら、県の補助も減ってしまうと。町が努力して、県もいい目をするということは起きます。これはどっちでしょうか。

それから、先ほども申しましたが、補助の基準や方法が国や県で一方的に勝手に変更されることは本当はないのか、どうやって担保されておるのか。だからこそ、先ほどいろいろ担当者はかわっていつてしまうんだがということを申し上げておるわけでありまして。

質問の3で、海門地区から源才への方はどうなるかということについては、今回実は初めて聞いたんですが、第1期事業計画というものがあって、甘強酒造のところまでとなっておりましたね。それを県が、9月に入ってからですか、最近ですか、海門の今の11号接続点か

ら変電所の辺の13号接続点までやるというのを事業認可したとおっしゃいましたね、さっき。それで、それは1期事業計画というのは、要するに平成21年までのことを言うのか、いや、それほどはっきりとしたことではないというのか。先ほどの答弁の中では、何となく21年末稼働するまでに県の幹線を変電所のところまでやるように聞こえました。

それで関連するのは、それがいかないと、実は山本医院の辺の信号のところから近鉄をくぐって南へ行かないと、排水機がやれないわけです。ですから駅前団地へこの下水が延びていけば、それによってあそこの公園になっておる集中浄化槽が要らんようになって、そして排水機の1期改良工事がやれるという段取りになる。それに非常に大きな期待をしょっておるわけです。それによって新本町線の下の暗渠のたまり水を引いておけば、貯留池機能を果たして、水害が相当時間防御できるんじゃないかという理論づけであります。本当にそうだと思います。

ですからこれは、いや、平成25年ころになるという話と平成二十二、三年にはやれるようになるというのは大変違うんです。たまたまことは災害を免れています、ついきのうやおとといでも鳥羽の方や羽島の方では起きていますね。ああいうことがいかに小さく防げるかということは、それは防ぎ切れない天災もありますけれども、今の状態では人災状態にあるので、1年でも早く排水機をやってほしい。その計画年次はどういうふうになっていくんだろうかという多少の見通しをお聞かせいただきたい。

それから、4の1で私はできるだけ工期を早める方がいいんじゃないかということを行いました。答弁でありましたように、県は少し1期事業に延長をどうも組み入れていただいたようであります。これは俗に言う前倒しです。できることなら早目にやった方がいいというのは、早目にやれば費用はたくさん要ります。ですけれども、本町とか学戸の辺の人口密集地は今どんどん投資している。投資していることを、町で勝手にやりませんが、県がやるところをやってくれた。その先については、蟹江町はできる限り早くやった方が、そこで下水が稼働したときに、受益者負担というものは当然稼働すれば発生するわけです。そうすると事業費の一部負担がどんどん入ってくるようになります。

それから、使用料が取れるようになります。これはもう維持管理費が取れるようになりますね。そういうことで将来の負担が軽減できるから、早く稼働できるところは早く稼働した方がいいよと。余分な先行投資はしない方がいいよと、そういうふうには、これが一般事業の当然の考え方です。

それからもう一つは、現在の起債が非常に低金利です、2%やそこらは。これが来年変わるか再来年変わるかわかりませんが、もう安いうちに借りるものは借りる。それで償還はちょっと先延ばししておいてもいいんですが、低金利で決めてしまえばですね。現在、しかし最近の新聞などで見まして、市町村の財政困難に陥っている中には、下水事業の非常に高金利が書かれております。20年も前からやったところは高い金利を払っているわけです。それ

であっふあっふしている。だから少しでも安いうちに借りた方がいいという見解であります。

以上の点について再度ご答弁をお願いします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、追加質問ということで4点をいただきました。

まず、むだの排除、それから経営努力、これはこの5年間で実績が出たのではないかと。改善した事例があれば聞きたいということでございました。これは当然、担当次長、課長一生懸命やっております、私どもから見て努力されている点について少しお話をしたいと思っております。

まず、施工に関しては、ゲストエリアを統一いたしまして、まず仕事のやりやすさ、これを重点に置きました。それから請負業者、この辺の住民対応も指導いたしまして、企業努力によりましてスムーズに仕事ができるように切磋琢磨をしております。それから設計面においても、同一事業ということでとらえまして、経費等につきましても合算経費ということで節減を図っております。

それから、質問の2でございますが、総事業費の変更で町の負担が10数億ふえる。これは、変更は大きな問題ではないかというお話でございますが、まず、この当初の基本計画が資金の算出基準、これは計画全域面積を単位単価、1ヘクタール当たり幾らという単価で乗じて計算されたものでありまして、その後、実際に事業をやる段階に当たりまして事業の見直しをしましたところ、252億円の事業費は変更しておりませんが、パーセンテージの割合を含めまして国費が若干落ちてきたということでございます。特に心配な点ではございません。

それから見直しでございますけれども、さきにお答えしましたとおり、県の流域計画が見直されますので、それに合わせて町も再度精査をいたしたいと思っております。

それから3番目、国庫補助金、これは実際どのように補助されるのか、また、補助基準などが一方的に変更されることはないのかということでございます。

まず、毎年度の補助金、これは事業費を算出しまして、交付申請を行います。ことし例えば5億円なら5億円、この事業をやりますよということで国へ申請を上げまして、許可を得た後に工事を執行いたします。年度が終了し、事業が終わりますと、実績報告を行いまして、この実績に基づいた対象経費、要するに5億円のうち3億円が補助対象であれば、その2分の1の1億5,000万円が国庫補助金として交付されます。この積み上げが88億円と想定しております。

それから基準の変更、これはさきにお答えしたように下水道事業、これは国にとっても大変重要な社会基盤施設ととらえておりますので、一方的に補助基準が変更されることはまずないと考えております。

それから、本町地区の浸水対策に関連して、実際に、じゃ、本町地区の浸水対策の計画にはいつ入れるのかと、非常に心配であるということでございますが、県の幹線工事を延ばし

た理由は、事業が大体見えてきましたので、新たに追加をやりまして、次の世代をにらんだ変更でございます。ですから、22年までやるということではなくて、その次の計画に今入っているということでございます。ですから、実際に本町地区の浸水対策につきましても、平成22年度以降に基本計画も含めて考えていきたいというふうに思っております。

それから、事業の前倒しをすることで、受益者負担、それから使用料が入り、事業負担の軽減につながるのではないかと。また起債も、早く借りてしまえば低金利で済むんじゃないのかということもございますが、事業の前倒し、これはさきにお答えしたとおり県の流域でやっておりますので、全体のバランスを考えて基本として進めていきたい。

ただ、事業認可の中でも、当然これは施工の方法だとかいろいろ検討しながら、早くやるにこしたことはないんですが、全体のバランスもありますので、常にそういうことを念頭に入れながら、できるだけ早く進めたいと思っております。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

下水道事業は、基盤整備として国が認めている認可事業で非常に大事なものだと思ってるから、まずいいとおっしゃいますが、私は、国も県も大変困窮疲弊しておりますので、方針は政権が変わるとがらっと変えると思うんです。小泉さんが変えたように、小泉さんの後また変わるよという、だから甘く見てはいけない。希望的予測でもいかん。企業だったら本当につぶれちゃうんです、そういうことがあると。しかし、行政はつぶれないからまだいいんですが、つぶれるところも出ますけれども、そういう意味で厳しく当たってほしい。

そういうことを長期的に一生懸命に考える人をひとつ養ってほしい。当ててほしい。現在優秀な人が当たってみえますが、その人たちも3年、5年でやめていくわけです。ですから、長いこと長いことやらなんですから、そういうことを。

最後に、町長にご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

大きな事業ですので、汚職があったり何かしては、なお大変ですけども、そんなことは言わなくても工事費の削減とかむだの排除、町の工事でやる部分についてはいろいろ考え得ると思うんです。そういうこととか、それから工期の前倒しをした方が密集地についてはいいのではないかなと私は思っているんですが、そうはいってもどんどんあり余っておる金をつぎ込むわけではありませんから、しかし、でき得る限りそうした方がいい。しかも県が前倒しすると言ってきたんですから、学戸まで、そこまで来ますから、非常にチャンスですね、ここら辺をやるのは。そういう前倒しの問題。

それから、長期的な視野では、真剣によい仕事をしてもらえる人材に配置と育成、これが決め手だと思いますので、私が誘導しておるわけではありませんが、町長のご所見をお伺いして終わりたいと思っております。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたしたいと思います。

先ほど来る担当の方からご説明を差し上げました。この公共下水道と、それから流域下水道を足して、いわゆる数十年、20年から50年を費やしてやる大きな事業であります。名古屋市の下水道も、全国からいくと愛知県の下水道の普及率というのは高い方ではございません、名古屋市を入れても69%ぐらい、名古屋市を抜きますと、これはもう50%ちょっとぐらいにしかありません。ましてや、この海部郡につきましては、まだ認可がおりたばかりで、この地域はまだ普及率はゼロであります。そういうことを考えると早急に整備が必要であるということと、国の認可をいただきまして16年からこの施策にかかわっているというのは周知の事実であります。

そんな中で、全体計画で、流域下水のことは別といたしまして、下水道計画につきましては252億円で蟹江町の持ち出しも数十億円という大きなお金であります。最終的には、当初30年計画、そして償還が30年目のものについてはあと30年、都合60年という本当に気の遠くなるようなスパンで物事を広くリスクを分散しているという、そういう考え方でこの事業がスタートしているというのは、議員もご承知おきだと思っております。

そこで、今ご指摘をいただきましたむだをなくすということでもあります。これも国・県の補助金をいただいておりますということは別といたしまして、工法についても、今後、国も多分いろんな方策を練ってくるというふうに思っております。

たまたま私は、この19年度、20年度で、町村下水道の推進協議会の愛知県の支部長という大きな役を实はいただきました。ことしも国に対しての陳情に代表として行く予定になっております。先ほど来ちょっと危惧をしておみえになりました、国の政策はころころ変わるから気をつけろと。まさに、このことにつきましてどうかは別といたしまして、補助金等々の陳情につきましては、当然我々はふんどのひもをぐっと締めてかかりたいと。そして、むだをなくすための今後の入札方法だとかというの、もう既にトライをさせていただいております。

そんなことも含めて、あと工事の削減、これも実は今年度、河川局の方へ陳情に行きましたときに、国交省の方が新たな工事の方法を、こんな方法にするともっと安くなるんじゃないかだとかということ今ある一部の地域で施工しているそうです。これがまだ表に出ておりませんが、全体像も国としても歳出を少なくしたいというのは事実でありますので、またそれが表面化をしまえば、この1,500億円というのがまたひよっとしたら縮まるのではないのかなということも含めて、工期も縮まるのではないかという期待をいたしております。

あと、前倒しをしてかかれということもおっしゃっておみえになります。これも県とよく相談をして、できることでしたら早目に施策ができるような、そんな方策も考えてみたい。ただし、リスクが増大するようなことがあれば、これも慎重に考えていかなければならないということもご理解をいただきたいと思います。

あと、問題は人材の育成であります。おっしゃるとおり担当は数年でかわってまいります、継承できるような人材の育成も含めまして、町長も含めまして、これは継承していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたい。

いずれにいたしましても、大変わかりにくい部分がこの下水道にはあります。ですから、毎年毎年でありますけれども、進捗状況、そして第1期工事が終わりましたら、先ほど担当が言いましたように20年度から23年度に向けて、また工事の設計を始めなければいけません。またそのときになりましたら、どうだということもお示しをさせていただきたい。

それと、遊水地の確保の問題も決して忘れてはおりませんので、何とぞまたいろいろなご助言をいただければありがたいというふうに思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思えます。

○議長 菊地 久君

以上で山田邦夫君の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

(午後 4時35分)